

の間に在らざるべからず、之を以て今の嫩江に擬すること恐らくは穩當ならず。然れども烏納水の所在を以て上京・臨潢間即ち阿勒楚喀より波羅和屯に至る間とするは餘りに漠然たるを以て今試に之を限局せんか、先づ後文考定せるが如く、金初の泰州は今の Paibur Chagan nôr より當時の三四百里西方にありしものにして、烏古迪烈招討司が烏古迪烈(金初の)より治を移したる處なるを以て、泰州は烏古迪烈より東方に在りしこと推測に餘あり、次に泰州の婆廬火が旅行中烏古迪烈に薨ぜりとの事實も之が旁證たらずんばならず、而して金史の地理志に、烏古迪烈路が蒲輿路と近しといふは、招討司の治所と近しといふにあらずして、之を中心としたる本部の遊牧地、即ち烏古迪烈路と近しといへるものなるべし。之を要するに、遼の壽隆二年九月に烏古敵烈(烏古迪烈)部の一部分(必ずしも全部とは言はず)は烏納水を中心とする東蒙古の東邊に徙され、烏納水は大體に於て今の洮南府より Sira-muren に至る中間に位する某河に比定せらるべきものにして、或は D'Anville の地圖の Khol-pira (支那圖に郭特爾河) が即ち其れならんかとも想像せらる。此地方の地圖にして精確なるものを得ざる以上、かゝる比定を試みるは寧ろ無用の業なれども、姑らく露骨に卑見を吐露して大方の斧正を得んと欲するなり。

以上述ぶる所により、金の烏古迪烈統軍司は遼の其れと名同くして地異なれることを説き盡したるが、獨り西北路統軍司の名は遼に有りて金に無し、而も金史<sup>卷八</sup> 白彥敬傳に「熙宗罷統軍司、改招討司、遣彥敬、分僚屬、收牌印、諭諸部、隸招討司」とあるを見、更に兵志の記事によりて天德二年に烏古迪烈統軍司が招討司と改まりたる事實に徴し、又更に婆速府路統軍司が同年を以

1 松井學士は烏納水は金史(卷二二)粘割韓奴傳に見ゆる兀納水と同一河なるが如くに述べられたれど、果して然らば、是れ亦從ひ難し。韓奴傳には「天會八年遣耶律余睹・石家奴・拔禹速、追討大石、徵兵諸部、諸部不從、石家奴至兀納水而還、余睹報元帥府、曰聞耶律大石在和州之域、恐與夏人合、當遣使索之、……」とあり。余睹傳(金史卷一三三)によれば、天會四年より同十年叛を謀りて逃走するまで、彼は西京に居りしこと略ぼ疑なく、石家奴傳(卷二二〇)には「既而以本部屯戍西京、會契丹大石出奔、以余睹爲元帥、石家奴爲副、襲諸部族以還、……」とあれば、彼等は西京即ち今の大同府を出て、耶律大石を追撃せしものなり。茲に和州とあるは、元の世に火州とも、合刺火者とも呼ばれし處にて、今の哈喇和卓(Kara-khoj)にして新疆省土魯番(Turpan)の東南に在り、此時耶律大石は固より此地方に居りしにはあざれども、彼等は此く傳聞したりしなり。とに角、耶律余睹等は今の大同府を出て、西行して天山方面に向ひしなり、即ち兀納水は少くとも大同府以西の地に在りしものにして、かの烏納水とは其の名の似たるのみにて實は全く異なる河なり。

2 金史(卷三)太宗紀に「天會三年二月丁卯以厖葛城地、分授所徙烏虎里・迪烈二部及契丹民」といひ、習古廼傳(金史卷七二)には「以厖葛城之地、分賜烏虎里・迪烈底二部及契丹人、其未繫者聽任力占射」とあり、烏虎里は烏古にして、迪烈底は迪烈なれど、たゞ厖葛又は厖葛と名くる城の位置明ならざるを遺憾とす。



て陞格して總管府となりしに考へ、白彥敬傳の記事は決して烏古迪烈なる一統軍司の改稱を指すものにあらざると想像し、金も遼と同じく、國初以來西北路統軍司を有し、熙宗の命によりて熙宗の晩年もしくは次の海陵即位の初め頃、即ち烏古迪烈統軍司と同じく天德二年に招討司と改まりしものなりと推定す、但し西北路には國初以來招討司の設ありしこと次項の招討司考に述ぶるが如きを以て、西北路統軍司は實に改稱せられしに止まらずして、從來の招討司に併合せられしものか。

終に臨み一言すべきものあり。吾人は白彥敬傳の記事によりて熙宗の時、統軍司は招討司と改まりしことを述べしが、而も之と殆んど時を同うして大名統軍司の設置あり、それが天德二年に廢せられて、南京陝西山東の三統軍司は之に代つて設けられしこと亦前に述べたり。此矛盾は如何に解釋せらるべきか、吾人は以爲らく、白彥敬傳の記事は滿蒙地方に於ける統軍司が招討司と改稱せられしことを意味せるものにして、この改稱は支那本部に於ける唯一の統軍司即ち大名統軍司には及ばざりしなり、換言すれば、熙宗の晩年（又は海陵の初世）以後支那方面の邊防に當るものを統軍司といひ、滿蒙方面の邊防に當るものを招討司といふに至りしなり、隨つて金史百官志に統軍司の職掌を以て、「督領軍馬、鎮攝封陲、分營衛、視察姦」とするは海陵以後の統軍司

に就いて言へるものにして、其れ以前のものは、寧ろ招討司の職掌なる「招懷降附、征討携離」と大同小異なりしなり。

## 二 招 討 司

招討司の名も亦遼に始まる、遼史<sup>卷四六</sup>百官志、北面邊防官の條に、西南路西北路西路の三招討司あり。西南路招討司は一に西南面都招討司といひ、太祖の神冊元年<sup>九一八年</sup>の設置に係り、西夏を控制するを以て任務とする西京諸司の一として擧げられ、西北路招討司は西北諸國を控制するを以て任務とする西北路諸司の一として、西路招討司は西路諸國を控制するを以て任務とする西路諸司の一として數へらる。紀傳には西南路招討使に關する記事先づ頻々として現はれ、景宗の保寧以後は西北路招討使に關するもの並び現はれ、以て遼末に至るを見るも、西路招討司に就いては絶えて記する所なし。由來遼史百官志擧ぐる所の官銜の名頗る多きも、其職掌任務に關しては何等記する所なきもの十の八九を占め、且つ紀傳に其名の見ゆるもの極めて稀なるが爲に、吾人をして其多くは單に机上に案出せられたる空名に過ぎずと思惟せしむるなり、而してこの西路招討司の如きも、又かの東路西南路二都統軍司の如きも、寧ろ此種の名稱に屬すと解すべきに似たり。



金の初、遼の制を襲うて西北路統軍司の建置ありしや否や之を詳にし難きも、西南路招討司及び西北路招討司の制ありしことは左の記事によりて明なり。

天會初、帥府以新降諸部大小遠近不一、令懷義易置之、承制以爲西南路招討使、乃擇諸部衝要之地、建城市、通商賈、諸部兵革之餘、人多匱乏、自是衣食歲滋、畜牧蕃息矣、十年加尙書左僕射、改西北路招討使、懷義在西陲幾十年、撫御有恩、及去、老幼遮道攀戀、數日不得發。(金史卷八一) (a)

遼帝奔天德、塗山以所部降、宗翰承制授尙書、爲西北路招討使。(同上卷八二) (b)

皇統六年遷西北路招討使、九年再遷天德尹西南路招討使。(同上卷六八) (c)

皇統八年改同知真定尹兼河北西路兵馬都總管、遷西北路招討使。(同上卷八七) (d)

之れ太宗即位の初より熙宗の末年まで、此の兩招討司の引續き存在せしことを推測せしむるに足るものなり。然るに前項の統軍司考に引用せる金史白彥敬傳に「熙宗罷統軍司、改招討司、」とあるは、頗る上記の事實に矛盾するの恐なきにあらず、因て吾人は此矛盾を避けんがために、遼末以來西北路統軍司の繼續的存在を推測し、其れが熙宗の創意によりて其の末年寧ろ更に一二年を経て西北路招討司に併合せられしものならんと解釋せしなり。然れども、此解釋は稍、無理

なる點なきにあらず、或は金には初より西北路統軍司なるものなく、其の代りに西南路及び西北路の二招討司を置きて西邊の防禦を掌らしめしものなるやも知るべからず、而して熙宗の末年頃に改稱の令を出し、海陵の天德二年、即ち一年を隔て、烏古迪烈統軍司を改めて招討司としたる事が即ち其の令の實行せられしものなるやも未だ知るべからず。

西北路統軍司の問題は如何にもあれ、西北路西南路二招討司が金初の建置に係れることは前掲の記事 (abcd) に據りて疑あるべからず、然るに金史卷四 兵志の記載は全く此事實を無視するに似たり、其の文に曰く、

天德二年九月罷大名統軍司、而置統軍司于山西西東東河南陝西三路、以元帥府都監監軍爲使、分統天下之兵。又改烏古迪烈路統軍司爲招討司、以婆速路統軍司爲總管府。正隆末、復陞陝西統軍司爲都統府、大定五年復罷府降爲統軍司。尋又設兩招討司、與前凡三、以鎮邊陲。東北路者初置烏古迪烈部、後置于泰州、秦和間以去邊尙三百里、宗浩乃命分司于金山。西北路者置於應州、西南路者置於桓州、以重臣知兵者、爲使、列城堡濠墻戍守、爲永制。之に據れば、烏古迪烈路招討司は天德二年の創置に係り、西北路招討司及び西南路招討司は、大定五年もしくは其の後の始設に係るといふなり。烏古迪烈招討司については何等疑を容るゝの



餘地なきも(後文參照)、他の兩招討司の設置年代に就いては明に前掲の記事と抵觸す。吾人は此かる場合常に志を棄てて傳に従ふの安全なるを知る、殊に傳には關係記事三四に上るのみならず、地理志西京路豊州の條にも、皇統九年已に西北路(實は西南路)招討司の豊州に在りしこと及び大定元年豊州が西南路招討司に隸せしことの明記さるゝ以上、兵志の紀年は全く其の權威を失へるものと謂ふべきなり。然らば兵志の編者は如何にして此かる誤謬を爲し、か、吾人は之を討究するに方り、先づ西南西北二路招討司の治所に移動ありしことを述べざるべからず。便宜上先づ之に關する史料を左に列舉せん。

- 豊州：皇統九年升爲天德總管府、置西北路招討司、以天德尹兼領之、大定元年降爲天德軍節度使兼豊州管内觀察使、以元管部族直撤軍馬公事竝隸西南路招討司、(金史卷二四、地理志西京路)招討司三處、西南路豊州置司、西北路桓州置司、東北路泰州置司。(大金國志卷三八) (g)
- 桓州下、威遠軍節度使、軍兵隸西北路招討司、(金史地理志西京路) (h)
- 撫州下、章宗明昌三年復置刺史、爲桓州支郡、治柔遠、承安二年陞爲節鎮、軍名鎮寧、撥西北路招討司所管梅堅必刺、王敦必刺、拿憐朮花速、宋葛斜忒渾四猛安、以隸之、(同上) (i)
- 國初於西北招討司之燕子城北羊城之間嘗置之、以易北方牧畜。(同上卷五〇、食貨志權場の條) (j)

先づ西南路招討司について考ふるに、(f)によれば、皇統九年豊州に西北路招討司を置くことあれど、豊州は今の歸化城托克托附近なれば、同地に置かれたる招討司が西北路招討司なるべき筈なし、西北は固より西南の誤ならざるべからず。更に後文を見るに、大定元年總管府より降されて天德軍節度使となりし後は、西南路招討司に隸すとあるもの、其の旁證とするに足らん、況んや(g)には豊州は西南路招討司の所在地と明記するに於いてをや。然れども(e)には應州を以て本司(西北路司とあるは誤。後文參照)の所在地とするより之を察するに、皇統九年より大定五年(若くは稍、後)に至る間に於いて豊州より應州に移りしものなるべし。

次に西北路招討司について考ふるに、(e)には、西北路を應州、西南路を桓州に置くことあれど、應州は今の大同府應州にして、桓州は今の多倫諾爾(Dolon-nor)の西なる庫爾圖巴爾哈孫(Kurtu Balgasun)(ca)なり、即ち兵志の編者の粗漏にして、正しくは其の反對なり。(g)に桓州を西北路招討司の所在地とするもの、従ふべし。(i)に撫州即ち今の喀喇巴爾哈孫(Kara Balgasun)(ca)を以て西

1 大清一統志(卷一二四)歸化城六廳古蹟の條。

2 同書(卷四〇九之一)御馬廠古蹟の條。

3 同書(卷四〇六之六)鑲黃四旗等牧廠古蹟の條、並に Bretschneider, Medieval Researches, I, p. 46, note 108 參照。



北路所管の四猛安を隸すと記し、(j)に「西北(路)招討司之燕子城」とある、皆以て旁證と爲すに足る、燕子城は(i)後文によれば、撫州の治せる柔遠縣の在りし所なり。たゞ(h)に桓州の軍兵西北路招討司に隸すと記するのみなるは、編者の例の粗漏なれども、之れ亦本司が終始桓州に治せしにはあらずして、嘗て桓州以外の地に在りしことを暗示するものなり。然らば桓州置司の年次は如何、桓州以前の司治は何處なりしか、此事甚だ言ひ易からざれども、試みに卑見を左に述べん。

金史卷八 移刺子敬傳に曰く、

世宗將如涼陁、子敬與右補闕粘剌斡特刺・左拾遺楊伯仁奏曰、車駕至曷里濟、西北招討司圍於行宮之内地矣、乞遷之於界上、以屏蔽環衛、上曰善。詔尙書省曰、招討斜里虎可徙界上治蕃部事、都監撒八仍於燕子城治猛安謀克事。……(k)

さて金史世宗紀大定八年の條に「五月乙丑、上如涼陁、庚寅改旺國崖曰靜寧山、曷里濟東川曰金蓮川」とあり、而して元史卷四 河渠志灤河の條に「灤河源出金蓮川中」と記すれば、金蓮川は灤河の上流、即ち今の上都河の上流なること疑なく、而して金蓮水とも金蓮河ともいはずして金蓮川といふは、之れ寧ろ上都河上流域なる平野を指し、ものと思はる。そは兎も角金蓮川の古名は曷里濟(曷里許)東川なれば、(k)の曷里濟は即ち之に外ならず、涼陁も其の附近なること地理

志桓州の條に之に關する記事あるのみにても疑はれず、而して所謂「行宮」は涼陁を指すものなるが故に、「行宮之内地」とは涼陁行宮の所在地なる金蓮川の平野なるべし。果して然らば西北路招討司は從來此平野の中に在りしを、今や子敬等の奏議を納れて之を邊境に移し、招討使斜里虎は舊地を去りて所謂「界上」に徙りしなり。「界上」とは那邊を指し、か固より明言し難きも、地理志に桓州の北一里半にして舊界ありといへば、此時新に招討司の治所となりしは即ち桓州なりしが如し。而して當時未だ金蓮川の名なかりしを以て之を察するに、招討司の移治は大定八年五月以前なるべく、而も前に屢々引證せる金史兵志の記事(即ちe)によりて大定五年以後なること明かなれば、桓州に本司を置きしは、五年より八年五月までの間ならざるべからず。更に粘剌斡特刺傳(卷九)を見るに斡特刺の右補闕となりしは、大定七年もしくは八年の事なり、即ち之に桓州置司の年次は愈々限局せられたり、然るに世宗の涼陁に赴くは此二年の間唯一回のみ、即ち前に言ひ及びたる如く、八年五月乙丑涼陁に向つて中都を發し、八月乙卯還れり。是に於いて吾人は下の如く推定す、曰く大定八年(一六)五月朝議西北路招討司を移さんことを決し、世宗の涼陁に到らざるに先だち之を實行したるなるべし、而して新治所は即ち桓州なるべしと。然らば西北路招討司の舊治は何處なりしか、「行宮之内地」といひ、「金蓮川」といふも餘りに漠



然たるの嫌なからず、然るに前に引ける記事(k)の末尾に「都監撒八仍於燕子城治猛安謀克事」とあるによりて考ふるに、招討司の長官たる斜里虎は命に依て直に界上の新治所に赴きたれども、屬官たる撒八は従前のまゝ燕子城に居りて猛安謀克の監督を爲したりといふなり、然らば大定八年五月までの西北路招討司は燕子城に在りしものと解せらる、(j)の記事に「西北招討司之燕子城」とあるもの亦之れが旁證たるに足らんか。たゞ燕子城は地理志によれば大定十年に柔遠縣治となり、明昌三年(二一九)桓州の支郡として撫州を置きし時、同じく之に治せる處なりしが故に、之を以て「行宮之内地」といひ「金蓮川」の中に在りしものとなさんには餘りに西方に偏在せるの嫌なきにあらざれども、元の世祖の開平城築造以前に關する元史の世祖紀及び續通鑑綱目等の記載によりて之を考ふるに、桓州より撫州に至るの地方は大體に金蓮川とも稱せられたるが如くに解せらるゝなり。之を要するに西北路招討司は大定八年五月以後桓州に治し、以前は蓋し撫州に在りしものなるべし。

上來述ぶる所によりて吾人は桓州の西北路招討司治となりしは大定八年に在りしを知れり、乃ち西南招討司治の豊州より應州に移りしも亦殆んど同時ならんか。果して然らば大定五年(實は八年)は二司創置の年にあらずして、西南路司の應州に、西北路司の桓州に移りし年なり、而も

兵志の編者が之を以て二司の創置と爲し、は又多少の理由なしとすべからず。想ふに後文述ぶるが如く、烏古迪烈招討司の東北路招討司と改稱せられ、且つ泰州に移りしは大定年間の前半期に在りしに似たり、果して然らば三司の所在地が兵志記載の如くに定まりたるは、招討司の制度の上に新しき紀元を劃せる時にして、當時之を以て招討司の創置と見做したるものとも推測せられざるにあらず、隨て兵志の記載を以て一概に編者の粗漏に歸するは蓋し穩當ならず。

次に東北路招討司について考ふる所あるべし。兵志の記事即ち前掲の(e)によるに、天德二年九月烏古迪烈路統軍司は改稱せられて烏古迪烈路招討司となり、後又改められて東北路招討司と呼ばれたるものにして、其の所在地も初は烏古迪烈部に在りしが、後に泰州に移れるなり。東北路招討司と改められし年次も、泰州に移れる年次も共に詳ならねど、其の文面より察するに、此二件は

1 世祖は憲宗の元年七月には漠南(又は赤老温山南)に在る軍民を總管し、府を瓜忽都(一に瓜忽都に作る、續綱目等に金蓮川とす)に開き、翌年七月大理征伐のため曲先僭兒(續綱目には八月金蓮川を發すとあり)を發せり。四年春班師し、八月桓撫の間に駐まり、冬には瓜忽都の地に駐まり、哈申又海に憲宗に謁せり。五年春復た桓撫の間に駐まり、六年九月開平城起工せしが、その冬には哈喇八剌合孫に駐まれり(以上、世祖紀による)。右の中、傍に圈點を附せるものは悉く漠南蒙古に在りしものなるが、世祖紀には今俄かに比定し易からざる地名を擧げ、殊に屢「駐桓撫間」とあり、所謂「桓撫間」は續綱目には「金蓮川」を以て之に代へたるが如し。姑らく記して後日の補考を期す。



蓋し同時に起りしものなるべし。さて金史<sup>卷三</sup>移刺窩斡傳の記事を見るに、正隆六年に烏古迪烈招討使烏林荅蒲盧虎が契丹賊に殺されたりとあれば、當時は尙ほ未だ東北路招討司とは言はずりしことを知るべく、また同年に泰州節度使烏里雅が窩斡に敗れしことを記するによりて、泰州には未だ招討司の存せざりしこと推測するに餘あり。また僕散忠義傳<sup>金史卷八十七</sup>に、大定五年河北東西路等九路の軍中より馬歩軍を約量揀取し、其他は並びに放還を行ひたるの事實を記するに當り、後者に屬せるものとして西南西北招討司・臨潢府・泰州・北京・婆速・曷懶・山東東西路を數へたり、若し當時東北路招討司ありとせば、當に此中に屬すべきに、而も之を擧げず、却て泰州を數へたるによりて之を察するに、大定五年にも尙ほ未だ東北路招討司の設なく、又同司の泰州に存せざりしを見るべし。更に進んで移刺按答傳<sup>金史卷九十一</sup>を見るに、「除武定軍節度使、以招徠邊部功、遷東北路招討使、……」と記し、世宗紀<sup>金史卷六</sup>大定八年の條には、「十二月戊子朔遣武定軍節度使移刺按等招諭阻隲」と見え、大定十二年の條<sup>(卷七)</sup>には「四月阻隲來貢」とあれば、移刺按答の東北路招討使となりしは、晩くも十二年に在るべし、果して然らば、烏古迪烈招討司が東北路招討司と改まりしは、大定五年より大定十二年に至る間(恐らくは西北路招討司の桓州に移治せると同じく大定八年)なるべく、而して、これは本司が烏古迪烈より泰州に移りたる結果と推測せらるゝなり。

東北路(烏古迪烈路)招討司の最初の所在地なる烏古迪烈の地が、大約その今のタオル河の南方に在りしことは既に之を述べたり。第二の所在地なる泰州の位置如何。金史地理志に曰く、

泰州昌德軍節度使。遼時本契丹二十部族牧地。海陵正隆間、置德昌軍、隸上京、大定二十五年罷之。承安二年復置于長春縣、以舊泰州爲金安縣隸焉。北至邊四百里、南至懿州八百里、東至肇州三百五十里。戶三千五百四。縣一<sup>舊有金安縣、承安三年置、尋廢。</sup>堡十九。長春<sup>遼長春州詔陽軍、天德二年降爲縣隸肇州、承安三年來屬。有撻魯古河鴨子河、有別里不泉。</sup>

本文の承安二年は三年の誤なるべきこと註文によりて推測せられ、金安縣は金山縣の誤なること松井學士已に之を説かれたり<sup>1</sup>。さて此記事によるに、金初の泰州は遼の泰州と同地なれども、金末の泰州は遼の長春州と同地なり。今左に之を表示す。

泰州<sup>(遼より金の天德二年まで)</sup>——金山縣<sup>(承安三年より金末まで)</sup>  
 長春州<sup>(遼より金の天德二年まで)</sup>——長春縣<sup>(天德二年より金末まで)</sup>——泰州<sup>(承安三年より金末まで、州治は長春縣なり。)</sup>

1 滿洲歷史地理第二卷八八頁。  
 金の兵制に關する研究



さて遼の長春州即ち金の新泰州は遼史<sup>三</sup>卷二營衛志の記事によりて鴨子河濼の西南三十五里に在ること明にして、鴨子河濼は今の伯都訥の西方なる Paibur Chagan nór に比定せらるゝを以て其の位置は略ぼ推定せられたり。<sup>(1)</sup> 然らば遼以來の泰州即ち舊泰州の位置如何といふに、金史に見ゆる左の記事によりて之を推定するを得べし。

明年<sup>○承安四年</sup>宴賜東北部、尋拜樞密使、封榮<sup>○章宗紀作崇</sup>國公。初朝廷置東北路招討司泰州、去境三百里、每敵入比出兵追襲、敵已遁去、至是宗浩奏徙之金山、以據要害、設副招討二員、分置左右、由是敵不敢犯。<sup>(卷九三、完)</sup> <sup>(顏宗浩傳)</sup> (1)

泰和八年四月甲寅以北邊無事、勅尙書省、命東北路招討司、還治泰州就兼節度使、其副招討仍置于邊。<sup>(卷一二、章宗紀)</sup> (m)

今(1)を以て前に引用せる(e)と對照するに、まさに同一事を記述したるものなるに拘らず、(e)には之を以て泰和間と爲せり、蓋し兵志の編者は此承安四年に於ける宗浩の奏議と、金山分司とに關する事實を以て(m)の記事に見ゆるものと同一なりと誤解したるもの、如し、而も泰和八年と明記せずして、泰和間としたるは、宗浩の死が同七年に在りしにより、其の間の矛盾を避けんがためなるべし、果して然らば兵志の編者は單に怠慢なりしにあらざして時に甚しき曲筆をも敢てせ

しなり。そは兎に角、(1)によれば金山は邊に接せる地にして、邊は泰州を距ること三百里(地理志に四百里)に在り、乃ち金山は泰州即ち今の Paibur Chagan nór の北、若しくは西三四百里の處に在りしものなり。而して金山は舊泰州の故址なること已述の如く、而も上京より臨潢に至るの街道に當れること、金史<sup>三</sup>卷太宗紀に「天會二年正月丁丑始自京師<sup>○上</sup>至南京<sup>○今北京</sup>」每五十里置驛。三月辛巳命置驛上京・春<sup>○長春</sup>・泰之間」とあるによるも、又、海陵紀<sup>卷五</sup>に「天德四年

1 鴨子河濼は今の Paibur Chagan nór なること略ぼ疑なきも、吾人の比定の理由に就いて茲に一言すべし。(一)金史地理志、泰州(遼の長春州金の新泰州)の條に「北至遼四百里、南至營州八百里、東至肇州三百五十里」とあるは何よりの確證なり。何となれば、茲に見ゆる里數は頗る精確にして、當時の記録なる許允宗行程錄、松漢紀聞、金虜圖經、御寨行程等によりて肇州の附近に在りしこと明なる賓州・上京間の距離を計算するに、錄は二百九十里、紀聞、圖經は二百六十里、行程は二百五十里とし、信州(今の懷德縣附近)上京間を錄は二百九十里、紀聞・圖經は三百二十里、行程は三百四十里とす、即ち賓州(今の伊通・松花兩河合流點附近)は略ぼ上京信州間の中央に當る。此標準によれば肇州の東三百五十里、營州(今の彰武縣附近)の北八百里に當れる長春州は正々に Paibur Chagan nór 附近に在らざるべからず。(二)大金國志(卷三)に「遼主天祚自天慶親征敗績(五年十二月護步答岡の大敗)之後退保長春州、又退保廣平甸(遼の冬捺鉢、潢河・土河合流處に在り)、又退保中京(七年冬十月なり)……」と見え、遼史金史によれば、長春州の金に陥りしは天慶七年正月なり。既に「退保長春州」といひ、又かの護步答岡の戰後、全一年にして始めて金の占領に歸したる長春州は決して此湖水より東方に在りしものなるべからず。



二月甲戌如燕京、…戊子次泰州、…四月壬辰上自泰州如涼陁、五月乙卯次臨潢府、…八月丙子次于鐸瓦、九月甲午次中京、○今の老哈河岸大名城、…貞元元年二月庚申、上自中京如燕京、三月辛亥上至燕京」とあるにも毫も疑なければ、舊泰州即ち金山は新泰州即ち今の Paibur Chagan noir 附近より西三四百里に在りしこと推測に餘あるなり。

吾人は曩に烏古迪烈路招討司が東北路招討司と改稱せられしは大定五年より同十二年に至る間に在るべく、而して此改稱は、本司が烏古迪烈より泰州に移れる結果なりと推測せり、果して然らば當時の泰州は所謂舊泰州に外ならざるに、而も舊泰州は大定二十五年を以て廢せられ、承安三年に至りて新泰州は遼以來の長春州、當時の長春縣に再興せられ、依然として東北路招討司の所在地たりしを以て之を考ふるに、東北路招討司は大定二十五年舊泰州の廢止と共に一時廢止せられたるか、或は他に置かれしか詳ならねど、兎に角承安三年新泰州の建置と共に再び現はれ、泰州の名と共に東方に移りしものならざるべからず、即ち天德二年を以て烏古迪烈に置かれし招討司は、大定十年前後に其の名が東北路と改まると同時に泰州に移り、同二十五年一旦廢せられ或は泰州以外の地に置かれ、承安三年を以て更に新泰州に移りしなり。然るに、其の翌年宗浩の奏議により、新泰州の招討司は再び舊泰州なる金山に徙り、別に副招討使二員を任じ、金山の左

右に分置して敵人の侵寇を扼止せること(1)によりて之を知るべし。既にして宗浩の卓見果して顯著なる奏效を見、北邊漸く無事なりしを以て、泰和八年に至りて招討司は再び新泰州に復歸し、二人の副招討使のみは依然として邊地に居りて防備に當れること(m)によりて又た明なり、邊地は蓋し金山附近に外ならず。而も東北路招討司の移動は決して之に止まらざりき。金史に曰く

宣宗遷汴<sup>○貞祐二年</sup>召赴闕、上言、泰州殘破、東北路招討司猛安謀克人皆寓于肇州、○德升は肇州防禦使也。凡徵調往復甚難、乞升肇州爲節度使、以招討使兼之、置招討副使二員、分治泰州及宜春。詔從之。(卷一二二、烏古論德升傳) ……(n)

肇州：…承安三年復以爲太祖神武隆興之地、陞爲節鎮、軍名武興、…後廢軍、貞祐二年復陞爲武興軍節鎮、置招討司、以使兼州事。(卷二四、地理志) ……(o)  
貞祐二年樞密使徒單度移刺、以鐵哥充都統、入衛中都。遷東北路招討使兼德昌軍節度使。蒲鮮萬奴在咸平、忌鐵哥兵強、牒取所部騎兵二千、又召泰州軍三千及戶口、遷咸平、鐵哥察其有異志、不遣。(卷一〇三、完顏鐵哥傳) ……(p)

(n)によるに、泰州殘破せしにより、東北路は肇州に移り、(n)によれば、泰州及び宜春には別に招討副使各一員を置きて分治せしめしなり、即ち泰和八年泰州の外に別に金山に分司を置きたる



故智を襲ひしなり、而して(p)によれば其の招討使は實に姦雄蒲鮮萬奴の威嚇を斥けたる硬骨漢完顏鐵哥その人なりき。宜春は會寧府の屬縣にして、其の管内に鴨子河ありといへば、今の松花江と伊通河の合流點より遠からざる處にして肇州と相近かりしなるべし。肇州は舊説には、松花江の北なる珠家城子に比定せられたれど、頃日池内・津田兩氏の研究にて、同江の南岸に在りしこと明白となれり。

以上論述する所によりて烏古迪烈招討司即ち後の東北路招討司の治所の變遷を表示すれば左の如し。

烏古迪烈招討司——烏古迪烈(自天德二年至大定五年)——東北路招討司——舊泰州(自大定五—十年)——某地？(自大定二十五年)新泰州(自承安三年)——金山即舊泰州(自承安四年)——新泰州(自貞祐二年)——肇州(自貞祐二年)。

終に臨んで吾人が金史を檢索せる結果、奚人契丹人にして招討使もしくは招討都監たりしものを擧ぐれば左の如し。

耶律懷義西南路招討使 耶律塗山西北路招討使 蕭王家奴(奚人)烏古迪烈招討都監 蕭懷忠(奚人)西北路招討使 老和尚西北路招討使  
耶律神都幹同上 移刺子元同上 移刺道西北路招討使 移刺按答東北路招討使

以上九人の者は太宗の天會元年より世宗の大定十二年<sup>1)</sup>に至る間に於いて任命せられたるものにして、右の順序は其任官の年次に由れり。吾人の檢索せる限に於いて、大定中期以後に契丹人の此官に任ぜられしを見ざるなり、若し吾人に失檢なしとせば、吾人は之を以て世宗の對契丹政策の變化に伴ふ自然の結果と推測せざるを得ず。別に猛安謀克考に於いて述ぶるが如く契丹人は世宗の大定九年を以て猛安謀克の榮稱を受くるの特權を喪失せるなり。此くして招討司の問題は直に金廷の對契丹政策と交渉を生ず、決して單純なる官制の問題にはあらざるなり。

## 第一 猛安謀克考

### 一 猛安謀克の名義

金史卷四 兵志に曰く、「金之初年、諸部之民、無它徭役、壯者皆兵、平居則聽以佃漁射獵習爲勞事、有警則下令部内、及遣使詣諸亭董徵兵、凡步騎之仗糗、皆取備焉。其部長曰亭董、行兵則稱曰猛安、謀克、從其多寡、以爲號。猛安者千夫長也、謀克者百夫長也。謀克之副曰蒲里衍、士卒

1 移刺按答の東北路招討使となりしは、八年十二月より十二年四月までの間なりしこと前に述べたり。



之副從曰阿里喜……」<sup>1</sup>と。孛堇は Tunguse 語に首領、君主を意味する bygin, bogin, bekin の對音にして、同じく金史に散見する勃極烈は其れが轉訛して bogile, bekile となりしもの、滿洲の官名貝勒は更に轉訛して boile, beile となりしものなり。平時に孛堇と稱せらるゝ部長は、戰時には猛安又は謀克の稱號を帯び、其の所部を率ゐて出征するなり。猛安は女真語 ming-kan. 滿洲語及び蒙古語 minggan の對音にして「千」の義を有するを以て、之を「千夫長」と解せるは正當なり、蒙文元朝祕史には敏罕の字を充て之を「千戸」と譯したり。謀克は「百夫長」とあれば、此語に「百」の義あるかの如くに豫想せらるゝも、「百」は女真語に tangku, 滿洲語に tanggu 又は tanggo にして、謀克とは字音上何等の類似を認むる能はず、乾隆欽定の金史國語解には「謀克百夫長也、謀克卽墨由克、索倫語謂鄉里爲墨由克」とあれば姑らく之に従つて、謀克を muke と音じ郷里の義と解すべし。白鳥博士は其の東胡民族考に於いて遼史所載の契丹語「彌里」及び「抹里」を以て族、群聚などの義ある滿洲語 mūhūn の對譯と爲し、更に進んで、此 Solon 語の muke も朝鮮語の maal も之と語源を同うするものなるべしと推論せられたり。是に由つて之を觀れば、金史の編者が謀克を「百夫長」と解説したるは、郷里の義より轉じて郷長邑長の義となり、更に其の職掌上より考へて猛安の「千夫長」たるに對して「百夫長」と譯したるものに、固より其の語に「百」といふ義ありと認めたるにはあらざるなり。阿里喜は滿洲語 niri の對譯にして遼史に見えたる阿魯盤と同じく次序、副、輔佐等の義あるものなること、亦白鳥博士の既に論ぜられし所なるが、ひとり蒲里衍の音義に至つては未だ之を詳にせず<sup>1</sup>。

## 二 猛安の別名としての千戸

猛安の語已に「千」の義を有し、金史の編者亦明かに「千夫長」と解説したる以上は、一に「千戸」と呼ばれたりとして固より怪むべきにあらねど、金史百官志絶えて此名稱を著録せざるに拘はらず、頻々として紀傳に散見し、甚しきは同一年の條、同一人の傳にも前に猛安と記し後に千戸と記するもの少からざるを以て、漫然として之を讀まば、ために誤らるゝことなしといふべからず。因つて以下數例を摘出して兩者の全く同一なる所以を證明し、かねて金史の編纂が決して從

<sup>1</sup> 史學雜誌第二十三編。滿洲源流考(卷一八)國俗の條に、「穆昆滿洲語族長也、舊作穆昆、今改正之副曰富埒埒滿洲語也、舊作士卒之副、今改正從曰伊勒希滿洲語副也、舊作伊勒希、今改正」蓋し穆昆は mukon 富埒埒は fulchun 伊勒希は ilhi の對音なるべし、mukon は白鳥博士の mukūn にして、ilhi と共に正解といふべきも、ひとり蒲里衍を恩惠、慈悲の義ある fulchun の對音としたるは如何あるべき。



來唱へられたるが如く、周到なる用意の下に爲されしものにあらずして、意外に粗雑なるの一端を紹介せんと欲す。

(イ) 天輔七年五月撻懶が奚部を平定し、表請して官を設け鎮守せんといひし時、太祖は「依東京渤海列置千戸謀克」と答へたること撻懶傳金史卷七七に見ゆ。而して奚王回離保傳金史卷六七には「奚人以次附屬、亦各置猛安謀克領之」とあれば、撻懶傳に所謂千戸は回離保傳に所謂猛安に外ならざるなり。且つ「依東京渤海列置千戸謀克」の「列」は「例」の譌にして東京に於ける渤海人の例に依りて之を置かんとの意味なり。遼史卷二天祚紀天慶六年正月の條に「東京故渤海地、太祖力戰二十餘年乃得之、而蕭保先嚴酷、北<sup>○</sup>海<sup>○</sup>苦<sup>○</sup>之、故有是變、其裨將渤海高永昌僭號、閏月戊午貴德州守將耶律余覲以廣州渤海叛、」とあるが如く、東京道は渤海人主として之に居りしなり、而して高永昌の亂は其の年五月全く平定せられて、金はそこに猛安謀克を置くこと女眞の地の如くせり、<sup>(イ)</sup>即ち此例によりて奚の地にも猛安謀克を置きしものにて、猛安と異なる千戸を置きしにはあらざるなり。

(ロ) 大臯傳金史卷八〇に「天眷三年<sup>○</sup>西曆一四〇〇年<sup>○</sup>罷漢渤海千戸謀克、以臯舊臣、獨命依舊世襲千戸」と見え、兵志同卷には「皇統五年<sup>○</sup>西曆一四五年<sup>○</sup>又罷遼東漢人渤海猛安謀克承襲之制、浸移兵柄於其

國人、」とあり。傳志各、年次を異にし、孰れに従ふべきかを知らざるも、同一事が時を異にして起りしにあらざること推察に餘あるを以て、傳文に千戸とあるは志文に猛安とあるに相當すべく、殊に大臯は收國二年既に謀克となり、後程なく猛安を授けられしこと、本傳の前文に明記せられ、こゝに「依舊世襲千戸」とある以上は、其の間寸毫も疑を容るの餘地なきなり。

(ハ) 宗雄傳金史卷七三に、宗雄は渤海を敗りし功により太祖より世襲千戸謀克を授けられ、その死後、長子蒲魯虎は猛安を襲ひ、蒲魯虎死して天眷二年には、その弟按答海之を襲ひしが、程なく兄の子桓端に譲り、桓端死して、その子鼻頻襲はずして死し、章宗は、宗雄の孫蒲帶に命じて之を襲はしめたりと記せり、かくの如く同じ宗雄傳の中にも、前には千戸と記し、後には猛安と記するを見るなり。

(ニ) 突合速傳金史卷八〇に、「天德間、封定國公、授世襲千戸、卒年七十二。……初突合速以次室受封、次室子因得襲其猛安及分財異居、……」とあり。前に千戸といひ後に猛安といふも、固より同一官の異稱なり。

1 金史(卷二)太祖紀。

金の兵制に關する研究



(ホ) 烏帶傳金史卷一三二に、烏帶が秉德を海陵に誣奏して之を殺したる事を記したる後、「以秉德世襲猛安謀克、授烏帶、進右丞相、烏帶與宗本有親、海陵以烏帶告秉德事、故宗本之禍、烏帶獨免。遂以秉德千戶謀克及其子婦家產、盡賜之、進司空左丞相兼侍中」と見ゆ。前項の事例といひ、此の事例といひ、僅に一二行を隔て、前に猛安といひ、後に千戶と記す、編者の粗漏寧ろ驚くべし、編者或は猛安と千戶との異名同實なるを知らざりしか。以上述ぶる所によりて、所謂千戶は猛安の別名、寧ろ俗稱たりしことを知るに足るべく、此他、千戶の名が概ね謀克と竝べ記せられたる、又世襲千戶の稱ある、一として之を立證せざるはなし。故に吾人はこゝには右の數例を掲ぐるに止めて直に他に及ばんとす。

### 三 猛安謀克の三義

均しく猛安といひ、謀克といふも、その語の用ゐらるゝ場合によりて三様の意義ありしことを知らざるべからず、一は屯田軍として、一は將校として、一は榮爵としての猛安及び謀克即ち是なり。以下順を逐うて之を述べん。

(甲) 屯田軍としての猛安謀克

金史の編者、金の興る所以を論じて曰く、

金興、用兵如神、戰勝攻取、無敵當世、曾未十年、遂定大業、原其成功之速、俗本驚勁、人多沈雄、兄弟子姪、才皆良將、部落保伍、技皆銳兵、加之地狹產薄、無事苦耕、可給衣食、有事苦戰、可致俘獲、勞其筋骨以能寒暑、徵發調遣事同一家、是故將勇而志一、兵精而力齊、一旦奮起、變弱爲彊、以寡制衆、用是道也。

此の如きは獨り金に於いて然りしことにあらずして、遼といひ、元といひ、清といひ、古來北族の間に雄を稱したるもの、皆終に南下を企てたる所以なれども、而も言簡にして意到れるものといはざるべからず。抑、金の歴史中、太祖以前のことに關しては其の傳ふる所信ずべからざるもの多しといへども、而も當時の女眞部落が某丘の側某水の邊に牧畜或は耕作して、上に亭董と稱する部長を戴き、絶えず水草豊美の地を争ひたりしこと、略ぼ其の傳ふる所の如きものありしや蓋し疑を容れず、換言すれば此等の部族は大體に於いて屯田軍の状態に在りしなり。太祖出で諸部族歸降の後、或は天災のため、或は土地瘠鹵のため、或は政略上の必要より、屢々諸部の住地を變更し、殊に遼を滅ぼして地を西南兩方面に開きたる結果として、新に屯田軍を南滿洲及び東蒙古の各地に設け、一は以て國人の生活難を緩和し、一は以て新占領地の拓殖を爲さしめし



が、此の場合に於いて金は從來の諸部落をも新設の屯田軍をも均しく猛安又は謀克の名を以て之を呼びたり。猛安謀克の名は、元來部長即ち字輩が行軍の際に用ゐたる稱號なりしこと前述の如くなるが、太祖の時(1)に至りては、新設部落即ち屯田軍の統帥者も此等の稱號を與へられ、同時に彼等の領地は彼等の稱號に準じて或は猛安或は謀克と呼ばれしなり。

太祖即位の初より金は連年兵を南方に用ゐ、金宋兩國相戰ふこと凡そ十餘年、此の間、女真人の漢地に移住せるもの固より少からず、又滿蒙の地に於けるが如き屯田軍を漢地に創むるに至りしことも推測するに難からず。大金國志八卷太宗紀に「天會十一年秋、起女真國土人散居。女真一部族耳、後既廣漢地、恐人見其虛實、遂盡起本國之土人、碁布星列、散居四方、令下之日、比屋連村、屯結而起」とあるは少くとも此の間の消息を洩し、ものなるべく、唯その語の誇張に失したるを惜むのみ。乃ち當時果して眞に屯田軍の制度の備はれるものありしや否や、聊か疑なき能はず、同書卷一熙宗紀に曰く、

皇統五年春、創屯田軍。凡女真契丹之人、皆自本部徙居中州、與百姓雜處、計其戶授以官田、使其播種、春秋量給衣馬、若遇出軍、始給其錢米。凡屯田之所、自燕山之南、淮隴之北、皆有之、多至六萬人、皆築壘于村落間。

皇統五年は淮水大散關を劃して金宋兩國の界とするの和約成立後四年に當る、此年を以て屯田軍創置と爲すは蓋し當らずといへども遠からずといふべし。爾來漢地に於ける屯田軍の規模漸く擴大せられ、皇統九年八月には遼陽に於ける渤海人を燕京以南に徙し、こと金史四卷熙宗紀に見え、貞元年間には詔して南京即ち開封に徙居せる按出虎八猛安に牛萬頭を給與せしこと、金史九卷曹望之傳に徴して之を知る。海陵遷都するや、正隆元年には上京に於ける宗室數人の猛安を中都・山東・河間等の各處に徙し(金史卷四、兵志)、之と前後して北京路に於ける奚霫の軍民も亦南移し(同上卷八、高植傳)、大定年間に至りては、山東及び河東の地、到る處に猛安謀克の州縣の間に犬牙交錯するを見たり。(3)今、金史六卷食貨志記する所に基き、大定二十三年現在の猛安謀克の戸口を考ふるに、猛安の數は二百二、謀克の數は一千八百七十八、而して其の領する所の戸數は六十一萬五千六百二十四、人口は六百十五萬八千六百三十六なり、之を當時の天下の戸數大約六百五十萬、人口四百二十萬に比較するに、猛安謀克の領せるもの、戸數に於いて約一割に達し、人口に於いて約七分を超え

1 金史(卷二)太祖紀、收國元年、天輔五年の條及び其の他。

2 大金國志(卷三六)屯田の條に略ぼ同一の文あり、本書の一七四頁(本書一九四頁)に出づ。

3 金史の思敬傳(卷七〇)、完顏汝弼傳(卷八三)、紇石烈良弼傳(卷八八)、完顏守道傳(同上)、曹望之傳(卷九二)等參照。



たり、又以て其の盛況の一斑を想見するに足るべし。

此くて猛安謀克は金の屯田軍にして實に國防の中堅たり、而して後に述ぶるが如く、此等は州縣の管轄以外に在りて直に節度使若くは總管府に屬す、故に州縣と猛安謀克とは地方制度上相對立せるものにして、前者が某州某縣と稱せられたるが如くに、後者は某猛安某謀克と呼ばれしなり。今、金史の記載により、其の名稱の五六を擧ぐれば即ち左の如し。

(甲) 上京路曷懶兀主猛安、敵骨論窟申謀克。 濟州和朮海鸞猛安、涉里斡設謀克。 北京路窟白猛安、陀羅山謀克。 河北西路愛也窟河世襲猛安、阿里門河謀克。 山東西路三土猛安、益打把謀克。

(乙) 上京路寧打渾河謀克。 上京路移里闕斡魯渾河猛安。 蒲興路屯河猛安。 曷懶路婆朶火河。 曷速館瑟里海水猛安。 咸平路伊改河猛安。 河北西路愛也窟河猛安。 山東東路忒里河猛安。 東北路烏連苦河猛安。 忽隣河謀克。 遊古河猛安。 曷懶路泰申必刺謀克。 東京路斡底必刺猛安。 北京路訛魯古必刺猛安。 中都路火魯虎必刺猛安。 大名路納鄰必刺猛安。 河北東路洮委必刺猛安。 山東東路把魯古必刺猛安。

(丙) 蓋州本得山猛安。 北京路管柏山猛安。 北京路陀羅山謀克。 山東東路付母溫山謀克。

石女山謀克。 蘭子山猛安。 速頻路曷懶合打猛安。 葛也阿隣猛安。 抗葛阿隣猛安。

以上三類中、甲類は某猛安の中に某謀克の屬するものにして、州縣の場合に於ける某路某州某縣といふに當り、乙類は某路某河の猛安謀克、丙類は某路某山の猛安謀克といへるものを摘録せるなり。金史卷六完顏昺傳に曰く、

天會六年詔書求訪祖宗遺事、以備國史、命昺與耶律迪越掌之、昺等採摭遺言舊事、自始祖以下十帝、綜爲三卷、凡部族、既曰某部、復曰某水之某、又曰某鄉某村、以別識之、  
ここに所謂「自始祖以下十帝」とは始祖より康宗までを指し、ものにて即ち太祖以前の十帝なり。さて金史を繙いて太祖即位前後諸人の傳を見るに、正さに右の記事の如し。例へば「石顯は孩懶水烏林荅部の人」、「烏春は阿跋斯水溫都部の人」、「臘酷・麻産の兄弟は活刺渾水訶鄰鄉紇石烈部の人」、「留可は統門と渾蠢水とが合流する地なる烏古論部の人」とあるが如き是なり。さて金史の列傳を見るに、「某は某路某猛安(又は謀克)の人」とあるもの頗る多く、又單に「某は某路某河の人」、又は「某は某路某山の人」、又は「某は某路某(地名)の人」とあるもの、中、明かに河名山



名又は其他の地名の下に「猛安」又は「謀克」の語を脱せしと認めらるゝもの亦少からず。因て想ふに、太祖即位の後、從來の諸部落が猛安又は謀克の名を以て稱せられたるがため、曩に「某水某部の人」「某山某部の人」と記せる代りに「某水(又は山)某猛安(又は謀克)の人」と記するに至りしものにして、烏延蒲离黑傳金史卷八六に「烏延蒲离黑速頻路哲特猛安人」とあるが即ち金史に於ける此記載法の最初のものたるは、決して偶然にあらざるべし、蓋し彼の初陣は實に太祖に從つて遼を伐ちたる時に在りしなり。

(乙) 將校としての猛安謀克

金史の記事中、往々「行軍猛安」の語あり、蓋し次項にいふ所の世襲猛安が一種の榮爵たるを示すが如く、是は一時の猛安にして行軍中に限りて此稱號を有するものなり、換言すれば將校としての一階級を示すものに外ならず。左の二例によりて之を知るべし。

李石：天會二年授世襲謀克、爲行軍猛安金史卷八六、李石傳。

夾古胡刺：襲其父謀克、正隆末、山東盜起、胡刺爲行軍猛安討賊同上卷八六、夾古胡刺傳。

また「行軍」の語を冠せざるも、尙ほ將校としての階級を示すものあること明なるものあり、即ち

僕散忠義：從宗輔定陝西、帥府錄其功、承制署爲謀克、宗弼再取河南、表薦忠義爲猛安、領親軍萬戶、超寧遠大將軍、承其父世襲謀克金史卷八七、僕散忠義傳。

の如き是なり。唐括安禮傳金史卷八八によれば、大定十七年、西北路招討都監移刺子敬が嘗て窩斡の亂に與せる契丹人を上京・濟州等に徙すの命を受けて東行せる時「遣猛安一員、以兵護送」せしめられたり、この猛安は將校と解せらる。又張浩傳同上卷八三に

海陵至汴、累月不視朝、浩附奏曰、諸將皆新進少年、恐誤國事、宜求舊人練習兵者、以爲千戶謀克、

とある千戶は明かに猛安の異稱に外ならざるが、大金國志卷一四、海陵紀、正隆五年海陵南伐の記事中には、軍數已定、遂以百戶爲謀克、千戶爲猛安、萬戶爲統軍、其統軍則有正副、と記し、從來は百戶千戶と稱せられしを、こゝに始めて謀克猛安と改めたるが如くにいふも、之は固より誤解にて、當時謀克を百戶といふこと寧ろ甚だ稀にして、猛安を千戶といふこと亦寧ろ俗稱たるを免れず、而して同書記する所の將校の名稱等差の如きも必ずしも從ふべからざるに似たり。金史卷一古里甲石倫傳を見るに、左の記事あり、

奏請招集義軍、設置長校、各立等差、都統授正七品職、副統正八品、萬戶正九品、千戶正班



任使、謀克雜班、仍三十人爲一謀克、五謀克爲一千戸、四千戸爲一萬戸、四萬戸爲一副統、兩副統爲一都統、外設一總領提控。制可。

即ち將校の階級は總領提控(一)都統(二)副統(三)萬戸(四)千戸(五)謀克(六)の六等ありしなり。此くの如きは略ぼ當時の官制なりしものによ、貞祐四年陳規の宣宗に上奏せる語の中にも「況今軍官數多、自千戸而上有萬戸、有副統、有都統、有副提控、十羊九牧、號令不一、動相牽制」(金史卷九、陳規傳)とあり。而して上掲の記事に見えたる千戸は猛安の別名に外ならざるが故に、猛安謀克の名稱が屯田軍及び世襲榮爵を指せる外に、軍隊を率ゆる將校の一階級を示すものとして存在せしこと、もはや辯を俟たざるべし。

(丙) 榮爵としての猛安謀克

劉祁の歸潛志<sup>卷三</sup>に曰く、

尤虎邃士元、先名玆、字溫伯、女直納鄰猛安也、雖貴家、刻苦爲詩如寒士、烏林蒼爽、字肅孺、女直世襲謀克也、雖世族、家甚貧、

單に此の二例を以てするも猛安謀克の名が榮爵を示すものとして用ゐられしことを知るに足るべし。而も吾人は金史に就いて更に二三の適例を擧げて其の旁證に供せん。

(イ) 李石は天會二年に世襲謀克を授けられ、同時に行軍猛安となれり。榮爵としては謀克、將校としては猛安なりしなり(金史卷八、李石傳)。

(ロ) 思敬は熙宗の時、右衛將軍に擢んでられ、押懶路萬戸を襲ひし時、世襲謀克を授けられたり。その官已に萬戸にして而も世襲謀克を授けられしなり(卷七〇、思敬傳)。

(ハ) 昂は海陵の時、左監軍に任じ、上京路移里閔韓魯渾河世襲猛安を授けられたり、而して左監軍は正三品の位を有する高官にして、固より千夫長又は千戸の別稱ある將校としての猛安とは比すべきにあらず(卷八四、昂傳)。

(ニ) 太祖の孫阿鄰は天德三年世襲猛安を授けられしが、海陵の時罪ありて剝奪せられしを、世宗即位の後之を復せり、而も當時彼は已に英王、太子太傅といふ高爵高官に上り居たり。

又以て世襲猛安なるものが如何に榮譽あるものなりしかを想察すべきなり。

(ホ) 金史には猛安又は謀克を授くることを「封」といへる例あり。即ち突合速の死後、嫡子と庶子とが、猛安承襲の權を争へる時、世宗は「次室子豈當受封邪」といひて遂に嫡妻の長子をして襲がしめたること(卷八〇、突合速傳)其の一なり。大定二十年世宗の新に功あるものに猛安謀克を授けし時の事を記して兵志には「復命新授者竝令就封」といへること其の二なり。海陵



の世、猛安謀克の數を減ぜし時、完顏福壽も罷められしが、金史<sup>卷八</sup>の福壽傳には「遂停封」と記せること其の三なり。審に檢索せんには猶ほ二三の同様なる記述を發見することあらんか。

此かる事例は寧ろ其の多きに勝へざらんとす、故に更に呶々することを止め、次に同じく金史に散見する合扎猛安、合扎謀克、合扎千戸、親管謀克等の如何なるものなるかに就いて一言せん。

冶訶の長子阿魯補は宋を伐ちし功に依り、熙宗の皇統五年を以て行臺參知政事と爲り、世襲猛安兼合扎謀克を授けられたり、後、海陵に殺されしも、世宗即位の後、大定三年を以て阿魯補の子に猛安及び親管謀克を襲がしめたること、金史<sup>卷八</sup> 冶訶傳に見ゆ。是れ合扎謀克と親管謀克との同一にして、「合扎」なる語に親管の義あるべきこと先づ推知せらるゝなり。次に宗雄が天輔六年に死せし時、太祖は合扎千戸駙馬石家奴に命じて喪を護りて歸化州に歸葬せしめしこと、金史<sup>卷七</sup> 宗雄傳に見ゆ。合扎千戸は正しくは合扎猛安にして、即ち親管猛安に外ならざるべし。更に同書<sup>卷八</sup> 昂傳を讀むに、海陵の時彼は功によりて上京路移里閔幹魯渾河世襲猛安を授けられしが、海陵は「汝有大功、一猛安不足酬也」といひて更に四謀克を授けしに、昂は自ら親管謀克のみを受け、餘の三謀克は之を己れの族兄弟に譲りたりといふ。又以て親管猛安・親管謀克の特に重ん

ぜられたりしを見るべきなり。而して阿魯補といひ、石家奴といひ、昂といひ、皆これ金の宗族世戚なることを記憶することを要す。如上の事例を知りて而して後、金史<sup>卷四</sup> 兵志の文を玩味するに、金の禁軍の制は自から了解せらるゝ所少からざるを感ず。今その文の冒頭を左に掲げて讀者の參考に供す。

禁軍之制、本於合扎謀克、合扎者言親軍也、以近親所領故以名焉。貞元遷都、更以太祖遼王宗幹・秦王宗翰軍、爲合扎猛安、謂之侍衛親軍、故立侍衛親軍司以統之。

「合扎」は親軍の義にして近親領する所の軍なるを以て然か名くといふ以上は、「合扎」に近又は親の義あるべき語なること推測に難からず、而も女真語に近は的哈撒(tih-hah-sah)、親は撒都該(sah-tu-kai)にして共に「合扎」に類似せる音を有せず、乃ち白鳥博士に就いて親しく教を乞ひしに、博士曰く、合扎の音 hap-éa なり、轉じて hançi とも hançi ともなる、因て想ふに、或は Tunguse 語の karçi 滿洲語の hançi にして近の義ならんと、蓋し鐵案として之を奉ずべきものならん。そは免もあれ、合扎謀克即ち親管謀克は禁軍又は親軍の單位にして、若干の合扎謀克を合して合扎猛安を組織し、若干の合扎猛安は合して禁軍又は親軍となるなり。同じく世襲の猛安謀克の中に在つて合扎猛安・合扎謀克の特に榮譽とせられしこと怪むに足らざるなり、海陵以後



の禁軍制度の沿革については金史兵志の記事甚だ詳なり、而して吾人の解説を須るずして其の一斑を知るを得べし、故に復た贅せず。

#### 四 榮爵としての猛安謀克と外國人

太祖阿骨打が都勃極烈と爲りし翌年、即ち金史に所謂太祖即位の二年西曆一四一一年始めて猛安謀克の領戸を定め、三百戸を謀克と爲し、十謀克を猛安と爲ししが、其の後、太祖の威名四隣に轟き、女真諸部は勿論、遼人漢人等外國人の相率ゐて降附するものある毎に、太祖は此等諸部の首領に授くるに猛安謀克の稱號を以てし、且つ彼等の所領を安堵せしめたり。天輔二年西曆一八八年遼人訛里野、漢人王六兒等の謀克を授けられ、漢人王伯龍、遼人高從祐等の猛安を授けられしが如き金史四、兵志、また漢人韓慶和・張應古・劉仲良・李孝功・劉宏等及び渤海人二哥の千戸即ち猛安を授けられ、翌三年遼人楊詢卿・羅子韋等の謀克を授けられしが如き卷二、太祖紀皆その例なり。然るに金史の兵志には、太宗即位後、幾もなくして、外國人に猛安謀克を與ふるの制を罷めたりとも解せらるべき記事を收む、曰く「至天會二年西曆一二四四年平州既平、宗望恐風俗揉雜民情弗便、乃罷是制、諸部降人、但置長吏以下、從漢官之號」と。さて遼の平州節度使時立愛の降りしは天輔七年西曆一一二三年正

月にして、其の二月には平州を南京と改め、張覺を南京留守に任じたるに、張覺は五月に叛き、十一月に敗れて宋に奔り、彼の部下張敦固は代つて之に據りしが、翌年天會二年五月に誅せられて、南京即ち平州は全く回復せられしなり。故に宗望の建議によりて、かの制を罷めたりとせば、そは天會二年五月以後の事なるべきも、絶えて別に徴すべきものなきを以て更に之を詳にするを得ず。又太宗望は廢止の理由を「風俗揉雜、民情弗便」に歸すれども、此語の意義や、明瞭を缺くの憾あり。然るに百官志金史卷五十五を見るに、曰く「漢官之制、自平州人不樂爲猛安謀克之官、始置長吏以下、天輔七年以左企弓、行樞密院于廣寧、尙踵遼南院之舊」と、此文多少の解説を要す。抑、遼は太宗の時、中國官を兼制し、南北に分ち、契丹人を治むるには國制を以てし、漢人を待つには漢制を以てし、各、其俗に隨つて治めたり、曰く「北面治宮帳部族屬國之政、南面治漢人州縣遼史卷四、百官志と。又曰く、「既得燕代十有六州、乃用唐制、誠有志帝王之盛制、亦以招徠中國之人也」、遼史卷四、百官志と。而して遼の北院樞密使を置きしは、世宗の大同元年九四七年八月安搏を任じたるを始とし、南院樞密使は同年九月高勳が之に任じたるを以て始とす、即ち共に太宗が深く汗に入り、河北の地一時は悉く遼の版圖に入りし時に在り。而して金が樞密院を廣寧に置きたる天輔七年は恰も遼の中國に領有せる諸州を奪取したる年の翌年に在り、是れ金史百官志に所謂



「踵遼南院之舊」にして、之によりて漢人を招徠し綏撫せんとしたるものなり、換言すれば漢人の官制を採りて女真固有の官制實施を斷念したるは、百官志に所謂「平州人不樂爲猛安謀克之官」によるなり。故に天會二年宗望の建議を容れて猛安謀克の制を罷めしは、一般に罷めしにあらざりて平州に限りて罷めしなり、兵志の記載明瞭を缺くといへども、此く論究し來れば固より寸毫の疑を容るべからず。

然るに熙宗の時に至りて、遼東に於ける漢人及び渤海人の猛安謀克承襲の制は廢せられたり。兵志に曰く、「熙宗皇統五年<sup>〇四曆一</sup>又罷遼東漢人渤海猛安謀克承襲之制、浸移兵柄於其國人」と。而も大臬傳<sup>金史卷八〇</sup>には「天眷三年<sup>〇四曆一</sup>罷漢渤海千戶謀克、以臬舊臣、獨命依舊世襲千戶」とあり、この廢止の年次については、彼と此とに五年の差あれども、未だ孰れに従ふべきかを考へ得ず。そは兎も角、漢人及び渤海人は爾後は決して世襲猛安謀克を授けらるゝことなきに至れるなり。<sup>(イ)</sup>今試に金史の記載に本づき、嘗て此榮爵を受けたる漢人及び渤海人の名を擧ぐれば凡そ左の如し。

(イ) 漢人。王六兒、王伯龍<sup>卷四四</sup>、韓慶和、張應古、劉仲良、李孝功、劉宏<sup>卷二太</sup>、李石<sup>卷八</sup>、趙臧<sup>卷八</sup>。

(ロ) 渤海人。二哥<sup>卷二</sup>、高楨<sup>卷八</sup>、大臬<sup>卷八</sup>。

その後、海陵の正隆六年<sup>一一一六</sup>契丹人叛するや、遼東の猛安謀克中之に應ずるものありしかば、朝議或は彼等を内地に徙さんとせしが、完顔守道の激烈なる反對ありて、その事遂に止みたりしは、金史<sup>卷八</sup>完顔守道傳の記する所なり。當時遼東には固より漢人渤海人の猛安謀克あるべき筈なく、而して女真人の猛安謀克は悉く南征に従ひたれば、こゝに所謂「遼東猛安謀克」は契丹人の其れなりしや疑なし。然るに彼等は此大叛亂のために、大に金廷の嫌疑を受け、遂に世宗の大定九年に至りて世襲猛安謀克となるの特權を喪失するに至れり。是に於いて金史の兵志に所謂「浸移兵柄於其國人」の事始めて實現せられ、爾後、猛安謀克といへば、必ず女真人を意味するに至れり。契丹人に對する猛安謀克の與奪に就いては次項に之を詳述すべし。

1 金史(卷四六)食貨志に「凡漢人渤海人不得充猛安謀克戶」と見え、李通傳(同書卷一二九)には海陵の宰相に命ぜらる語として、「遣使籍諸路猛安部族及州縣渤海丁壯充軍、……」とあれば、漢人渤海人の猛安謀克を罷めしと同時に、此兩國人は戰時には州縣の軍として出征することゝなれるなり。兵志には「凡漢軍有事、則簽取於民、事已則或亦放免」と書き出して其の例を擧ぐるを見る、渤海人も亦同様なりしなるべし。

2 其の他尙ほ一二の失檢ありしやも知れず。又李石の如きは遼東の漢人なりしが如く、其の他も多くは然りしならんか。猶ほ考ふべし。



## 五 契丹人の大叛亂と猛安謀克——金の對契丹策

金の建國は遼を滅ぼしたる時を以て其の完成を見たり、隨て支那に領土を開きたる以前は勿論、その以後といへども、遼の故地遺民の處置に關する問題は、金の君臣の尤も苦心せる所なりしや殆んど辯を俟たず。彼等が外國人中特に契丹人（奚人をも含む）の待遇に注意せしこと、漢人もしくは渤海人に對せるものと同日の談にあらず、かの猛安謀克の榮稱の如きも、早く之を漢人渤海人より奪ひたるに拘らず、ひとり契丹人に限りて長く之を授くる事を惜まざりしなり。又招討司は西南西北東北三路に置かれたる邊防軍衙として尤も重要なものなり、而も金廷は契丹人に許すに屢々、本司の長官招討使を以てせること、既述せる所の如し。蓋し此民族の東蒙古に於ける勢力は上古以來扶植せる結果として容易に其の根柢を覆へすべからざるを知るのみならず、金は遼の滅亡と同時に釁を宋に開き、南方の征戰經略は一日も之を緩うすべからざるものありしに當り、東蒙古の西邊竝に外蒙古方面に於ける蒙古民族の勢力亦侮るべからざるものありしより、金は所謂夷を以て夷を制するの策を採り、先づ契丹人を懐柔し慰撫して以て此等西北民族の侵寇を防がしめんとせしもの、如し。吾人が曩に發表したる契丹に關する研究にして幸に正鵠を得た

りとせば、虜軍を組織せるものは實に此等契丹人に外ならざりしなり。然るに此對契丹政策は世宗の時に至つて一變し、爾後必ずしも契丹人を優遇せず、又必ずしも其の歡心を買はざるに至りぬ、而して是れ實に海陵の正隆末年に於ける契丹人撒八・窩斡等の叛亂によれり。吾人は先づ此叛亂の始末を略叙し、而して後、金廷の施設せる善後について研究する所あるべし。

正隆五年金帝海陵宋を伐たんとして兵を諸道に徵し、翌六年親征し、十一月乙未弒に遇ふ、是より先き、十月丙午世宗位に東京遼陽に即き、丁未大定と改元せり。初め海陵の兵を徵するや、牌印燥合・楊葛の二人命を受けて西北路に赴き、悉く契丹の壯丁を徵せんとす、契丹人乃ち「西北路は外夷に隣接し、世々征伐し互に讐怨たり、若し男子盡く從軍南行せば、隣夷虚に乗じて來り寇し、老弱婦女皆虜とならん、使者幸に入朝して我等のために陳情せよ」と哀請したるも、燥合は罪を得んことを恐れて敢て許さず、楊葛また之を憂へて病を發して死せり。既にして燥合復た二人の使者と共に來り、督促すること益々急なり、契丹人遂に免れ難きを知り、皆亂を思ひたりしが、西北路招討司の譯史撒八といふもの、衆を誘うて先づ招討使完顔沃側及び使者燥合を殺

↑ 史學雜誌（第二十五編第七號）「本書頁六九—八五」遼金時代の所謂虜軍に就いて。



し、他の二人の使者を執へ、招討司の貯へたる武器を奪うて遂に叛き、更に豫王延禧(遼の天祚帝)の子敖盧斡を立てんと議し、都監老和尚を推して招討使となせり。是に於いて北邊の羣牧概ね起ちて之に應じ、應ぜざるものは皆殺され、烏古迪烈招討使烏林荅蒲盧虎も亦害せられ、咸平府の謀克括里は其の所部を率ゐて遙に之に應じ、南は東京より北は濟州今の農安に至る間を擾し、が、遂に西して撒八に合せり。金廷亂を聞き、諸將に命じて之を伐たしめ、兩軍相持すること數月、官軍遂に勝つ能はずして臨潢に退きしが、撒八も亦勢の支ふべからざるを度り、西遼(即ち耶律大石の國)に投ぜんと謀りて、龍駒河今のケルレン河に沿うて西行せり、而も部衆の之を欲せざるもの多かりしかば、撒八の部將移刺窩斡は撒八を殺して代つて其の衆を領し、東進して臨潢の東南新羅寨に留まり、兵五萬を以て臨潢を圍み、同時に自ら皇帝と稱す、時に大定元年(正隆六年)十二月なり。金の世宗諸將に命じて臨潢の急を救はしめしが、軍至るころ、契丹已に圍を解き、東に去りて泰州を攻む、未だ克つ能はず、翌年春、金軍大舉して北征せしが、窩斡既に泰州を棄て、濟州を圍み、戰敗れて遂に西走す。是より後、契丹の軍常に振はず、懿州・川州等を経て益々西行し、今の灤河の上流地方に至りて巨魁窩斡は擒にせられ、其の九月亂全く平定せり。かくて前後三年に互れる契丹人の叛亂は、其の地域殆んど今の東蒙古全部に及びしのみならず、更に南は遼陽より北は長春・農安に

も及び、金の大軍交、出で、臨潢を中心として四方に轉戦し、頗る奔命に疲れしが、幸にして上に英主世宗あり、諸將亦能く奮戦したるを以て、遂に賊兵の未だ長城以南に出でざるに先だち之を平定するを得しなり。

金廷は此大亂の善後として如何なる施設をなし、か、亂後の對契丹政策は亂前の其れをも反映するもの少からず、吾人は先づ金史によりて之に關する重なる記事を左に列擧すべし。

大定三年八月甲戌、詔參知政事完顏守道招撫契丹餘黨。戊寅詔罷契丹猛安謀克、其戶分隸女直猛安謀克。(卷六、世宗紀) …… (a)

窩斡已平、詔罷契丹猛安謀克、其元管戶口及從窩斡作亂來降者、皆隸女直猛安謀克、遣兀不喝、於猛安謀克人戶少處、分置。未經罷去猛安謀克、合承襲者、仍許承襲、賑贍其貧乏者、仍括買契丹馬匹、官員年老之馬不在括限。頃之世宗以諸契丹未嘗爲亂者與來降者、一槩隸女直猛安中、非是、未嘗從亂、可且仍舊。平章政事完顏元宜奏、已遷契丹、所棄地、可遷女直人與不從亂契丹雜處。上以問右丞蘇保衡・參政石琚、皆不能對、上責之曰、卿等每事先熟議、然後奏、有問卽對、豈容不知此、保衡・琚頓首謝、上曰、分隸契丹以本猛安租稅給贍之、所棄地、與附近女直人及餘戶願居者、聽其猛安謀克官選契丹官員不預亂者充之。(卷九〇、完顏兀不喝傳) …… (b)



大定二年賜姓完顏氏、往泰州路、規措討契丹事、契丹已平、元宜還朝、奏請益諸羣牧、

甲、詔從之、每羣牧益二十副。元宜復請益臨潢成軍士馬、詔給馬六百匹。(卷一三二、完顏元宜傳) (c)

大定五年正月乙卯詔泰州、臨潢接境、設邊堡七十、駐兵三萬三千。(卷六、世宗紀、卷九〇、阿勒根彥忠傳五見) (d)

是時(大定七年)窩斡餘黨散居諸猛安謀克中、詔子敬往撫之。仍宣諭猛安謀克及州縣漢人、無以前時用兵相殺傷挾怨、輒害契丹人。(卷八九、移刺子敬傳) (e)

大定九年上疏論五事、其二、契丹人可分隸女直猛安、上皆從之。(卷七〇、思敬傳) (f)

大定九年正月戊寅契丹外失刺等謀叛、伏誅。(卷六、世宗紀) (g)

大定十七年詔遣監察御史完顏觀古速行邊、從行契丹押刺四人、按刺招得雅魯、斡列阿白

邊亡歸大石、上聞之、詔曰、大石在夏國西北、昔窩斡爲亂、契丹等響應、朕釋其罪、俾復舊

業、遣使安輯之、反側之心猶未已、若大石使人間誘、必生邊患、遣使徙之、俾與女直人雜居、

男婚女聘、漸化成俗、長久之策也。於是遣同簽樞密院事紇石烈奧也、吏部郎中張滿餘慶、翰林

修撰移刺傑、徙西北路契丹人、嘗預窩斡亂者、上京、濟、利等路安置、以兵部郎中移刺子元爲

西北路招討都監、詔子元曰、卿可省諭徙上京、濟州契丹人、彼地土肥饒、可以生殖、與女直人

相爲婚姻、亦汝等久安之計也、卿與奧也同催發徙之。仍遣猛安一員、以兵護送、而東所經道

路、勿令與羣牧相近、脫或爲變、即便討滅、俟其過嶺、卿即還鎮。上已遣奧也、子元等、謂

宰臣曰、海陵時、契丹人尤被信任、終爲叛亂、羣牧使鶴壽、駙馬都尉賽一、昭武大將軍木魯

古、金吾衛上將軍蒲都皆被害、賽一等皆功臣之後、在官時未嘗與契丹有怨、彼之野心亦足見

也、安禮對曰、聖主博愛、天下子育、萬國不宜有分別、上曰朕非有分別、但善善惡惡、所以

爲治、異時或有邊釁、契丹豈肯與我一心也哉。(卷八八、唐括安禮傳) (h)

大定十七年又以西南西北招討司契丹餘黨心素狼戾、復恐生事、它時或有邊隙、不爲我用、令

遷之於烏古里石壘部及上京之地。(卷四四、兵志) (i)

大定十七年正月詔西北路招討司、契丹民戶其嘗叛亂者已行措置、其不與叛亂及放良奴隸可徙

烏古里石壘部、令及春耕作。(卷七、世宗紀) (j)

大定二十一年四月增築泰州、臨潢府等路邊堡及屋宇。(卷八、世宗紀、卷二四、地理志泰州條參照) (k)

以上の諸記事によりて世宗の實行せる對契丹善後の一斑を知ることを得べし。即ち大定七八年頃までは、専ら懷柔政策を執りしに拘らず、九年以後は必ずしも然らず、寧ろ契丹人に對して大に疑懼の念を懷き、漸く之に備ふる所ありしを見るべきなり。今左に九年以前と以後とに分ちて之を約言せん。



## 大定九年以前の對契丹人措置。

(イ) 優詔を降して契丹人を招撫し、各々其の處に安んぜしめたり(a e)。 (a)の後半及び(b)の冒頭に「罷契丹猛安謀克」とあるは、亂に與りたる契丹の猛安謀克に限りて之を罷めしをいふなり。後文を參照せよ。

(ロ) 亂に與らざりし契丹の猛安謀克は、其のまゝ安堵せしめ、世襲すべきは之を世襲せしめたり(b)。

(ハ) 亂に與らざりし契丹人は依然契丹の猛安謀克に隸屬せしめたり(b)。

(ニ) 亂に與りし契丹の猛安謀克は之を剝奪し、その管領せる契丹の戸口は之を女眞の猛安謀克中、戸口の少なき處に分屬せしめたり(a b)。

(ホ) 亂に與りし契丹の猛安謀克が廢罷せられし結果、新に棄地となりたる處には、亂に與らざりし契丹人と女眞人とを雜居せしめ、其の契丹人中官職あるものを選びて之に猛安謀克を授け、以て其の地の民を管領せしめたり(b)。

(ヘ) 詔を下して女眞人及び漢人等が曩に一たび干戈の間に相見えし故を以て、契丹人に對して反感を懷き、殺傷するが如きことなからしめたり(e)。

## 大定九年以後の對契丹人措置。

(イ) 從來の方針を一變し、契丹人の猛安謀克を全廢し、契丹人を以て悉く女眞の猛安謀克に分屬せしむるに至れり(f)。 (f)には契丹人より猛安謀克となるの特權を奪ひたりとの明文なきも、既に契丹人を女直の猛安に分隸せしめんと建議して勅許ありし以上は、契丹人の猛安謀克を容認せざるに至りしこと推察に餘あり、蓋し契丹の猛安謀克が契丹人以外の人民を管領すべき苦なければなり。たゞ果して此年を以て直に實行したるか、若くは數年の後に始めて實行したりしかは明ならず。さて思敬が何故に此かる反契丹的建議を爲し、か、世宗も亦何故に此建議を嘉納せしか、固よりの確なる證據の徵すべきなしといへども、此年正月契丹人外失刺等叛を謀りて誅に伏せりとの事實(g)は、少くとも世宗をして遂に思敬の上奏を容れて此事を斷行せしめたる有力なる原因の一たるを疑はず、世宗の國粹保存主義が即位の初より契丹人の行動を監視し、夙に之に對して備ふる所ありしは次項に言ふ所の如し。

(ロ) 契丹人の一部を烏古里石壘部又は上京・濟州等の各地に徙し、土著して農耕に従事せしめ、或は女眞人との婚姻を獎勵して、禍亂の再發を防遏せんと努めたり(h i j)。「彼之野心亦足見也」といひ、「異時或有邊釁、契丹豈肯與我一心也哉」といふ、又以て世宗の對契丹人



態度を想見すべきなり。

(ハ) 亂後幾もなくして西北路の諸羣牧及び臨潢の成軍に武器馬匹を増給し、又泰州・臨潢の邊境に築堡屯兵したるは、内實は兎も角、表面は邊民の保護を目的としたるならんも、大定二十一年に於ける大規模の邊堡築設は一面邊外民族の侵寇に備へたると同時に、一面契丹人の叛亂を未發に止めんとしたるに外ならざることは、世宗の女真中心主義に徴して殆んど疑を容れず(c d h k)。

終に臨んで契丹(奚人をも含む)出身の猛安もしくは謀克にして金史及び歸潛志の記載に上れるものを擧ぐれば、凡そ左の如し。

- 耶律懷義謀克 蕭王家奴(奚人) 猛安 伯德特离補(奚人) 謀克 蕭仲恭猛安 蕭恭(奚人) 謀克 蕭裕(奚人) 猛安 括里謀克
- 別木(奚人) 謀克 蕭玉(奚人) 猛安 合住(奚人) 猛安 移刺順思阿不謀克 移刺蒲阿謀克 移刺粘合(奚人) 猛安 移刺買奴猛安

以上十四人中、最初の十一人は年代順に擧げたるものなり。さて合住は大定二年に現に猛安たりしが、移刺順思阿不の謀克と爲りしは金史卷九 移刺成傳と世宗紀とを併せ考ふるに實に大定十三年以後に在り、蓋し特例なり。吾人は世宗の契丹人より猛安謀克世襲の權を奪ひし事の必ずし

も大定九年に實行せられしとは言はず、縱令同年直に實行したりとするも、其れには一二の例外あるべきことは、渤海人大臯が特に長く世襲を許されたるの例より容易に豫想せらるゝなり。移刺蒲阿の世襲謀克を授けられしは、金史卷二 本傳によれば正大四年とし、完顔合達傳卷二 には正大七年とあり、何れにしても是れ亦特例といはざるべからず、最後の二人も宣宗の南渡以後の人たりしことは歸潛志の記載によりて明なれど、其の新に世襲猛安を得しものなるか、父祖よりの世襲なりしか、全く知るに由なきも、是れ亦特例なり。さて此の如く二三の特例あるにより、人或は世宗の九年もしくは其の後幾もなくして、契丹人の猛安謀克を罷めたりとの推定を疑ふものあるやも知るべからざれども、吾人は依然として之を主張せんとす。蓋し一、前に論ぜる如く、既に契丹人を女直の猛安謀克に隸せしむとある以上は、契丹の猛安謀克の存在を認むる能はず。二、又既に言へるが如く、渤海人の場合にも現に大臯の如き特典を得たる人あり。三、衛紹王の至寧元年胡沙虎の弒逆を企つるや、世襲猛安三品官職を授けんと宣言して、東華門を守る親軍の將校を誘ひたることあり、之は叛徒の側が誘惑に供したる例なれども、金廷が蒙古軍に窘め

1 此の最後の二人は歸潛志(卷六)に見ゆ。



られし結果、窮策として祖法を破りて此の榮稱を授け、以て將士の勤王心を鼓舞するが如きことありしは、蓋し自然の勢なり、前記の移刺蒲阿が完顔合達等と共に、之を得たるは其の適例といふべし。四、強仲は河中の人、射糧軍の子弟とあれば即ち漢人なるべし、然るに彼は天興元年閏九月に、世襲謀克を授けられたり、而して金はこの後僅に一年餘にして亡びぬ、又以て金末制度の崩壊を想見すべきなり。

## 六 地方官としての猛安謀克の地位

金史<sup>卷四</sup> 食貨志、戸口の條にいふ、

京府州縣郭下則置坊正、村社則隨戶衆寡爲鄉、置里正、以按比戸口、催督賦役、勸課農桑。村社三百戸以上、則設主首四人、二百以上三人、五十戸以上二人、以下一人、以佐里正、禁察非違、置壯丁、以佐主首、巡警盜賊。猛安謀克部村寨五十戸以上、設寨使一人、掌同主首。即ち京、府、州、縣の治所なる城下には坊正を置き、村又は社には里正を置き、里正の下には村社の大小に準じて一人乃至四人の主首あり、此くの如きは州縣の制度なり。然るに猛安、謀克に在りては、其の部、村、寨の中、五十戸以上の處には寨使一人を置き、その職務は州縣の場合に

於ける主首と同じといふなり。是に由て之を觀れば、猛安謀克の領地には坊正にも里正にも相當する役人なく、寨使は直に猛安又は謀克に隸して管内の賦役を催督し農桑を勸課せしなり、又以て、その領民の集團の多くは小にして、その政務の簡略なりしを想察すべきなり。今左に猛安謀克の領戸につきて一言すべし。

太祖の都勃極烈となりし第二年<sup>(西曆一〇一四年)</sup>に、三百戸を一謀克とし、十謀克を一猛安と定めしが、固より大體の標準を示し、ものにて必ずしも出入なかりしにあらず、收國二年<sup>一一〇六年</sup> 祕刺が曷速館の戸三百を領して謀克を授けられたる<sup>(金史卷八六、獨吉義傳)</sup>、天輔二年<sup>一一一八年</sup>十二月漢人劉宏が所部三千戸を率ゐて降り、猛安を授けられたる<sup>(卷二、太祖紀)</sup>、共に正さに此規定に合したるものなれども、此の如きは寧ろ偶然ともいふべく、劉宏と同年の閏九月に歸降せる契丹人訛里野が北部百三十戸を以て、漢人王六兒が諸州の漢人六十五戸を以て、各、謀克と爲りしが如きは却て常例なりしならん、蓋し此等の外國人は概ね從來の所部を率ゐて來り附せるものなるが故に、其の戸數少きは之に謀克を授け、多きは猛安を授けしものにて、實際に於いては固より定數あることを許さざりしなり。然れども、新に榮稱を授與するに當りては、かゝる標準あるの便なりしは勿論なれば、爾來久しく之に因りたりしが、世宗の大定十五年、吏部郎中蒲察兀虎等十人を遣はし天下を分行せしめし



結果、舊制を改正して一謀克の戸數を三百以下とし、七謀克乃至十謀克を一猛安と定めたり(金史卷四兵志)。此新规定は舊規定に比して能く實際に適合し、猛安謀克の數も或程度まで伸縮し得らるゝこととなり、現に大定二十年世宗が親しく宰臣に告げたる語中に「一猛安所領八謀克」(金史卷四食貨志六)とあるを見るなり。更に金史卷四六、四七、食貨志の記載によりて大定二十三年度に於ける猛安謀克の領戸を考ふるに、此年現在の猛安は二百二、謀克は千八百七十八、此猛安謀克の領戸合計六十一萬五千六百二十四なり。さて前記の世宗の語によりて、此年の一猛安も八謀克なりしものと假定して計算するに、二百二猛安は千六百十六謀克に當るが故に、六十一萬五千六百二十四戸は三千四百九十四謀克の領戸を示す、即ち一謀克の領戸は百七十六戸強にして、一猛安の領戸は千四百八戸強なりしなり。之を金史卷二地理志の記載に本づきて上京・咸平・東京・北京四路の府州の領戸と比較するに殆んど同日の談にあらず、最も少なき會寧府も猶ほ三萬戸以上を有し、最も少なき慶州も猶ほ二千戸以上を領せり、其の最も多きものを見るに、府に在つては臨潢府の六萬七千餘戸、州に在つては懿州の四萬二千餘戸の如きあり、吾人が前に猛安謀克の集團が甚だ小規模なりといへることの正當なるを知るべし。

然らば猛安及び謀克は地方官として如何なる地位を占めたりしか、金史卷五七百官志の猛安謀克

に關する記載は、始めてこゝに吟味せらるゝの機會を得たり、曰く、

諸猛安、謀克隸焉。猛安、從四品、掌修理軍務、訓練武藝、勸課農桑、餘同防禦。○原註は略す。諸謀克、從五品、掌撫輯軍戶、訓練武藝、惟不管常平倉、餘同縣令。○原註は略す。

猛安と比較せられたる所謂防禦とは防禦州の長官防禦使にして位は猛安と同じく從四品なり、謀克と比較せられたる縣令には上縣中縣下縣の三等あれども、上縣即ち所謂赤縣令の位は謀克より二階低き從六品なり。防禦州の上に節鎮(節度州)あり、下に刺史州あり、節鎮は節度使(從三品)を長官とし、刺史州は刺史(正五品)を長官とす。州の上に府あり、長官を尹(正三品)といひ、府の上に路あり、長官を總管(正三品)といふ。さて猛安は防禦使に比せらるゝも、其領戸の多少は又同日の談にあらず、上京路の肇州防禦使すらも、五千餘戸を數へ、中國の諸防禦使に在りては、少なきも一萬戸内外、多きは八九萬戸に上る、而も之と對比するは單に位階職掌の點に於いて相似たりといふのみなり。縣の戸數は記載なきも、謀克の戸數に比して遙かに多かりしなるべし。之を要するに、其の管内の大小こそあれ、大體に於いて猛安は防禦使と、謀克は縣令と同様なる地位に在りしものなり。

然らば猛安謀克は如何なる官衙に隸屬せしものなるか、之に關する吾人の研究は猶ほ甚だ徹底



を缺けども、金史の兵志に、海陵の遷都後、正隆元年を以て上京なる諸宗室の猛安謀克を中都・山東・河間等中國の各地に徙したる記事を承けて「二年命兵部尙書蕭仲恭等、與舊軍皆分隸諸總管府節度使、授田牛、使之耕食、以蕃衛京國」とあれば、總管府及び節度使は共に猛安謀克の上司たりしものか。總管は正三品にして「統諸城隍兵馬甲仗、總判府事」を掌り、節度使は從三品にして「鎮撫諸軍防刺、總判本鎮兵馬之事、兼本州管内觀察使事」を掌るとあれば、其の位階よりするも、職掌よりするも、猛安謀克の上官として尤も適當なり。たゞ節度使には諸州節度使の外に諸部族節度使あり、「從三品、統制各部、鎮撫諸軍、餘同州節度」といへば、諸部族の間に居りたる猛安謀克は、之に隸屬せしものなるべし。又別に招討司あり、長官を招討使といひ「正三品副招討使二員、從四品、招懷降附、征討携離」とあれば、總管府の設なき滿蒙地方に於ける猛安謀克は蓋し此招討使の支配を受けしものなるべし。「大定二十二年三月丁丑命尙書省、申勅西北路招討司、勸猛安謀克官、督部人習武備」(卷八、世宗紀)とあるもの、亦その一端を示すに足る。(1)以上述ぶる所幸に誤なくんば、食貨志(前に引けるもの、後文)に「凡戸口計帳、三年一籍、自正月初、州縣以里正主首、猛安謀克則以寨使、詣編戸、家責手實、具男女老幼年與姓名、生者增之、死者除之、正月二十日以實數報縣、二月二十日申州、以十日內達上司、無遠近、皆以四月二十日到部呈省」とあるもの、中、戸口計帳上達の手續は、専ら州縣の場合を記せしものにして猛安謀克の場合に於いては之と稍異なれる所なかるべからず。想ふに寨使は先づ其管内の各戸に至りて調査し、之に由て作り得たる戸口計帳を謀克に出し、謀克は猛安に送り、猛安は之を節度使又は總管府(北方に在ては招討司)に送り、而して後、戸部に達せしものならんか。

猛安謀克の民政に干與する寨使の名は、猛安謀克が屯田軍にして、都會を爲さず、壘寨を築きて官民共に之に居りしより起れるものなり。大金國志卷一に、

皇統五年春……創屯田軍、凡女真契丹之人皆自本部徙居中州、與百姓雜處、計其戸授以官田、使其播種、春秋量給衣馬、若遇出軍、始給其錢米。凡屯田之所、自燕山之南、淮隴之北、皆有之、多至六萬人、皆築壘于村落間。

とあるは前にも引用せる所なるが、同書卷三屯田の條には之と大同にして小異なる左の如き記事を收めたり。

1 前に引用せる移刺子敬傳に「都監撒八仍於燕子城治猛安謀克事」とあるも亦其の一例なり、都監はもと元帥府の官なれども招討司に屬して副招討使の地位を占めたりしもの、如し。



屯田之制出上古、金國行之、比上古之制尤簡。廢齊國後、慮中國懷王三戸之意、始置屯田軍、非止女眞、契丹亦有之、自本部徙居中土、與百姓雜處、計其戸口、給賜官田、使自播種以充口食、春秋量給衣服、若遇出軍之始、月給錢米、米不過十斗、錢不過數千、老幼在家、依舊耕耨、亦無不足之歎。今屯田去處、大名府山東河北兩關諸路皆有之、約一百三十餘千戸、每千戸止三四百人、所居止處、皆不在州縣、築寨處村落間、千戸百戸雖設官府、亦在其内。こゝに所謂千戸は猛安の謂にして、百戸は謀克を指すこと勿論なるが、本文の記者在世の頃即ち金末(?)には大定年間に比して猛安の數は大に減じ、その領戸も約三分の一となりしを見るべし。そは兎に角、猛安謀克も其の領戸も共に州縣に居らずして邊鄙なる村落の間に壘寨を築きて之に居りしなり。又同書<sup>三</sup> 燕京制度の條に

國初無城郭、星散而居、呼曰皇帝寨國相寨太子莊、後升皇帝寨曰會寧府、建爲上京。

とあるは、金史の地理志上京路の條に「國初稱爲内地、天眷元年號上京」とあるのみなるに比して能く事實の眞を傳へたり。上京を一に御寨ともいひしは、宋の趙彥衛の紀行なる御寨行程及び趙子砥の燕雲錄にて知るべく、行程には又之を北寨ともいへり。金史の列傳には歴代の正史の例に隨ひ、某は某地の人と書き出すに當りて、其の路州縣を明記するも其村社を略するが如く、女眞

人の郷貫を記するに當りても某路某水(山)某猛安(謀克)とまでにて、其の寨名に及ばざるを以て、猛安もしくは謀克に屬する寨名の記載頗る稀にして、僅かに會寧府海姑寨、隆州移离関(水名)阿胡勒出寨と、府州名の明ならざる孛罕寨などに過ぎざるは遺憾なれども、幸にして許亢宗の行程録、洪皓の松漠紀聞、張棣の金虜圖經、趙彥衛の御寨行程等によりて滿洲殊に上京地方に於ける多數の寨名を傳へられたり(滿洲歷史地理第二卷一頁一八頁參照)。中にも合叔孛董寨、蒲里孛董寨、托撒孛董寨、漫七離孛董寨、報打孛董寨、句孤孛董寨、沒達河孛董寨等は何れも金初に孛董(部長)の居りしによりて其名ありしなるべきこと、皇帝の居る處を皇帝寨、國相の居る處を國相寨といへりとの大金國志の記載に符合して甚だ愉快なり。殊に前に述べたるが如く、孛董は後に猛安又は謀克の稱號を得しものなれば、右の某々孛董寨は實に某々猛安寨ともいふべかりしものなり、たゞ合打・蒲里等が孛董なりし人の名なりしか、或は山水等の地名なりしか詳ならざるを遺憾とす。

1 掃葉山房本大金國志には誤脱少からず、因て今歴代小史本及び儼山書院本古今說海に收めらるゝ金志によりて之を引く。  
2 金史地理志に寨の名少からず、例へば、北京路には利州に蘭州寨、廣寧府廣寧縣には閭城・鬼兒窩の二寨、閭陽縣に大斧山・北川の二寨、興中府宜民縣の條に徽川寨、興州の條に利民寨あり。是等は或は猛安謀克の寨なるかも知るべからざれど、河東北路の八寨、鳳翔路の十六寨、鄜延路の十八寨、臨洮路の九寨の如きは之には無關係なるものゝ如し、猶ほ考ふべし。



七 猛安謀克の類廢

熙宗の時、漢人渤海人の猛安謀克を罷め、海陵の末年契丹人の叛亂あり、世宗即位後之を平定して大に契丹人の勢力を挫き、遂に大定九年を以て、其の猛安謀克を罷めたること前述せる所の如し。然れども世宗即位の時、女真人の漢地に居住せるもの既に多く、而して海陵の支那文明心酔の餘弊は漸く上下に波及すると同時に、尙武質實の舊俗は年を逐うて益々衰へ、國家の前途寒心に堪へざるものありき。是に於いて聰明なる世宗は斷乎として國粹保存、女真中心主義を執り、致々兀々として大小の政務を總攬せしが、中にも國家の中堅たる猛安謀克の寵遇と保護とに就きては實に至れり盡せりの感なくんばならず。今其の尤も顯著なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ) 人種的觀念。大定十二三年の頃なり、一日世宗山東に於ける猛安貧戸の處分法に關して尙書右丞唐括安禮に問ふ所あり、安禮對へて猛安人と漢人は今は皆一家なり、皆是れ國人なりといふや、世宗甚だ憚らず、大に安禮の不心得を責めて曰く、「朕謂卿有智識、每事專倣漢人、若無事之際、可務農作、度宋人之意、且起爭端、國家有事、農作奚暇、卿習漢字、讀詩書、姑置此、以講本朝之法、前日宰臣皆女直、拜卿獨漢人、拜是邪非邪、所謂一家者皆一類也、女直漢人其實則二、朕即位東京、契丹漢人皆不往、惟女直人偕來、此可謂一類乎」と。

(卷八八、唐括安禮傳)

(ロ) 國俗保存。世宗一日宰臣と語る、曰く「亡遼不忘舊俗、朕以爲是、海陵習學漢人風俗、是忘本也、若依國家舊風、四境可以無虞、此長久之計也」と。(卷八九、移刺子敬傳)

(ハ) 猛安謀克優遇の理由。大定四五年の頃、有司の中に、諸路の猛安謀克その世襲を估みて民を擾すもの多し、宜しく世襲を廢すべしと奏せしに、平章政事宗憲は之に反對し、「昔太祖皇帝撫定天下、誓封功臣、襲猛安謀克、今若改爲遷調、非太祖約、臣謂凡猛安謀克、當明核善惡、進賢退不肖、有不識者、其弟姪中更擇賢者代之」と論じ、世宗も亦宗憲の説を嘉納せり。(卷七〇、宗憲傳)

(ニ) 猛安謀克の教育輔導。大定十一二年の頃、世宗宰臣と諮り、猛安謀克の教育不完全なるが爲めに、禮義を辨へざるもの多きを慨し、終に卿老を任命して教導せしむることとせり。(卷八八、紇石烈良弼傳)

(ホ) 猛安謀克の女真語學習。大定二十六年三月親軍完顔乞奴の言によりて女真字の經史を讀み得るものにあざれば、猛安謀克を承襲するを得ずと定めたり。(卷八、世宗紀)



此他、或は彼等と州縣との紛議に關しては、概ね彼等に利益ある裁斷をなしたるが如き、州縣の富豪の横領せる官田を奪ひて彼等に頒給したるが如き、或は農業武藝を獎勵し、或は奢侈を戒め、或は臨時に賑給し慰諭したるが如き、世宗は在位二十九年の久しき間、小心翼翼として彼等の健全なる發達と、特權の保護とを計り、是れ即ち國家長久の策と思惟したりしなり。然れども其の後の諸帝概ね常人にして世宗の遺志を繼承する能はず、猛安謀克を始め一般女真人も亦漸く文弱の風に浸染し、遂に全く救ふべからざるに至れり。

世宗崩じて章宗立つ、即位の初め、尙書省奏して猛安謀克にして進士の試に應ぜんとするものを許すべきをいふ、章宗その可否を太傅徒單克寧に問ふ、克寧答へて曰く「承平日久、今之猛安謀克、其材武已不及前輩、萬一有警、使誰禦之、習辭藝忘武備、於國弗便」と、章宗曰く「太傅言是也」と、金史の編者附記していふ「章宗初即位、頗好辭章、而疆場方有事、故克寧言及之」と(卷九二、徒單克寧傳)。想ふに章宗素より己の好む所に隨て猛安謀克をして大學に學ばしむるの意ありしなり、而も克寧の言ふ所俄かに拒むべきにあらず、乃ち姑らく之に従ひ「太傅言是也」といひしのみ。翌年克寧病を以て死するや、遺表あり、その大意にいふ、「人君往往重君子而反疎之、輕小人而終昵之、願陛下慎終如始、安不忘危」と、是れ實に先朝の遺臣として當に言ふべき所、また章宗

に取りては殆んど頂門の一針なりき。然れども章宗の支那文明心酔は終に世宗の遺志に背き、老臣の苦諫を用ゐず、克寧の死後幾もなくして猛安謀克をして學藝に没頭せしめぬ、金史の兵志に「至章宗明昌間、欲國人兼知文武、令猛安謀克舉進士、試以策論及射、以定其科甲高下」とあるもの、即ち之を證す。章宗在位約二十年、その間固より全く女真人保護に關する施設なきにあらずりしも、章宗紀中、猛安謀克に關する記載甚だ稀にして、承安五年正月に猛安謀克の軍前に怠慢なるもの、世襲權を剝奪すること、同年五月に猛安謀克の争鬪して人を殺したるものは赦に遇ひて死を免さるゝとも、世襲權を喪失すべきことを定めたる外は、殆んど特筆すべきものを見ず、之に反して學校を興し釋奠を行ひ、孔子の裔を優待し、經書を譯寫せしめ、遺書を購はしむる等、學問に關するもの頗る多く、殊に法律制度の創定改正に至りては、殆んど毎年之を行はざるなきを見るなり。金史章宗紀の贊に、

章宗在位二十年、承世宗治平日久、宇内小康、乃正禮樂、修刑法、定官制、典章文物粲然成一代治規。又數問羣臣漢宣綜核名實唐代考課之法、蓋欲跨遼宋而比跡於漢唐、亦可謂有志於治者矣。然婢寵擅朝、冢嗣未立、疏忌宗室、而傳授非人、向之所謂維持鞏固於久遠者、徒爲文具、而不得爲後世子孫一日之用、金源氏從此衰矣。



とあるもの、能く章宗の功罪を論じて肯綮に中れり。之を要するに、世宗の時金宋講和してより章宗の晩年に至るまで、金の上下は四十餘年の太平を樂み、泰和五年突如として宋兵の來侵するや、朝議防備を主とし、章宗も「以南北和好四十餘載、民不知兵、不忍先發」(卷一二、本紀)と言ひしほどなれば、猛安謀克の頽廢も女真人の懦弱も、固より太平の餘弊として止むを得ざる所なきにあらねど、而も章宗が殆んど積極的に先帝の遺法を破り、漢人の文明に同化せんと努めし跡の掩ひ難き以上は、金國の衰亡を以て章宗の時にその端を啓くと爲すは尤も妥當の論なりといふべし。今世宗の晩年以後、猛安謀克の漸く頽廢に赴き、遂に國家の中堅としての價値なきに至れる二三の例を左に掲げて、讀者の參考に供せん。歸潛志卷八に曰く。

金朝士大夫以政事最著名者曰王脩然、中州集云、王脩字峻然、范陽人、皇統二年進士、曾同知咸平府開原攝府事。時遼東路多世襲猛安謀克居焉、其人皆女直功臣子、鰲充奢縱不法、公思有以治之、會郡民負一世襲猛安者錢、貧不得償、猛安者大怒、率家僮輩、強入其家、牽其牛以去、民因訟于官、公得其情、令一吏呼猛安者、其猛安者盛陳騎從以來、公朝服、召至廳事前、詰其事、趨左右械繫之、乃以強盜論、杖殺于市、一路悚然。後知大興府、北京素察僧徒多游貴戚家作過、乃下令、午後僧不得出寺、街中不得見一僧、有一長老犯禁、公械之、杖一百死。自是京輦肅清、人莫敢犯、世宗深見知、故公得行其志也。

是れ世宗の時の事なり、宣宗都を汴京に遷すに及んでは猛安謀克の暴横殆んど制すべからず、同書六卷に曰く、

南渡之後、爲將帥者多出于世家、皆膏粱乳臭子、若完顏白撒、止以能打毬稱。又完顏訛可亦以能打毬、號杖子元帥。又完顏定奴號三脆羹、有以伎忍號火燎元帥者。又紇石烈牙忽帶號盧鼓椎、好用鼓椎擊人也、其人本出親軍、頗勇悍、鎮宿泗數年、屢破宋兵有威、好結小人心、然跋扈不受朝廷制、在東方時、盧鼓椎之名滿民間、兒啼亦可怖、大概如呼麻胡云。

以て當時の狀を想見すべし。又曰く、

南渡後、諸女直世襲猛安謀克往往好文學、與士大夫游、如完顏斜烈兄弟、移刺廷玉本名、粘合、溫甫、本名、買奴總領夾谷德固、尤虎士、烏林荅肅孺輩作詩、多有可稱。

詩文を作るもの必ずしも武事を好まずといふにあらず、然れども猛安謀克の人にして文學を好むが如きは、嘗て世宗の最も喜ばざりし所、而して今や其人少からずといふ、又以て當時の風尙を見るべし。この他、歸潛志記する所、南渡後士風頽廢の狀を叙して委曲を極め、實に一篇の金國衰亡史なり、必ずしも猛安謀克について言ひしにあらずといへども、在朝諸官苟安を偷みて恢復



の謀なく、近侍權を弄び胥吏事を專にして忠正の士概ね斥けられたりとせば、猛安謀克の獨り流俗を超脱したりきとは思はれず、殊に世宗の時、殊寵を擅にせる彼等が、夙に章宗の文明主義に中毒せらるゝこと尤も甚しかりしは推測に餘あるなり。

然れども吾人は茲に女真人の文明中毒を論述せんとするものにあらず、たゞ猛安謀克は漠地に在ること久しきに及んで、大に往年の勇健質實の風を失ひ、殊に章宗以後に至りては、國防の中堅として殆んど其の價値なきまでに墮落したることを推測するを以て足れりとし、直に之と關係ある所謂虜軍について一言する所あるべし。

吾人は曩に「遼金時代の所謂虜軍に就いて」と題して、虜字の音義と虜軍の組織及び任務に就いて卑見を發表せる際、その結論の一部として「想ふに遼の世、十二行、各宮分、遙輦の三虜軍の外に、西北邊の蒙古人の防禦に任ぜる羣牧及び部族の軍隊をも虜軍と稱したりし際には、虜軍必ずしも邊戍軍の意義なかりしが、金の世に至り、西北邊の契丹人を内屬して之をして専ら蒙古方面の守備に當らしむるに及んで、虜軍の名を以て此等契丹人の軍を稱せしものなるべく、而して内地の女真人は勿論、東北方の女真人も漸次に柔弱となり、猛安謀克の如き相率ゐて内地に徙りて中國風を喜ぶに至りては、國家の精銳は寧ろ此等邊防に當れる契丹軍即ち虜軍を除いて之あ

らざるより、遂には天子扈從の任にも當れるなるべし」といへり。虜軍の研究は吾人前日の小篇を以て固より完しと爲さず、猶ほ幾多の問題の存するを知るも、大體に於いて吾人は未だ前論を改むるの必要を見ざるなり。たゞ右に引きたる結論の末句に關しては更に詳説するの必要あるべく、尙ほ此機會を利用して虜軍の南移は果して何れの時に始まりしかを述べんとす。今便宜上先づ後者について言ふ所あるべし。

章宗の承安元年一九一〇年十月阻撲（茲には即ち蒙古史に所謂塔塔兒部に復た叛するや、左丞相完顔襄は之を伐たんとして出でて北京今の老哈河の畔の大名城に屯したりしが、會、特滿羣牧なる契丹人隨鎖德壽は信州今の昌圖府八面城附近に據りて叛し、各地の虜人も亦剽略して民の患をなし、かば、襄は此等虜人が德壽等の叛徒と合せんことを慮りて之を京師即ち中都附近の地に移して慰撫する所ありき。虜人の内地に移住せるは、蓋し之を

1 此の小篇中、虜字の音義に關する部分に對しては、羽田學士の批評（藝文第六年第九號）ありしより、吾人は史學雜誌第二十六編第十號（本書頁八七一—一二二）に於いて具さに之に答へたれば、音義に關しては更に言ふべきものなし。

2 金史（卷九四）内族襄傳に「方德壽之叛、諸虜亦剽略、爲民患、襄慮其與之合、乃移諸虜、居之近京地、撫慰之、或曰、虜人與北俗無異、今置内地、或生變奈何、襄笑曰、虜雖雜類、亦我之邊民、若撫以恩、焉能無感我、在此必不敢動。後果無患」と見ゆ。而も虜人の全部を徙しにあらざることは、同書（同卷）瑤里字迭傳に「承安二年虜軍千餘出沒、剽掠錦、懿間、字迭追敗之、復獲所掠、悉還本戶」とあるにて知らる。



以て始とすべし。其後復た虜人の南遷するありしや否やは知るべからざれども、泰和六年西曆一〇六年大舉して宋を攻めし時、虜軍を驅りて前鋒となし、こと楊雲翼傳金史卷一〇〇に見えたり、而して更に紇石烈執中傳卷一三二を見るに「使宦者李思忠弒上紹王於衛邸、盡徹沿邊諸軍、赴中都、平州騎兵屯薊州、以自重、邊戍皆不守矣」と記す、即ち貞祐元年西曆一三一年には、虜軍の全部は中都に移されしもの、如し。

以上の事實は必ずしも虜軍の勇敢にして猛安謀克の柔弱なりしを證するものにあらざれども、吾人は他の方面より觀察して、虜軍の猛安謀克に代りて金の兵力の中堅となりしものなることを疑はず。貞祐二年宣宗の南、汴京に都を遷すや、虜軍その鹵簿を護りて之に従ひ、良郷縣に至る時に宣宗虜軍の異志あらんことを疑ひ、曩に給する所の鎧馬を奪ひて營に還らしめんとす、虜人大に怒り、その詳穩虜軍の長官某を殺して叛き去り、斫答等を推して帥となし、直に中都に向ひ、遂に蒙古の軍と合し、中都を圍みて之を占領せり。吾人は親征録及び元史一太祖紀の記事に據りて以上の事實を知り、而して後、金史を繙きて左の五六の記載を見る、

(イ) 初宣宗將遷南、欲置虜軍于平州、○今の永平府、高琪難之、及遷汴、戒彖多○抹撚厚撫此軍、彖多輒殺虜軍數人、以至于敗。宣宗末年嘗曰、壞天下者高琪・彖多也、終身以爲恨云。○卷一〇六、○永平府、○抹撚、○厚撫、○此軍、○彖多、○輒殺、○虜軍、○數人、○以、○至于、○敗。○宣宗、○末年、○嘗、○曰、○壞、○天下、○者、○高、○琪、○彖、○多、○也、○終、○身、○以、○爲、○恨、○云、○(○永、○平、○府、○抹、○撚、○厚、○撫、○此、○軍、○彖、○多、○輒、○殺、○虜、○軍、○數、○人、○以、○于、○敗。○宣、○宗、○末、○年、○嘗、○曰、○壞、○天、○下、○者、○高、○琪、○彖、○多、○也、○終、○身、○以、○爲、○恨、○云、○)

傳。

(ロ) 抹撚盡忠本名彖多、宣宗遷汴、與右丞相承暉守中都、承暉爲都元帥、盡忠復爲左副元帥、宣宗詔盡忠、善撫虜軍、盡忠不察、殺虜軍數人、已而中都受圍、(卷一〇)

(ハ) 移刺塔不也、貞祐二年遷武寧軍節度使、招徠中都虜軍無功、平章高琪庇之、召爲武衛軍都指揮使。(卷一〇、六、本傳)

(ニ) 興定二年十一月庚辰、宣宗御登賢門、召致仕官兵部尙書完顏蒲刺都、賜食、訪問時政得失、福僧乃上書曰、爲今之計、惟先招徠虜人、選擇虜人舊有宿望雄辯者、諭以恩信、彼若內附、然後中都可復、遼東可通、(卷一〇四、移刺福僧傳)

(ホ) 及宣宗南遷、虜軍潰去、兵勢益弱、遂盡擁猛安戶之老稚渡河、僞置諸總管府以統之、器械既缺、糧糶不給、腴民膏血而不足、乃行括糧之法、一人從征、舉家待哺、又謂無以堅戰士之心、乃令其家盡入京師、不數年、至無以爲食、乃聽其出、而國亦屈矣。(卷四四、兵志)

さて右の(イ)(ロ)(ハ)の三項によるに、宣宗は虜軍を平州に置かんと意ありしも、高琪に沮まれて中都に之を残し、残されたる虜軍は彖多の暴横を怒り遂に叛きて良郷より還れる其の同類と共に蒙古軍に投じたるより、中都是翌三年五月を以て遂に蒙古の手に落ちたり、而して虜軍の離



叛と中都の陥落とは金の國家の致命傷たりしこと、宣宗も夙に之を悟りて、さてこそ天下を壞るものは高琪と家多となりとて終生以て恨となしきといふなり。殊に(二)の記事を見よ、興定二年とは貞祐三年を距ること三年の後にて、此の間蒙古の諸軍は遼東遼西及び河北の地に轉戦し、遼西即ち當時の所謂北京路は殆んど全くその占領に歸し、遼東は蒲鮮萬奴東遷後の形勢稍、混沌として未だ全く金軍を掃蕩するに及ばざりしといへども、而も蒙古の優勢なりしは疑はれず、殊に前年秋を以て蒙古の勇將木華黎は支那方面經略の全權を委ねられ、蒙古の七部二萬三千騎と、外に女真契丹及び漢人より成る諸軍とを合せて十軍を組織し、遼東より殺到して河北山東の諸城を攻略し、その勢當るべからず、而して前に所謂契丹人は即ち所謂虜軍に外ならざりしを以て之を考ふるに、此時に當りて虜軍を招徠して金國のために戦はしめんといふが如きは殆んど痴人の夢なり。而も移刺福僧は現下の計之を措いて他にあらずといひ、虜人と縁故あり且つ宿望雄辯あるの士を遣はし、徐ろに恩信を以て彼等を諭すべしといふ、又以て虜人の離叛が金の國家に取りて償ふべからざる損失なりしを見るべく、之と同時に猛安謀克の如何に戦に怯に且つ拙なりしかを想ふべきなり。是に於いて(ホ)の記事に「虜軍潰去、兵勢益弱」とあるの意義愈、明となり、而して南遷後の金軍が兵卒の不足と經濟上の壓迫により、年を逐うて益、悲惨なる境遇に陥りし

ことは金史の兵志能くその委曲を盡せり、今敢て贅せず。

哀宗が正大二年以來大に兵制を改革し、諸路の精兵を選びて之を十五都尉に屬し、屢、蒙古軍を敗りて、金軍として掉尾の飛躍を試みたるは、や、注意するに足る。然れども審かに之を察するに、かゝる成功を收めしは、金の官軍にあらずして寧ろ一種の義勇軍なりき、即ち忠孝軍・忠義軍・飛虎軍の如き是なり。金史の兵志に曰く、

復取河朔諸路歸正人、不問鞍馬有無譯語能否、悉送密院密院、增月給、三倍它軍、授以官馬、得千餘人、歲時犒燕、名曰忠孝軍、以石抹燕山奴・蒲察定住統之。加以正大已後諸路所虜臨陣所獲、皆放歸鄉土、同忠孝軍、給其犒賞、使河朔俘係知之、故此軍迄于天興至七千、千戶以上將帥尙不預焉。又以歸正人過多、乃係於忠孝籍中、別爲一軍、減忠孝所給之半、不能射者、令閱習一再月、然後試補忠孝軍、是所謂合里合軍也。又以親衛馬軍舊時所選未精、必加閱試、直取武藝如忠孝軍者、得五千人、餘罷歸、爲步軍。凡進征、忠孝居前、馬軍次之。自正大改立馬軍隊伍、鞍勒兵甲、一切更新、將相舊人自謂、國家全盛之際、馬數則有之、至於軍士精銳器仗堅整、較之今日、有不侔者、中興之期爲有望矣。一日布列曹門內教場、忠孝軍七千、馬軍五千、京師所屯建威都尉軍萬人、內族九住所統親衛軍三千、及阿排所統四千、皆哀



宗控制樞密院時所選、教場地約三十頃、尙不能容、餘都尉十三四軍、猶不在是數。此外、招集義軍、名曰忠義、要皆燕趙亡命、雖獲近用、終不可制、異時擅殺北使唐慶、以速金亡者、卽此曹也。

右の文中、精兵甲仗の充實に關するものは、均しく之を赤蓋合喜傳金史卷一三に於いて見るが故に、固より悉く之を疑ふ能はざれども、その誇張せられたるものなることは何人といへども之を承認すべし。さて忠孝軍等については此文によりて略ぼ其の組織待遇等を知るを得たれども、猶ほ完顔陳和尚傳卷一三には「忠孝一軍皆回紇・乃滿・羌渾及中原被俘避罪來歸者、驚○狠○凌○突、號○難○制、陳和尚御之有方、坐作進退、皆中程式、所過州邑、常料所給外、秋毫無犯、街曲間不復喧雜、每戰則先登陷陣、疾若風雨、諸軍倚以爲重」とあり、以て彼等の猛勇を想ふべく、卽ち陳和尚の統率下に有名なる大昌原の大勝を博し、ついで衛州・倒回谷の捷あり、他軍の殆んど連戰連敗なりし間に、獨り常勝軍の名を擅にしたることの偶然ならざるを看取すべく、嘗に「諸軍倚以爲重」といふが如きものにあらずして、之こそ金軍のために最後の氣を吐きたるものといふべし。然れども彼等の素性は素性なり、加ふるに猛安謀克已に戰意なく、虜軍復た歸らざるの時に當り、哀宗は國勢を既倒に回さんとして彼等を招募せしものなるが故に、彼等の歡心を買ふに急にして、又

他日の患を慮るの暇なし、卽ち彼等の素性の何たるを問はず、他軍に比して三倍の給料を與へし外、屢々犒宴することを怠らざりき、彼等の漸く放縱となり亂暴となりしは自然の勢なり。或は賭博に耽り卷一六蒲察官奴傳、或は病中の主將を脅迫して城を出でしめ卷一一撒合董傳、或は官庫の大金を劫掠する蒲察官奴傳が如きは、彼等に取りては蓋し尋常茶飯事のみ、天興二年九月息州忠孝軍帥蔡八兒等來りて蔡州を救ひし時、その部將李德といふもの、十餘人を率ゐて乘馬のまゝ官衙に入り、月給の不足を叫び、幾んど罵詈に近し、完顔仲德之を聞き大に怒り、德を縛して之を杖せしに、哀宗却て憚らず、仲德に向つて「此軍得力、方欲倚用、卿何不容忍、責罰乃爾」と詰りしも、仲德は「強兵悍卒、不可使一日不在紀律、蓋小人之情、縱則驕、驕則難制」と答へ、軍士之を聞いて國の亡ぶるまで敢て犯すものあらざりしといふ卷一九完顔仲德傳。翌年正月哀宗自ら縊れて死し其の國遂に亡びしを以て、仲德の悍卒懲戒は晩きに過ぎたるの憾あるも、而も忠孝軍が最後まで金の君臣の倚賴する所たりしは、右の哀宗の語によりて之を察知すべきなり。

兵志に所謂忠義軍につきては未だ詳ならざれども、蒙古の使者唐慶を殺したるもの、その徒なりとあれば、こは別に所謂飛虎軍の異稱ありしか。元史卷一五二唐慶傳に「太宗四年七月使慶再往、令金主黜帝號稱臣、金主不聽、慶輒以語侵之、金君臣遂謀害慶、夜半令兵入館舍、殺慶及其弟山



祿・興祿并從行者十七人」とあるに、金史<sup>七卷一</sup>哀宗紀には「天興元年七月甲申、飛虎軍事申福・蔡元擅殺北使唐慶等三十餘人于館」と見ゆるもの即ち之を證す。<sup>(1)</sup>

之を要するに猛安謀克は金の建國以來國防の中堅なり、然るに先づ漢人渤海人より世襲權を奪ひ、次に契丹人より之を奪ひて、兵柄全く女真人の猛安謀克に歸するに及んで、彼等は漸く驕慢となり、更に漢地に入りて文明に中毒して殆んど國防に任ずるに足らず、是に於いて金廷は西北の守備を撤して虜軍を以て自ら守りしが、主將たるもの制御綏撫の法を解せざりしがために、其の背叛に遇ひ、兵勢頓に屈して復た伸ぶべからず、遂に窮餘の窮策として四方に義軍を募る、即ち忠孝又は忠義の美名を以て其軍を稱し、妄りに給與を厚うし、犒勞を屢して只管彼等の歡心を求めたり、而も彼等はもと浮浪の徒なり、烏合の衆なり、紀律なく訓練なき悍卒なり、到底柔弱怯懦なる金の將帥の命を聽くものにあらず、かくて勇將完顏陳和尚の死と共に彼等は全く制すべからざるものとなり、金の國家は茲に亡びぬ。

<sup>1</sup> 飛虎軍については尙ほ金史(卷一七)哀宗紀、同書(卷一一三)白撒傳等を見よ。

## 元朝怯薛考

「東洋學報」第六卷 第三號  
大正五年十月 頁三六八—四一二

余頃日元代に於ける蒙古人治下の色目漢人の状態に就いて研究せる際、偶々禁庭宿衛(怯薛)の士の歴代寵遇を擅にしたるの事實に想到し、少しく調査せる結果、其の組織及び職掌等の頗る特色を有し、又實に親軍中の親軍とも謂ふべきものにして、其の健全なると否とは大に元室の盛衰と關連するものあるを知れり。因つて此の一篇を草し博雅の是正を仰ぐ。怯薛と色目漢人の關係に就いては、不日將に世に問はんとする「色目考」(即ち「元代社會の三階級」を指す)に於いて詳説すべし。

### 目次

- 一 怯薛の創設
  - 1 怯薛の組織
  - 2 怯薛の職掌
- 二 四怯薛
  - 1 元史秘史兩書の記載
  - 2 四怯薛の長
  - 3 四怯薛の交代
  - 4 四怯薛の員數

元朝怯薛考



- 三 怯薛と怯薛以外の親軍
- 四 怯薛の寵任と功過

- 1 怯薛の寵任
- 2 怯薛の功過

### 一 怯薛の創設

#### 1 怯薛の組織

怯薛ケシクの創設は太祖成吉思汗第二次の即位前二年西曆一二年〇四年の春、親ら乃蠻を征せんとて、今の外蒙古車臣汗部の東南境なる喀爾喀カルカ河邊に勢揃へして、千戸百戸牌子頭即ちチヘルビン十戸扯兒賓即ち侍從等を任命せし時に在り、即ち千戸百戸牌子頭及び白身者の子弟にして技能體格共に優秀なるものを選抜して五百五十人を得、之を怯薛ケシク夕テイ即ち番士と名づけ、内八十人を以て客卜帖兀勒ケブテケル即ち宿衛を、七十人を以て土兒合兀惕トルカゲト即ち侍衛を、四百人を以て豁兒赤ホルチ即ち箭筒士を組織し、斡歌列オゲレイを侍衛の長に任じ、阿兒孩合撒兒アルカイカサルを怯薛の長即ち番直の長に任ぜり。<sup>(一)</sup>

成吉思汗實錄二七三頁に見ゆる此時の勅に「千を千とし、百を百とし、十を十とし畢へて、八十の宿衛七十の侍衛をそこに番士に選びて入らしむるに、千戸百戸の官人どもの子ども弟どもを次に

<sup>1</sup> 今少しく怯薛、怯薛夕、客卜帖兀勒、土兒合兀惕、豁兒赤等の蒙古語の音義に就て述ぶ九し。さて怯薛は元史の兵志には「怯薛者猶言番直宿衛也」と記し、秘史(卷七)には客失克と書きて之を直班と譯し、成吉思汗實錄には番直と譯せり。Kowalewsky の Dictionnaire mongol-russe-française によらば、蒙語 keshik(keshik)に恩恵、寵愛、親切、善行、幸福、慈善などの義あり、現存の蒙語中 keshik と近似せる語により番直の義を有するものなければ、怯薛、客失克は keshik の對音に外ならざるべし。Yule は同じ字書に kichyeku(kichyeku)なる語が、熱心なる勤勉なる忠誠なるなどの義あるは、Marco Polo が keshican の義を knights devoted to their Lord と解するに一致すれば、keshik を棄つて kichyeku を採りたれども、(Col. Yule, Marco Polo, Vol. I, p. 366-7, note.) 此くは怯薛の對音としては兎もかく、客失克の對音としては如何あらん。さて怯薛を組織する番士が朝廷より非常に寵遇せられしこと、天子より特別な恩恵を與へられたることは、後文に述ぶるが如くなれば、恩恵、寵愛等の義を有する keshik なる語が此軍隊の名稱となりしは、「天子の恩恵を被れるもの」「天子の寵愛を受けたるもの」の義なるべし。要するに、怯薛又は客失克を番直宿衛などと譯するは、此語の原義にあらずして、此名を有せる禁軍の職掌に由れるものなること殆ど疑を容れず。次に怯薛夕は元史に怯薛帶又は怯薛台にも作る。字書によれば keshiktei(keshiktei)の語に、幸福なる、幸運なるの義あり、即ち keshik を有する、keshik を與へられたるの義なり、而も元史の兵志に「宿衛之士則謂之怯薛夕」といひ、秘史に客失克田ケシクテンとあるを舊譯に護衛とし、實錄に番士と譯したる、皆前述の怯薛と同じく、原義にあらずして第二義なり。客失克田は元史に散見する怯薛丹と同じく、怯薛夕(keshiktei)の複數の形なる keshikten の對音に外ならず。因にいふ、ユール氏はマルコ・ポーロ紀行に見ゆる禁軍の名を Keshican(Quesican)と讀みたれども、此かる讀み方は同紀行の數種の古寫本の何れにも見えざることは氏自身の明言する所なり。又氏が古寫本には Quesitan, Quesitan, Quesiti Tan, Casitan, Quesitam などありて、何れも其の語尾に tam, tan 又は tain を有する事實を閉却し



自身の子ども弟どもを入らしむるに、技能あり身材好き者どもを選びて入らしめたり。そこに阿兒孩合撒兒に恩賜して、勇士どもを選びて千夫とせよ。戦ふ日には我が前に立ちて戦へ。多くの日は我が侍衛の番士となれ、「七十の侍衛には、翰歌列扯兒必長となりて居れ。忽都思合勒潺と議り合ひて居れ」とありて、一言箭筒士の事に及ばず。又即位の初、番士の増員を布告するの勅にも「前に八十の宿衛あり、七十の侍衛の番士有りたりき。今長生の上帝の力にて天地に力勢を添へられて、普き國民を匡して、獨の調度の内に入れたる時、今我が處に番直する侍衛を千戸千戸より選びて入れよ。入るゝには、宿衛、箭筒士、侍衛に入るゝには、萬に満たせ入れよ」(三六)とありて、乃蠻征伐の年已に箭筒士隊の組織ありしを言はざれども、(一)即位の際の勅の一に「前に四百の箭筒士を選びたり。選びて箭筒士に者勒蔑の子也孫帖額長となりて、禿格の子不吉歹と議り合ひて居れと云へり。……」(三七)とあるは、乃蠻征伐の年、四百人の番士を以て箭筒士隊を組織したることを推測せしむべし。又(二)即位の際の勅の一に、也孫帖額・不吉歹等の率ゆる箭筒士を大箭筒士と呼ぶべしと宣したるは、老宿衛、大侍衛などの榮稱を賜はりしものが、孰れも皆、創設當時よりの宿衛侍衛に外ならざりしに由つて之を考ふるに、此の所謂大箭筒士は、決して即位後新に編成せられたる箭筒士隊の一部にあらずして、已に存せる四百の箭筒士なりしや疑なし。

更に思ふに、(三)乃蠻征伐の年、阿兒孩合撒兒に對する勅に「勇士どもを選びて千夫とせよ、……」とあるは、那珂博士の推測せられし如く、此の人を親軍千夫の長となせるなり、若し果して

ては。の誤ならんとの推測を下したるは、氏の平生にも似ぬ輕舉なれど、こは蓋しマルコ・ポーロが此の禁軍の名は knights devoted to their Lord と云ふはの意義なりと述べたるより、さては devoted の意義ある蒙古語 kichyeku こそ之に充つべきものなれと信じ、此の kichyeku に近からしめんために、Quesitan を Quesician と改めしなるべし。(Yule, Marco Polo, I, 365-6)

次に客帖兀勒は字書に、寢る、寢ます、寢ることなどの義を有する蒙古語 kebteku 寢ますの義ある kebtegilikhu 寢處、寢室の義ある kebtegin なられば、kebteghil 又は kebteil の對音なるべし。随つて秘史の舊譯及び實錄に之を宿衛と譯したるは穩當なり。

次に土兒合兀惕は秘史の舊譯に散班とし、實錄には Turkhant と讀み侍衛と譯したれど、如何なる蒙古語の對音なるやを言はず。字書によるに蒙古語 torghu は、阻止する、拘留する、混亂する、暴露する、等の義を有し、torghakhu は、略ぼ torghu と同じ義にして、外に妄訴する、科料に處する等の義を有するを見る。因て想ふに、Turkhant は或は torghakhu の複數の形にして、禁庭の附近を徘徊し又は禁庭内に闖入する犯罪者を阻止し逮捕し或は處罰するを彼等の職務の一となせしより、其の軍に名づけられしものか、猶ほ考ふべし。

最後に豁兒赤は蒙古語 Khorchi の對音なり。Khor は箭筒の義、chi は所有者、所掌者を示す、故に實錄に箭筒士とせるは適譯なり、元史の塔察兒傳に「火兒赤者佩囊韃侍左右者也」とある火兒赤も、阿剌罕傳に見ゆる火而赤も、黑韃事略に「環衛則曰火魯赤」とある火魯赤も皆 Khorchi の對音に外ならず。







宿衛侍衛合せて僅に百五十人の親軍なりきとせば、其の長を千夫長と名づくることは決して穩當ならず。以上三個條の理由によりて、吾人は創設當時既に箭筒士隊の存せしことを認め、怯薛軍の全數を五百五十人と推定せんと欲するものなり。

太祖第二次の即位(六二〇)の際、八十八人の千戸を任命せる結果、怯薛の規模大に擴張せられ、怯薛歹の數は一萬人となり、殆んど元一代の定制と爲れり。今成吉思汗實錄の記事に據り、更に卑見を加へて太祖太宗二朝の怯薛表を作り、以て其の組織の一斑を示すこと右の如し。

此の二表は已に一言せる如く、成吉思汗實錄の記事に吟味を加へて作れるものなり、今實錄の記事と異なる諸點に就いて簡略なる説明をなすべし。

第一表。(イ)實錄には宿衛隊の分班を言はず、たゞ其の隊長也客捏兀鄰の名を傳ふるのみなれども、箭筒士侍衛二隊の例より考へ、分班の事ありしを疑はず、且つ太宗朝宿衛隊が四班に分れ、各班二人の長ありし事實と、太祖朝侍衛隊が八班に分れて各班一人の長ありし事實とに照し、太祖朝の宿衛隊は八班に分れたりしものと推定す。或は八班が更に四大班に區分せられしこと、太祖朝の侍衛隊及び太宗朝の宿衛隊の如くなりしかとも想像せられざるにあらねど、今姑く表の如くに定む。(ロ)實錄には不合阿勒赤歹・朶歹・朶裕勒忽の四人を「侍衛の四班の宿老」と呼びたれ

ども、幹格列は侍衛隊の首班の長なり、又乃蠻親征の年、怯薛を創設したる際、侍衛隊長たりし

1 然らば乃蠻親征の際創設せる怯薛に關する前後二回の太祖の勅に、箭筒士に就いて何等説及する所なかりし理由如何といふに、吾人は之を以て箭筒士と侍衛との關係の極めて密接にして、時に此の兩者を侍衛の名の下に總稱したりし事實に歸せんと欲するものなり。然れども此の事實は記録に明文あるにあらず、たゞ實錄(三七三—四頁)に載せられたる太祖の勅に「前に四百の箭筒士を選びたり。選びて箭筒士に者勒蔑の子也孫帖額長となりて、禿格の子不吉歹と議り合ひて居れと云へり。侍衛と共に箭筒士の班班に入り合ふ時、也孫帖額は一班の箭筒士に長となりて入れ。不吉歹は、一班の箭筒士に長となりて入れ。豁兒忽答黑は一班の箭筒士に長となりて入れ。喇卜刺合は、一班の箭筒士に長となりて入れ。箭筒を帶ぶるものに、侍衛の班班に貼く箭筒士に、かく長となりて入らせよ。箭筒士を千に滿たせて、也孫帖額長となりて居れ」(六四八頁參照)とあるは、四班の箭筒士は一隊として各班に長あり、又其の隊長を有するに拘らず、同時に侍衛隊に分屬せしことを示すものなり、即ち箭筒士は怯薛軍を組織する三隊の一たるに拘らず、或る場合、寧ろ多くの場合に於いて侍衛隊に屬せるものと解せざるを得ず。卑見果して正鵠を得たりとせば、太祖の勅に、宿衛侍衛の二隊を擧げて箭筒士隊を言はざりしは必ずしも怪むべきにあらず。たゞ茲に吾人の解すべからざるは、若し侍衛隊の中に箭筒士を含めるものとせば、何故に初設の侍衛を「四百七十の侍衛」と言はずして「七十の侍衛」とのみ言ひしか、これ其の一。又太祖の阿兒孩合撒兒への勅に「勇士どもを選びて千夫とせよ。戰ふ日には我が前に立ちて戦へ。多くの日は、我が侍衛の番士となれ」とある末尾の語が何故に「我が番士となれ」となかりしか、これ其の二。祕史の記載に誤ありと想像せば、それまでなれど、それは單に想像にして解釋にあらずともいひ得べし。猶ほ後日の考を俟つ。後魏の世、胡洛眞なる官あり、即ち箭筒士なり。(白鳥博士東胡民族考(史學雜誌第二十二編第十二號一五一—一七頁)參照)。



故を以て、當時彼の統率せる七十の侍衛番士は永く「大侍衛」の榮稱を有せり、而して彼は又太祖創業の元勳博爾朮ボールヂユの弟なり(實錄一、〇九頁)、此かる經歷ある幹格列その人が「侍衛の宿老」たるを得ずして、他の班長の下風に立てりとは思はれず。以上の理由に基づき、吾人は侍衛八班長中、最初の四人を以て所謂「侍衛の四班の宿老」と爲し、實錄の誤謬は編者が偶然第一班長の名を見落したる結果に外ならずと認む。(ハ)實錄に「侍衛の四班の宿老」とあるは穩當なる稱呼にあらず、正しくは「侍衛の四班の長」といふべきものなり、何となれば、四宿老は蒙古語に *Dörben Keshi-ghüt-ün Ötöki* (祕史の朶兒邊客失兀敦幹脫古、單數にて *Keshik-ün Ötöki*) と云ふ、四つの番直の長老の義なり、祕史の舊譯に「四班護衛的每爲長的每」と譯したるは正しく、即ち元史の「四怯薛之長」に當る、而して四人の宿老は事實上皆侍衛の班長を以て之に充てられたれど、既に怯薛(客失克)の長と稱する以上、又實錄(即ち祕史)に記する所の彼等の職掌(イ)より見ても、實に全怯薛の長たりしや疑を容れざればなり。(ニ)又侍衛の八小班長換言すれば八人の千人長中、最初の四人は四大班長なること明かなれども、残れる四人の小班長は如何様に此四大班長に分屬せしかは知り難きを以て、姑らく推測によりて表に見るが如くに假定せり。

第二表。(イ)實錄には太宗朝怯薛軍の全數、宿衛箭筒士侍衛三隊の員數に就いて何等の記載なきも、軍の定員一萬人は永く後世の準據する所たりしを以て、一に太祖朝の其れに同じかりしものと推定せり。(ロ)宿衛隊は先づ八班に分れ、更に四大班を爲し、ものかとも思はるれど、姑らく記事のまゝに従ふ。實錄に「合答安不刺合答兒二人は一班となりて議イ合ロひハて番直に入りて：」とあれば、首班の長は合答安にて、不刺合答兒は副長ともいふべきものならん。(ハ)實錄には茲にも「侍衛の番直の宿老」なる稱呼を用ゐたれど、正しくは「侍衛の番直の長」といふべかりしこと、前の場合と同じ。(ニ)侍衛は四班とあれど、太祖朝の制と同じく、八小班の存在を疑ふ能はず。(ホ)侍衛隊二班の長の實錄に見えざるは、那珂博士の説の如く、確かに誤脱なり。(ヘ)茲にも「議イ合ロひハて」の語あり、又最後に「忙忽合イ輔ロけハさせ知りて一班の侍衛を整へて入れ」とあるによりて忙忽合は最後の班の副長と推定す、隨てロはAの副長、者古は帖木迭兒の副長、晃豁兒塔孩は阿勒赤歹の副長なりと推定す。(ト)以上の推定に基づき、太祖朝の例に従つて侍衛隊八小班長の順序を表の如くに定めたり。

## 2 怯薛の職掌

1 後文四怯薛の長の項に引用せる元史及び祕史の記事を参照せよ。



怯薛の職掌は即ち怯薛歹（番士）の職掌なり、而して彼等の屬する怯薛の隊によりて異なれり。

一 宿衛に屬する番士。宿衛の蒙古語 Kebteghiti は「寝る」「寝る處」などの義なり、即ち夜間の番直を以て彼等の主要なる任務とせるより此名ありしこと自ら明かなり。宿衛隊所屬番士の勤め方に就いては太祖の勅に「日落ちたる後、斡兒朶の後より前より越え行く人を拏へて、宿衛は拏へて宿りて、明朝宿衛は彼の言を聞け。宿衛は番直に代り合ふには、その符を渡して入りて來よ。代りて出づる宿衛も、渡して出でて去れ」宿衛は夜斡兒朶の周圍に臥して、門を壓へて立てる宿衛は、夜入る人をは、その頭を打割り、その肩を落つるほど斫りて去けよ。急ぎの話ある人夜來なば、宿衛に話して、帳房の北より宿衛と一處に立ちて話さしめよ（實錄三八）などあり（實錄六四三）。

二 箭筒士、侍衛に屬する番士。箭筒士の蒙古語 Khorchi は箭筒を帶ぶるもの、義、侍衛の蒙古語 Turkhaut の原義明ならねど、前にも言へるが如く、犯人捕縛の義なるべし。其の職掌よりいへば、兩者の間に殆んど何等差別ありとも見えざるに、特に箭筒士と名くる一隊を設けしは、單に後魏時代若くは其れ以前よりの北族の古習に因りしものにや。兎に角、此の兩隊の番士は宿衛の番士の夜間の勤務なるに對して、日中の勤務なり、即ち晝間斡兒朶の内外を警護することを掌

るものなり。其の勤め方に就いては、太祖の勅に「箭筒士侍衛等、番直に入りて、晝の行ひを各その道道に行ひて、日の光あるに宿衛に譲りて、外に出でて宿れ。我等の處に夜は宿衛宿り居れ。箭筒士は箭筒を、厨官は器皿を宿衛に渡して去れ。外に宿れる箭筒士、侍衛、厨官は我等湯を飲むまで、聚馬處に坐りて、宿衛に届けて、湯を飲み畢へば、箭筒士は箭筒の處に、侍衛は坐の處に、厨官は器皿の處に復り合へ。班班に入る者は、只只道理に依りこの體例に依りかく爲せ」（實錄三七九）とあるにて其の一斑を知るべし。

以上は怯薛三隊の本務に就いて述べたるものなるが、成吉思汗實錄には別に宿衛の掌る雜務として左の如く記せり。

又成吉思合罕宣はく「斡兒朶の侍女、家僮、駱駝飼、牛飼を宿衛は取締めて、斡兒朶の房車を調へよ。鼙鼓朶囉鎗を宿衛調へよ。器皿をも宿衛調へよ。我等の飲物食物を宿衛支度せよ。稠き肉の食物をも宿衛支度して煮よ。飲物食物不足とならば、支度せられたる宿衛に尋ねよ」と宣へり。「箭筒士に飲物食物を配るに、支度したる宿衛に相談無くて勿配りそ。食物を配るに、まづ宿衛より始めて配れ」と宣へり。「斡兒朶の房に入り出づるを宿衛整へよ。門には宿衛の門者家に倚りて立て。宿衛より二人入りて大酒局を執りて居れ」と宣へり。「宿衛より營



盤官行きて斡兒朶の房を下せ」と宣へり。「我等鷹使ひ圍獵する時、宿衛は我等と共に鷹使ひ圍獵しに行け。車に(獲物の)半を分けて置け」と宣へり。(三八五―六頁。六四) 而して之を元史兵志の記事と参照するに、相發明する所尠からず、曰く、

預怯薛之職、而居禁近者、分冠服弓矢食飲文史車馬廬帳府庫醫藥卜祝之事、悉世守之、雖以才能受任使服官政貴盛之極、然一日歸至內庭、則執其事如故、至於子孫無改、非甚親信、不得預也。其怯薛執事之名、則主弓矢鷹隼之事者曰火兒赤、昔寶赤、怯憐赤、書寫聖旨曰扎里赤、爲天子主文史者曰必閣赤、親烹飪以奉上飲食者曰博爾赤、侍上帶刀及弓矢者曰云都赤、闊端赤、司關者曰八刺哈赤、掌酒者曰答刺赤、典車馬者曰兀刺赤、莫倫赤、掌內府尙供衣服者曰速古兒赤、牧駱駝者曰帖麥赤、牧羊者曰火爾赤、捕盜者曰忽刺罕赤、奏樂者曰虎兒赤、又名忠勇之士曰霸都魯、勇敢無敵之士曰拔突。其名類蓋不一、然皆天子左右服勞侍從執事之人、其分番更直、亦如四怯薛之制、而領於怯薛之長。

さて此の二つの記事を比較するに、元史に所謂怯薛執事は實録の所謂宿衛の雜務に預るもの以外ならざるを看取すべし、而も元史には怯薛の執事といひて、特に怯薛の一部の執事といはざるのみならず、執事の中に火兒赤即ち箭筒士を數へたり。然らば實録の記事に所謂宿衛は此場合に限

1 怯薛の執事官の蒙古名に就いて簡略なる説明を試みんに、火兒赤は已述の如く、Khoraiu の對音にて箭筒士の義なり。

昔寶赤は昔博赤とも書き、Shibaghuchi の對音にして、shibaghu は蒙古語鷹の義なれば、使鷹官又は養鷹人とも譯すべし。か、輟耕錄に「鷹房之執役者」といひ、山居新話に「養鷹人」とあるもの、共に當れり。怯憐赤は未だ詳ならず。札里赤は Jarlikhohi の對音にして、jarlikh(祕史に札兒里黑)は勅、命の義なり。必閣赤は Bieikhohi の對音にして、bieikh は文書の義なり。黑韃事略に「管文書則曰必徹徹」とある必徹徹も亦同じ。博爾赤は又博而赤、寶兒赤等に作リ、Boghorchih 又は Bōrehi の對音にして boghor は廚の義なり。云都赤は Ulauehi の對音にして ulau(祕史に兀勒都)又 uldu は刀の義なり。闊端赤は Kittechi の對音にして郷導者、侍從、護衛兵などの義なり。八刺哈赤は祕史に八喇合臣とあるものにて、蓋し Balgachi (Balgachin) の對音ならん、balgas, balgahan は Buriat Mongol の方言にて小き倉庫の義なり、元史に司關者とあるは倉庫の門を司るの謂なるべし。答刺赤は Darachi の對音にして dara は酒の義なり。兀刺赤は Ulaehi の對音にして ulagha 又は ula は驛馬の義なり、祕史に兀刺阿臣(Ulaghachin)とあるもの亦同じ、故に黑韃事略に「牧者謂之兀刺赤」といへるは正解にあらず。莫倫赤は Morinchi の對音にして morin は馬の義なり。速古兒赤は如何なる語の對音なるや明ならず、sekitku に袖を捲くる、褰げるの義あり、sekitneki に離床する、轉臥するの義あり、速古兒赤は此等の語と關係ある語なるべし。帖麥赤は Temechi の對音にして teme は駱駝の義なり。火兒赤は Khonichi の對音にして khoni は羊の義なり。忽刺罕赤は Khulaghaehi の對音にして khulaghaehi は盜賊の義なれば、轉じて捕盜者の義となりしなり。虎兒赤は Khorehi の對音にして khōr は琴の義なり。霸都魯は Batur 拔突は Batu の對音にして共に強き、勇ましき、勇猛、強固、勇士などの義あり。蒙古語に batu, Buriat 語に batur, 滿洲語に batoru といふ。茲に霸都魯と拔突とを異なれるもの、如く記せるは編者の誤なり。以上白鳥先生の示教を得たるもの多し、記して感謝の意を表す。



りて怯薛の意味にて用ゐられしかといふに、「箭筒士に飲食物を配るに……とありて明に箭筒士と宿衛とを區別せり、而も又同時に侍衛について何等言ふ所なきを以て之を察するに、實録は此場合に於いて宿衛の中に侍衛を含めたりしかとも想はる。之を要するに、怯薛を三隊に區分すること獨り實録に見ゆるのみにて、元史は單に怯薛とのみ言ふを以て、各隊の職掌は實録に據りて之を知るの外、途なく、隨て實録に殿中の雜務を以て専ら宿衛の事と爲す以上、直に之を信じて可なるが如きも、實録の記事には多少疑を挾むの餘地あること前述の如く、又元史の怯薛に關する記事を通覽するも、此等の怯薛官は必ずしも夜間番直を其の主務とする宿衛の專有と推測すべき理由を發見せざるを以て、吾人は寧ろ一般番士中の有力者若しくは適任者が元史に所謂必閣赤、扎里赤等の怯薛官に採用せられ、各怯薛の長に分屬して三日毎に殿中に奉仕したるものと信ずるなり。

### 二四 怯 薛

#### 1 元史祕史兩書の記載

元史兵志宿衛の條に左の記事あり、曰く、

四怯薛。太祖功臣博爾忽、博爾朮、木華黎、赤老溫、時號撥里班曲律、猶言四傑也、太祖命其世領怯薛之長、怯薛者猶言番直宿衛也。凡宿衛、每三日而一更、申酉戌日、博爾忽領之、爲第一怯薛、卽也可怯薛、博爾忽早絕、太祖命以別速部代之、而非四傑功臣之類、故太祖以自名領之、其云也可者、言天子自領之故也。亥子丑日、博爾朮領之、爲第二怯薛。寅卯辰日、木華黎領之、爲第三怯薛。巳午未日、赤老溫領之、爲第四怯薛、赤老溫後絕。其後怯薛常以右丞相領之。

撥里班曲律は成吉思汗實錄(三四)に「孛斡兒出、木合黎、孛囉忽勒、赤刺溫、巴阿禿兒、これら四人の駿馬を側らに置けば……」とあるものにて、「四人の駿馬」の蒙古語「朶兒邊曲魯兀惕」(Dorben Kuluht)の異なる對音なり、卽ち四傑の義と解すべし。也可は蒙古語 yek'e の對音にして大の義なり。さて實録には、

又成吉思合罕勅ありて、侍衛の四班の宿老たる者に任し「不合は一班の番士を知りて、番士を整へて入れ。阿勒赤歹は一班の番士を知りて、番士を整へて入れ。朶歹扯兒必○扯兒必は侍從の義は一班の番士を知りて、番士を整へて入れ。朶豁勒忽扯兒必は、一班の番士を知りて、番士を整へて入れ」として四班の宿老を任して、番直に入る勅を傳へ「番直に入るには番直の官人、



己の處に番直する番士を點檢して、番直に入りて、三たび宿り合ひて代り合へ。……と勅ありき。「番直の宿老は、第三第三の番直にこの勅を番士に聽かせよ。聽かせずば、番直の宿老罪となれ、勅を聽きてありて越えれば勅の旨に依り、番直を脱さば、番士は罪となれ」と勅ありき。(三七六―八頁。六) (四八―五〇頁參照)

實錄に宿老とあるは秘史の客失兀敦斡脫古の義譯にして、字譯せば「客失克の長老」となり、まさに元史の「怯薛之長」に相當するものなることは已述の如し。然るに元史には博爾忽博爾朮、木華黎赤老溫を以て之を擬し、實錄には不合阿勒赤歹朶朶朶豁勒忽を以て之に充て、全く相符合する所なきは不審の至といはざるべからず。若し元史の記載正しとせば、博爾忽以下の四人は當時皆健在なり、秘史の編者如何に迂濶なりとも、此の四元老の名を逸すべき筈なし、即ち元史の記載は當然博爾忽等四人の子弟若くは子孫の義と解せざるべからず、此く解して茲に始めて實錄に所謂四宿老の一人に木華黎の弟、不合あることを發見したれど、他の三人に至つては、木華黎以外の三人と何等かの親族的關係を有せしや否や、茫として捕捉すべからず。然れども若し吾人が前に論證せるが如く、秘史の記載に誤謬ありとし、朶豁勒忽に代ふるに斡歌列を以てすべしとの卑見にして幸に正鵠を失せざらんには、四宿老中、木華黎の外に博爾朮の弟ありしを知るべく、然不常設也。

此くして兩記事間に起れる牴觸は漸く調和的解決の望あらんとす。猶ほ次項に於いて詳論すべし。

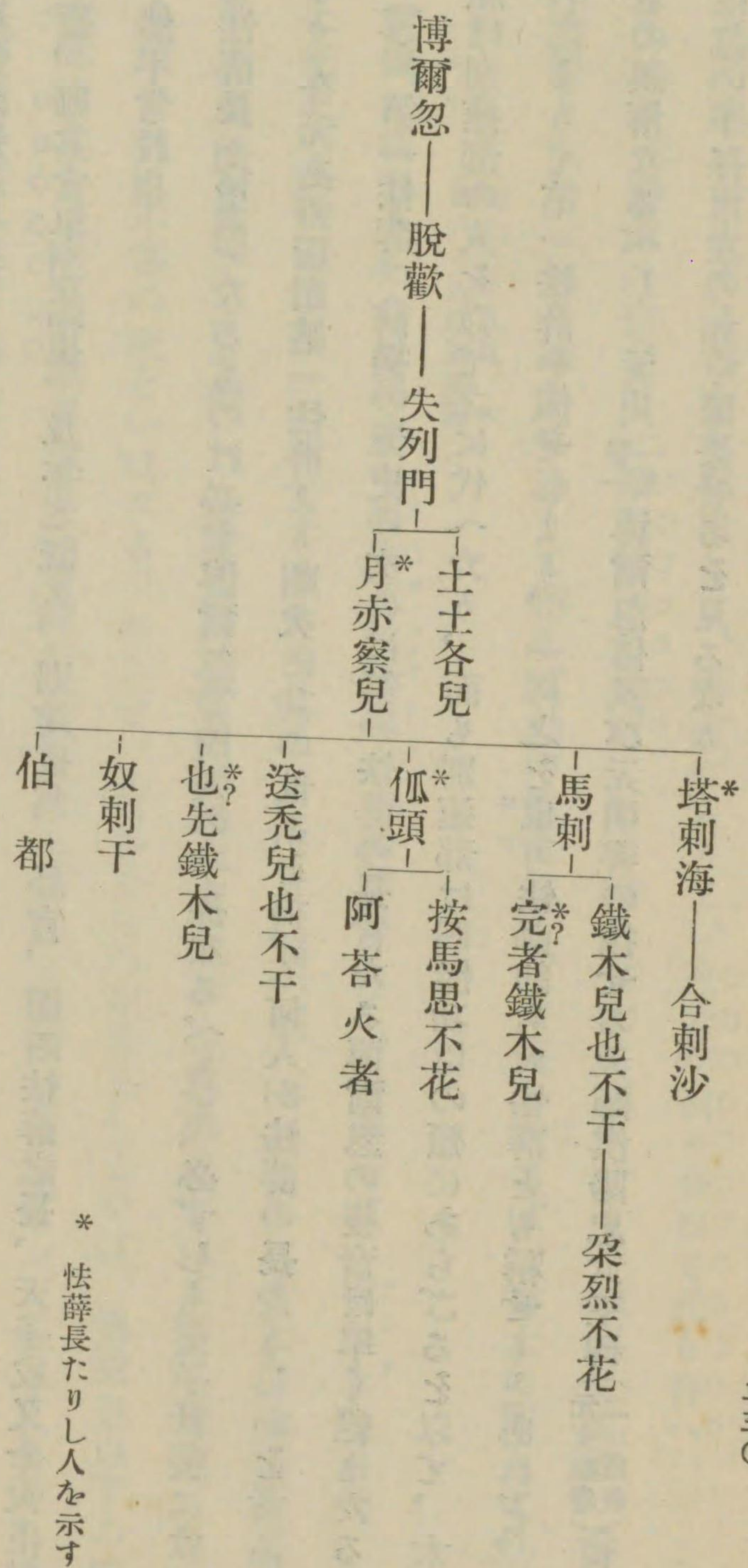
2 四怯薛の長

元史兵志に前項引用せる文を承けて、次の如く記せり、曰く、  
凡○怯○薛○長○之○子○孫、或○由○天○子○所○親○信、或○由○宰○相○所○薦○舉、或○以○其○次○序○所○當○爲、即○襲○其○職、以○掌○環衛、雖○其○官○卑○勿○論○也。及○年○老○既○久、則○遂○擢○爲○一○品○官、而○四○怯○薛○之○長、天○子○或○又○命○大○臣○以○總○之、然不常設也。

即ち怯薛長(宿老)たるものは必ず博爾忽等四人の子孫なるべきも、必ずしも父子世襲にはあらざるなり。今元史の所謂第一怯薛より順次に其の世系を掲げ、何人が怯薛の長たりしかを考ふべし。

(一) 第一怯薛。前掲の元史の文には第一怯薛の長官たる博爾忽の後裔は早く絶えたるにより、太祖は別速部の人を以て之に代へたり、而も別速部は四傑功臣の類にあらざるを以て、太祖親らの名によりて第一怯薛を領せしより、一に之を也怯薛即ち大怯薛とも稱せりとあれど、是れは編者の誤解なるべし。元史<sup>卷一九</sup>博爾忽傳及び元明善の撰せる大師淇陽忠武王碑<sup>(元文類卷二三所載)</sup>によるに、博爾忽の子孫は左の如く繁榮せるを見るなり。





さて月赤察兒は世祖の至元十七年怯薛長に任ぜられしこと、傳碑共に明證あり、塔刺海の怯薛長たりしことは、碑文に武宗即位の際(大徳十一年五月)帝の優詔に答へたる彼れ自身の語を傳ふるによりて疑を容れず、而して仁宗即位の初、瓜頭に詔せる中に「今命公嗣父長怯薛」の語あれば、瓜頭も亦至大四年を以て怯薛長となりしは明なれど、「兄に嗣いで」となくして「父に嗣いで」とあるを見れば、月赤察兒は世祖成宗二帝の際に、一旦怯薛長の職を去りて塔刺海之に代りしも、

塔刺海は至大元年四月を以て彼れに先だちて死せしを以て、彼れ再び其の職を兼ね、至大四年九月彼れ死するに及んで、瓜頭は始めて怯薛長に任ぜられしなるべし。瓜頭の死後、怯薛長の職は博爾忽の子孫中何人に傳はりしか詳ならざれども、元典章<sup>卷二</sup>によるに、仁宗の延祐五年乃至七年の怯薛長に也先帖木兒といふ人あり、又順帝の至正二十六年の怯薛長に完者帖木兒といふ人あり、元史<sup>卷三</sup>文宗紀にも怯薛官完者帖木兒の名見ゆ、二人共に月赤察兒の子孫なるが如し。果して然らば元史兵志に「博爾忽早絶。太祖命以別速部代之。」とあるは、全く編者の誤解と言はざるを得ず。元典章に收められたる至元二十二年行御史臺の發布せる公文及び三十年に江西行樞密院の發布せる公文には「也可怯薛」の名見えたるを以て、「也可怯薛」の存在は之を認むるに躊躇せざるも、既に博爾忽の裔なる月赤察兒が至元十七年を以て怯薛長に任ぜられし以上、彼れの領せしは固より第一怯薛ならざるべからず、而も至元二十二年乃至三十年に於いて「也可怯薛」の存在疑なしとせば、也可怯薛は第一怯薛の別名にあらざりしこと亦自明の理なり。

(二) 第二怯薛。元史<sup>卷一</sup>博爾忽傳及び祕史によるに博爾忽の子孫左の如し。

\* 木刺忽——阿魯圖

博爾忽——字欒台——玉昔帖木兒——脱憐



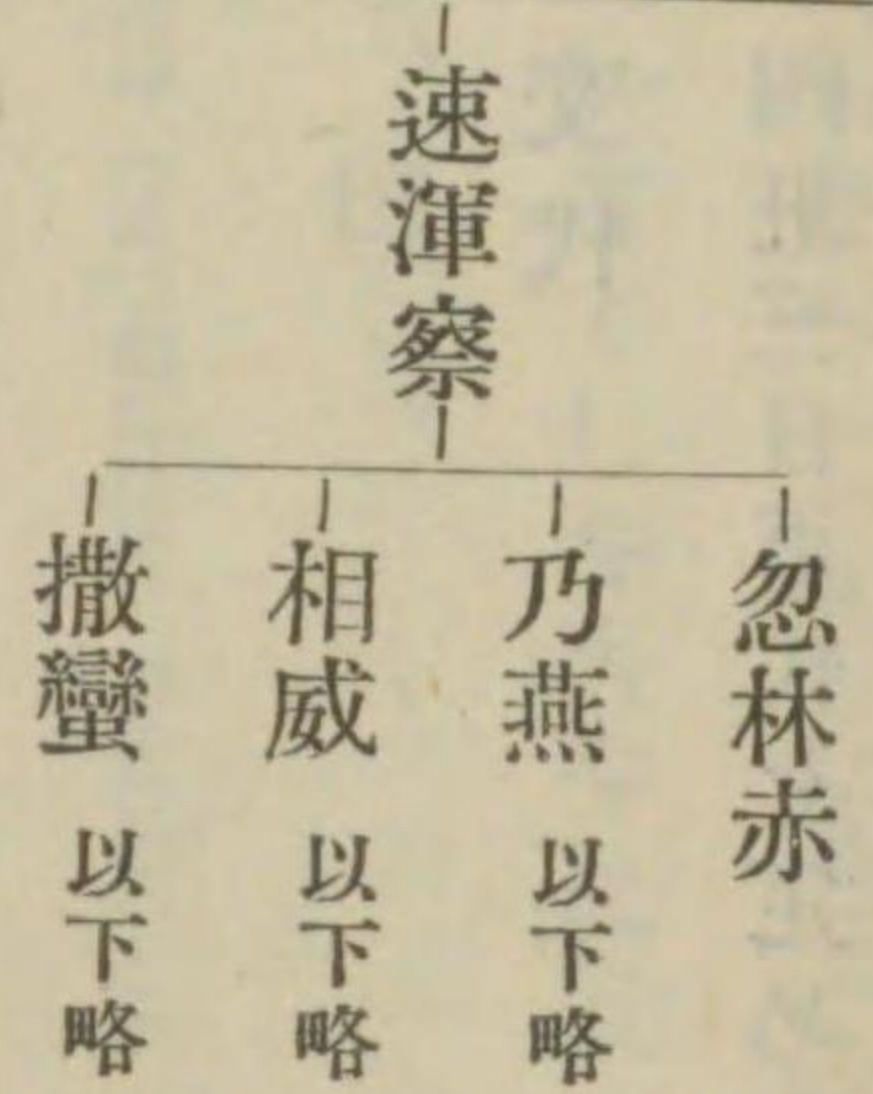
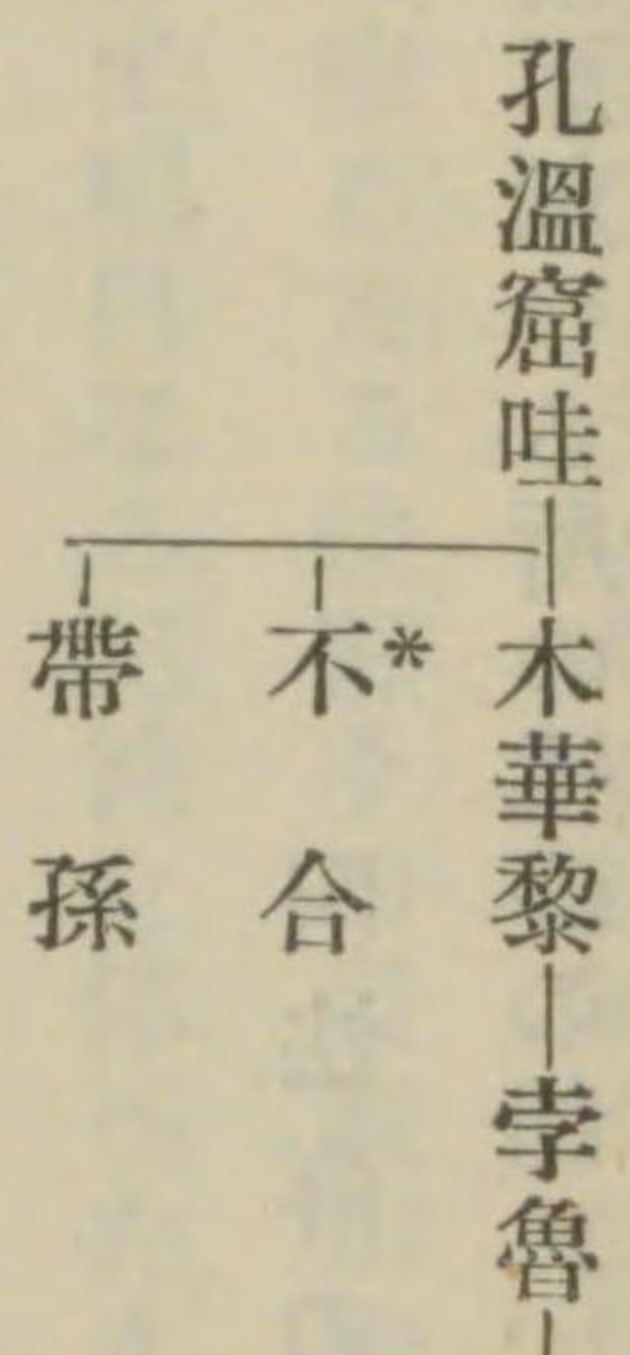
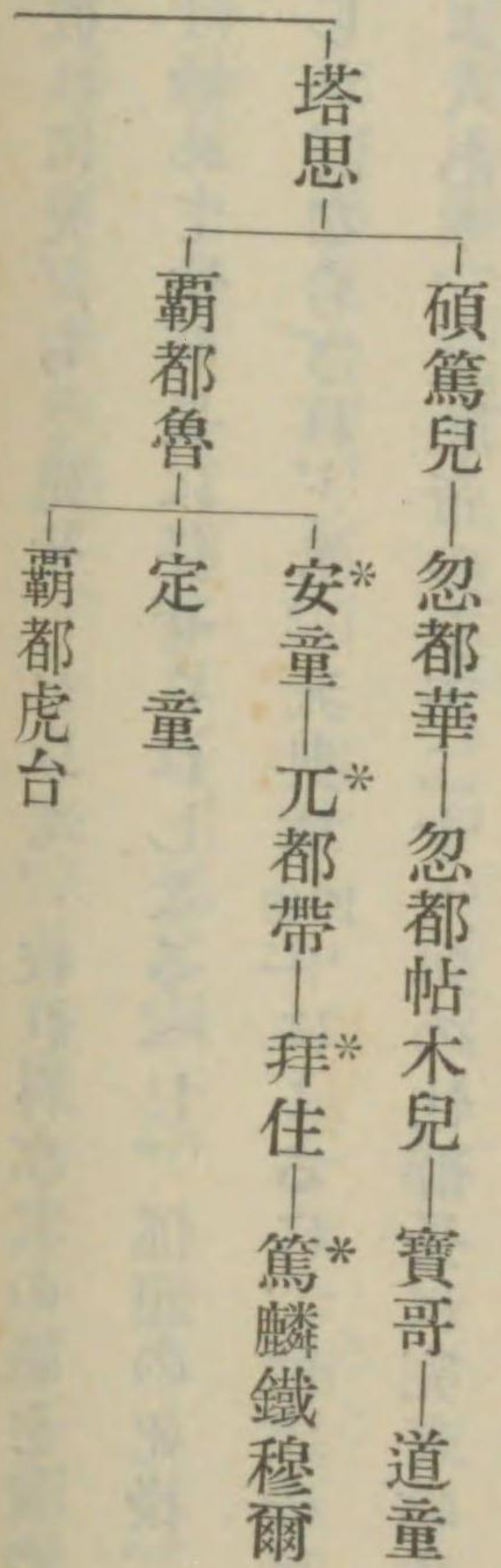
翰歌列

脱脱哈

\* 怯薛長たりし人を示す

翰歌列が太祖の時先づ怯薛長に任ぜられたるべきは前に縷述せり。木刺忽の怯薛長たりしことは、元典章<sup>卷四</sup>に收められたる公文の中に、仁宗の延祐元年十二月二十一日は木刺忽の怯薛第二日に當れることを示せる語あるによりて明なり。又元史<sup>卷一</sup>阿魯圖傳には「阿魯圖博爾赤四世孫、父木刺忽、<sup>○木刺忽の誤</sup>阿魯圖由經正監、襲職爲怯薛官、掌環衛」とあれば、是れ亦怯薛長たりしなり。阿魯圖は順帝の至正十一年<sup>（もしくは其後）</sup>薨じて嗣なしといへば、第二怯薛長の職は何人に傳はりしか知るべからず。

(三) 第三怯薛。元史の木華黎・安童拜住諸傳及び蒙韃備錄、碑文等によるに木華黎の子孫左の如し。



\* 怯薛長たりし人を示す

阿里乞失—忽速忽爾 以下略

孔溫窟哇は實錄に古溫兀阿<sup>クウングア</sup>に作り、木華黎は實錄に模合里、又は木合黎に、黑韃事略に暮花里に、蒙韃備錄に沒黑肋又は摩厥羅に作り、不合は實錄<sup>(七頁)</sup>に模合里の弟とし、備錄に、抹歌に作るも同じく沒黑肋の弟とす、事略に傳窩に作り且つ暮花里の子とするは誤なるべし。帶孫を不合の弟とせるは備錄に従へるものにして、安童を塔思の孫とせるは元明善の丞相東平忠憲王碑<sup>(元文類卷二四)</sup>に従へるなり。さて不合の太祖朝に怯薛長たりしことは既に前に述べたり、安童兀都帶拜住の三人相ついで同職に在りしことは、元史<sup>卷一</sup>安童傳、<sup>卷一</sup>拜住傳に其の明證あるのみならず、元典章<sup>卷八、二八、三〇、三八</sup>によれば、安童は世祖の至元二十四年中、拜住は延祐元年三年五年六年中、怯薛長として其の名を公文書に著はされしを見るなり。而して篤麟鐵穆爾は篤連帖木兒又は篤恰帖木兒の名を以て元統二年の公文書に怯薛長として現はれ、元史<sup>卷三</sup>文宗紀至順三年の條には怯薛



官篤憐鐵木兒として記されたり。

(四) 第四怯薛。元史氏族表によるに赤老温の世系左の如し。

鎖兒罕失刺—赤老温—納圖兒—察刺—忽納

赤老温の子孫右の表の如しとせば、元史に「赤老温後絶」とあるは必ずしも當らず。たゞ其の子孫に怯薛長適任のものなくして止みたりとの意味に解すべきか、兎も角、元史其の他の記録に於いて未だ一人の怯薛長をも發見する能はざるは遺憾なり。太祖の時の阿勒赤歹、朶歹、太宗の世の帖木迭兒など或は其の人なるやも知るべからざれども、未だ全く考へ得ず。たゞ前述せる如く所謂「也可怯薛」は決して第一怯薛にあらず、而して第二第三の怯薛は連綿として襲職せること亦既に説く所の如しとせば、「博爾忽早絶」は誤なるのみならず、次の「太祖……」の文も「赤老温後絶」の次に入るべきものにして、也可怯薛は第四怯薛の別名と認むべきにあらざるか、猶ほ次項にいふべし。

### 3 四怯薛の交代

太祖創むる所の怯薛の制に、四班三日更代を定めたることは、既に引用(三三八)(本書二二八頁)せる太祖

の勅語に「三たび宿り合ひて代り合へ」「第三第三の番直」などとあるにて明なれど、嘗て各怯薛長の率むたる怯薛歹の員数が均一なりしや否やに就いて言ふ所なし。然るにマルコ・ポーロは之に關して明白なる記録を傳へたり、曰く、

These 12,000 men have four captains, each of whom is in command of 3000; and each body of 3000 takes a turn of three days and nights to guard the palace, where they also take their meals. After the expiration of three days and nights they are relieved by another 3000, who mount guard for the same space of time, and then another body takes its turn, so that there are always 3000 on guard. Thus it goes until the whole 12,000, who are styled (as I said) Keshican, have been on duty; and then the tour begins again, and so runs on from year's end to year's end. (Yule, Marco Polo, I, 366)

即ち各怯薛は均しく三千人より成りしを知るべし。而して更に元史の兵志によりて、吾人は四怯薛番直の日に就いて詳細なる規定ありしことを知るを得るなり、而も此の規定は果して一代の定制として永く後世の遵守する所たりしや、否や、疑なき能はず。今先づ兵志の記載を表示して參照に便ならしむ。



怯薛	長官の祖先	番直の日	怯薛	長官の祖先	番直の日
第一	博爾忽	申酉戌	第三	木華黎	寅卯辰
第二	博爾朮	亥子丑	第四	赤老溫	巳午未

さて元代に於いて中央及び地方の重要な官衙より發布する訓令布告等の公文書には中書省樞密院御史臺等の在朝大官が天子に上奏したる語を挿入するを例とするが、右の上奏の際、當該大官の人名を列記する外に、左右に侍坐する怯薛等諸官の人名をも列記し、且つ當日の宿直たる怯薛長の人名及び宿直三日の中の何日目に當れるかを、上奏せる日付の次に附記するもの少からず。今左に一二の例を擧げて讀者の參考に供すべし。

(イ) 延祐五年十月十一日。拜住怯薛第二日、文明殿裏有時分、博兒赤不花、怯里馬赤濶兒魯、昔博赤買驢、給事中定住等有來。伯答沙丞相、阿散丞相、兀伯都刺亦列赤平章、土平章、高右丞、換住左丞、晏只哥參政、欽察參政、哈刺都事等奏過事内一件。……(元典章)卷八)

右は江南地方の豪民中、權貴に夤緣して叨りに名爵を得るものあるの事實を列擧したる監察御史某の上申書が、江南諸道行御史臺及び御史臺を経て中書省に達し、中書省の諸官奏請の結果、江西行省に咨を下し行省より、右の顛末を詳記して其の管内に布告したる劄文の中に見ゆる中書省咨の冒頭辭なり。此文は殆んど解説を要せざるも、試に言はゞ、「延祐五年十月十一日、即ち拜住が其の部下なる怯薛を率ゐて禁中の宿直に當れる第二日に、怯薛官たる不花等を左右に侍らせて皇帝(仁宗)文明殿に出御ありし時、丞相以下中書省諸官の上奏したる事項の一は次の如し」といふなり。

(ロ) 皇帝聖旨裏、行宣政院准、宣政院咨、元統二年正月二十六日、篤連帖木兒怯薛第二日、延春閣後咸寧殿裏有時分、速古兒赤馬札兒台、大夫汪家奴院使羅鍋殿中喃忽里火里歹等有來。本院官撒迪平章、不蘭奚院使……等奏、……(所收碑文) (Pao)

右は元統二年五月二十八日、天目山の中峯和尚の撰述せる廣録を藏に入る、ことに就きて行宣政院より、杭州路南山大普寧寺の住持僧明瑞に宛てたる劄子の冒頭に見ゆる文なり。之によりて樞密院諸官の上奏せし元統二年五月二十六日は篤連帖木兒が怯薛長として番直に入りたる二日目に

1 怯里馬赤は蒙古語 Kelemechi の對音にして、談論するもの、言語を主とするもの、義より轉じて通事の義となれるものなり。(史學雜誌第二十二編白鳥博士の「東胡民族考」一三九八頁)。



當れることを知るなり。

吾人は此種の公文書を「元典章」及び Ed. Chavannes 氏が記録及現存の碑文より蒐集して「通報」T'oung Pao (1904, 1908) 紙上に解説を試みたるもの、中より凡そ十八通を得、之に基づきて左の表を作る。

文書の 出所	年代 順	上奏せる 年月日	支日	怯薛 長官	番直の 日次	當該 番直の 日	兵志記 事との 合不合
典章	1	至元二十一年正月二十五日	戌	失烈門	第二日	酉戌亥	未詳
同	2	同 二十二年十月二十一日	未	「也可」	第一日	未申酉	不合
同	3	同 二十四年四月十八日	寅	安童	第三日	子丑寅	不合
同	4	同 七月十六日	巳	同	第一日	巳午未	不合
同	5	同 同 十二月九日	丑	同	第一日	丑寅卯	不合
同	6	同 三十年三月五日	酉	「也可」	第二日	申酉戌	合
同	7	至大元年十月十一日	申	月海	第一日	申酉戌	未詳
同	8	延祐元年十二月一日	辰	拜住	第二日	卯辰巳	不合
同	9	同 同 二十一日	子	木剌忽	第二日	亥子丑	合
同	10	同 同 二十五日	辰	拜住	第三日	寅卯辰	合

同	11	同 四年十月十二日	巳	也先帖木兒	第一日	巳午未	?
同	12	同 五年十月十一日	戌	拜住	第二日	酉戌亥	不合
同	13	同 六年五月二日	辰	同	第三日	寅卯辰	合
同	14	同 七年四月二十一日	午	也先帖木兒	第二日	巳午未	?
通報	15	元統二年正月二十六日	卯	篤連帖木兒	第二日	寅卯辰	合
同	16	同 三年 五月七日	子	阿察赤	第二日	子丑寅	未詳
同	17	至正二十三年十月十三日	申	哈刺章	第二日	未申酉	未詳
同	18	同 二十六年二月十七日	巳	完者帖木兒	第一日	巳午未	?

右の表中\*印ある二欄の記載は吾人の推算に係るものなり。安童・拜住・篤連帖木兒の三人は木華黎の後裔にして、木剌忽は博爾朮の後裔なり。也先帖木兒・完者帖木兒の二人は博爾忽の子孫なるが如きも、確證なければ、番直日次の合不合を知る能はず、若し果して博爾忽の子孫ならんには、不合と記入すべきものなり。第六の也可怯薛は兵志の記載の如く、博爾忽の怯薛に代れるものならば相符合せんも、記載の誤なるべきは既に論證を経たり、且つ、第二の也可怯薛は全く兵志の記載に合はざるなり。

右の表に於いて見るが如く、諸怯薛の番直日支(日の)に關して典章及び其他の記録に存する文書の記載が元史兵志の記載と相合せざるもの少からざるのみならず、前者の記載相互の間に於いても、亦殆んど抵觸せざるはなし、是れ果して如何なる理由によるか、或は三日交代の制度の破



れしがためか、或は交代制度あるも、番直日數に増減ありしによるか、或は四怯薛中、甲怯薛長に事故ありし際に乙怯薛長又は他の大官代つて甲怯薛を率ゐて入衛せしことありしがためか、或は典章以下の記録の日支に誤謬ありしがために推算の結果此かる矛盾を來し、ものか、吾人は自ら此等の問題を提出して多少の研究を試みしも、遂に何等的確なる解答を得ざるを遺憾とす。若し又、兵志の記載にして永く後世の準據せしものたらしめば、其の番直日支の比較参照に由りて、某の祖先は博爾朮なり、某の祖先は博爾朮なりと推測すること容易ならんも、事實既に此の如きを以て、此の希望も亦全く水泡に歸せり、隨て月海・阿察赤・哈刺章等は太祖の四功臣中何人の後裔なりしかを知る能はず、又隨て也可怯薛は吾人の前に想像せるが如く、果して赤老溫(又は其の子孫)の統べたる第四怯薛に代りしものなるや否やをも判定すること能はざるなり。之を要するに、四怯薛番直の日支に關して兵志の明記するが如き規定は、世祖以前はいざ知らず、以後に於いては全く行はれざりしことを斷言するを得れども、然らば如何なる新規定の下に交代せられしかといふに至つては、之を他日の研究に俟たざるべからず。

## 4 怯薛の員數

怯薛の創設せられし乃蠻征伐の年に於いては、怯薛歹の總數五百五十人なりしも、將來増員して一千人となすの計畫なりしを以て、怯薛の長とも稱すべき阿兒孩アルカイカッサル合撒兒を千夫長と呼びしことは已に前に述べたり。太祖第二次の即位式を舉げし後、大に怯薛の規模を擴張して怯薛歹の數を一萬人となし、而して之を宿衛・箭筒士・侍衛の三隊に分ちて各異なれる職掌を附與したること、亦前述せる所の如し<sup>(1)</sup>。

<sup>1</sup> ドーソン氏が太祖成吉思汗の軍隊に關し、Rashid の Djami ut-Tévarikh に據りて記する所を見るに、左の如し。

Son armée était, à sa mort, de 129 mille hommes. Il en donna à Toulouï 101 mille, divisés en trois corps, le centre (coul), l'aile droite (baraoun-ear), et l'aile gauche (tehaoun-ear). Le centre n'était composé que de mille hommes, qui formaient la garde de Tehingiz-khan; c'était son propre régiment, commandé par le noyan Tchagan, né tanguat, dont il avait pris soin depuis l'âge de 13 ans, et qu'il appelait son cinquième fils. Tchagan était en même temps capitaine de la première compagnie de cette garde. Les autres centeniers étaient attachés par des emplois aux quatre grands ordous, ou cours des quatre impératrices, femmes de Tehingiz-khan, où ils remplissaient les fonctions d'intendants de la table, d'écuyers, etc. Ce régiment était tenu aux mêmes prestations, en chevaux de relais, en provisions de bouche, etc., que les autres de l'armée. L'aile droite, forte de 38 mille hommes, était commandée par le noyan Bourgoudji, de la tribu



此くて怯薛一萬人は一代の定制として準據されしに拘らず、種々の事情は常に怯薛の冗濫を致すの傾向あり、群臣の正議によりて時に淘汰を行ひ、定額に復するも、後久しからずして再び増加し、元末に至るに隨ひ、殆んど救ふべからざるの状ありしが如し。世祖の朝、太祖の遺制を以て一代の成憲と爲し、に、マルコ・ポーロは此の怯薛をば 12000 barons と呼びたれば、當時已に定額を越えたり。<sup>(1)</sup> 仁宗の皇慶元年には「怯薛丹一萬人」とあるは、寧ろ大數をいひしものなるべく、文宗の天歷元年四月には一萬三千人と定め、五月には増員して一萬四千となり、至順二年には更に増員して一萬五千人に上りしが、三年四月には少しく淘汰して一萬三千六百人とせり。其の後の増減は詳に知るに由なきも、固より多少の變遷ありしなるべし。

太祖以後の四朝即ち漠北時代に在りては、怯薛は天子の宮殿にのみ置かれしものゝ如きも、世祖朝以後は、累朝の行帳(斡耳朵)皇太子皇子の宮邸にも之を置くことゝなれり。今元史に據りて其の事例若干を示すこと左の如し。

(イ) 累朝行帳怯薛。

1 然四怯薛歹、自太祖以後、累朝所御斡耳朵、其宿衛未嘗廢、是故一朝有一朝之怯薛、總而計之、其數滋多、每歲所賜鈔幣、動以億萬計、國家大費、每敝於此焉。<sup>(卷九九、兵志)</sup>

2 至順二年正月……國制、累朝行帳設衛士、給事如在位時、近嘗汰其冗濫、武宗仁宗兩朝、各定爲八百人、英宗七百人。<sup>(卷三五、文宗紀)</sup>

Erlate; Il avait son propre régiment. L'aile gauche, de 62 mille hommes, obéissait à Moucouli, de la tribu (Tchelaire. D'Ohsson, Histoire des Mongols, II, 3-4)

此文によれば成吉思汗の晩年に於ける全軍十二萬九千人の中、拖雷は十萬一千人を領し、之を中右左の三軍に分ち、右軍三萬八千人は孛斡兒出(博爾朮)之を率ゐ、左軍六萬二千人は木華黎之を率ゐ、中軍一万人は察罕之を率ゐたり。之を成吉思汗實錄(秘史)に照すに、是れ正に、所謂右左中の三萬戸に當るものなれども、(實錄三六七—八頁參照)、實錄によれば中萬戸は察罕にあらずして納牙阿なり。又ラシッドによれば中軍即ち近衛軍は其數僅かに一千人にして實錄及び元史に一萬人とあるに合はず。假りに、ラシッドの所謂近衛軍は實錄に所謂 Keteighii(宿衛)を指せるものと解せんか、兩者は其の組織の上に於いて頗る相似たる所あるに拘らず、猶ほ實錄によれば宿衛隊長も其の第一班長も共に也。可捏兀難にして察罕にはあらざるなり。又ラシッドの記事には「察罕は capitaine de la première compagnie de cette garde なりき」の文を承けて、直に「Les autres centeniers は四大斡耳朵に入りて成吉思汗の四皇后に奉仕せり」云々とあれど、capitaine と centeniers と書き分けたる理由明かならず、随つて後者は字義のまゝに百人長たりしか、前者は後者の若干人を統率せしものなるかは全く詳ならず、随つて又折角の四大斡耳朵の近衛兵(怯薛ならん)の員數は之に由つて知ることを得ざるなり。之を要するにラシッドの記事は元史秘史等の其れと相俟つて發明する所あるべきが如くにして而も左支右吾遂に何等の光明を與へざるものなり。故に吾人は怯薛の組織及び員數を考ふるに當り、ラシッドの記事を棄てて本文の如くに推定す。「本書五八五頁以下「元代の東蒙古」の中に此の事に關する補説あり。」

1 Yule, Marco Polo, I, 380.

2 元史(卷八七)百官志、宣徽院の條に「皇慶元年增院使三員、始定怯薛丹一萬人、本院掌其給授」とあり。



元代行帳の制詳かに知り難し、たゞ太祖の四斡耳朵が皆漠北蒙古の地に在りて各、若干の后妃之に居りしことは、元史祕史等によりて之を知るべく、太宗定宗憲宗の諸帝が四季によりて斡耳朵を異にせしことは、元史及び Rashid の集史等によりて其の一斑を知るのみ。元史<sup>卷一</sup>后妃表及び<sup>卷九</sup>食貨志歲賜の條には、世祖に四斡耳朵、武宗に二斡耳朵ありしことを記するも、其の所在さへ詳かならず。然れども前掲の記載によるも、又歲賜の制ありしより察するも、太祖の四行帳以下累朝の行帳は、一代を通じて鄭重に保存せられ、そこには若干の行帳官と怯薛とが置かれしこと疑なし、而して其の怯薛の員數は大約七八百人なりしなるべし。

(ロ) 皇太子怯薛。

- 1 至元二十二年六月、以民八十戶、賜皇太子宿衛臣嘗從征者。<sup>(卷一三、世祖紀)</sup>
- 2 泰定元年七月中書省臣言、東宮衛士、先朝止三千人、今增至萬七千、請命詹事院汰去、仍依舊制、從之。<sup>(卷二九、泰定帝紀)</sup>
- 3 天歷二年四月甲午、四番衛士各分五十人、直東宮。<sup>(卷三二、文宗紀)</sup>
- 4 至元六年三月、成宗潛邸四怯薛戶饑、賑米二百石鈔二百錠。<sup>(卷四〇、順帝紀)</sup>
- 5 至正十年十一月丙辰、以高麗藩王之孫脫脫不花等、爲東宮怯薛官。<sup>(卷四二、順帝紀)</sup>

6 至正十三年十月壬戌、賜皇太子五愛馬<sup>Altan</sup>部<sup>部</sup>怯薛丹二百五十人鈔各一百二十錠。<sup>(卷四三、順帝紀)</sup>英宗の世、東宮衛士の數三千人なりしを、泰定帝即位の初、俄かに増して一萬七千人とせしは、如何なる事情ありて然りしか、未だ詳なるを得ざるも、例外中の例外なるべし。天歷二年に四怯薛の兵各五十人、合せて二百人を分遣して東宮の衛士とすといひ、至正十三年に皇太子の五部の怯薛丹二百五十人に給鈔すとあるによりて推察するに、蓋し東宮怯薛は二三百人を以て舊制に適應るものとせしなるべく、英宗の世の三千人も寧ろ例外に屬せしならん。

(ハ) 皇子怯薛。

- 1 至元二十一年六月甲戌、賜皇子愛牙赤怯薛帶孛折等及兀刺海所部民戶鈔二萬一千六百四十錠、皇子南木合怯薛帶怯憐口一萬二百四十六錠。<sup>(卷一三、世祖紀)</sup>
  - 2 皇慶元年四月、敕皇子碩德八剌、置四宿衛。<sup>(卷二四、仁宗紀)</sup>
- 皇子怯薛の員數は之を知るに由なきも、右の2によれば皇子の怯薛も天子の其れと同じく四班に分ちて更代宿直せしことを知るべく、之を(ロ)の4と對照して、東宮怯薛にも同じく四班番直の制ありしを推測すべく、吾人は更に進んで、すべての怯薛が天子の制に倣へるものなることを信ぜんと欲す。

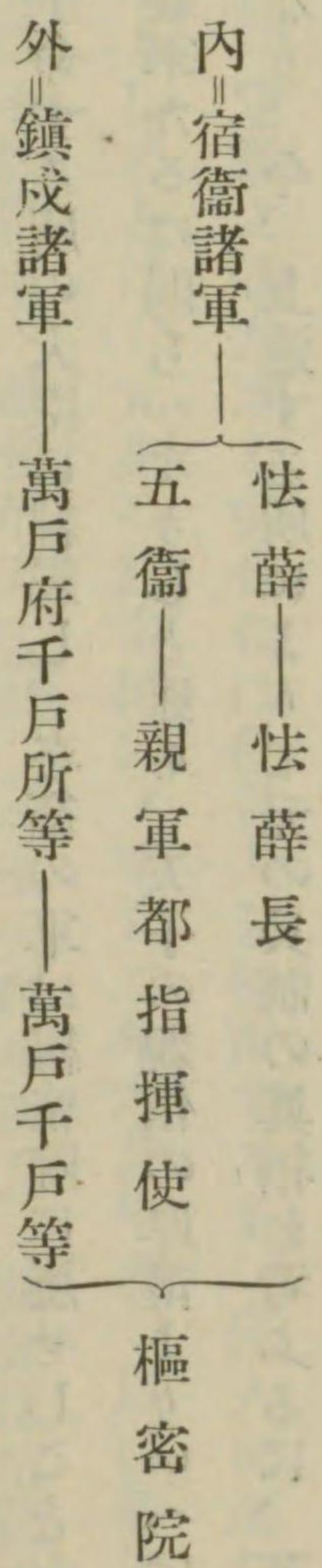


是に於いて問題は自から起り来る、即ち所謂「舊制怯薛定額萬人」は天子の怯薛の員數なりしか、將た又總ての怯薛の員數なりしか。東宮の衛士のみにも、泰定元年には一萬七千人に上れり見え、英宗の時には三千人ありきといひ、又天歷五年には裕宗（世祖の皇太子眞金）及び昭獻元聖皇后（眞金の弟二子の妃）位の宿衛三千人ありきといふに徴すれば、所謂「定額」は天子の怯薛のみの定額を指示せるに似たり。然れども事實は決して然らず、今其理由を列舉せんに、（一）元史文宗紀天歷三年四月の條に「中書省臣言、各宮分及宿衛士歲賜錢帛舊額萬人、去歲增四千人、邇者增數益廣、請依舊額爲宜、詔命阿不海牙、裁省以聞」（卷三）と記す、茲に「去歲增四千人」とあるは、即ち天歷二年の條に「四月賜衛士萬三千人鈔、人八十錠、四番衛士、舊以萬人爲率、至是增三千人。…五月四番宿衛增爲萬三千人、至是又增千人」（卷三）とあるをいひしものにて、四怯薛の兵數に外ならず、殊に「各宮分○皇后皇太子皇子等及宿衛士」とあるは之れ偶、全怯薛の定員一萬人なることの明證といふべし。（二）前にも引用せる元史の記事「天歷二年四月、分四番衛士各五十人、直東宮」とあるは、東宮の怯薛は天子の怯薛の分遣隊に外ならざること、換言すれば、天子の四怯薛より獨立して東宮の四怯薛あるにあらざることと斷言せしむるに足る。要するに累朝行帳、東宮、皇子等の各怯薛は天子の怯薛の制に倣ひて設けられたれども、皆天子の怯薛の中より怯薛歹（番士）を分遣して其番直

宿衛に任せしものなるを以て、怯薛の總數は時に増減あるも、定制としては一萬人なりしなり。

### 三 怯薛と怯薛以外の親軍

元史の兵志の叙語に「世祖時頗修官制、內立五衛以總宿衛諸軍、衛設親軍都指揮使、外則萬戶之下置總管、千戶之下置總把、百戶之下置彈壓、立樞密院以總之」と記し、同じ兵志の宿衛の條の冒頭には「宿衛者天子之禁兵也、元制宿衛諸軍在內、而鎮戍諸軍在外、內外相維、以制輕重之勢、亦一代之良法哉」と述べて、宿衛及び鎮戍の二項に分ち、宿衛の項には四怯薛及び五衛の事を併叙せり。人若し此等の記載のみによりて判斷せんには、元代の兵制は當さに左の如きものとなるべし。



然れども宿衛の項に、四怯薛の制を記せる中に「而四怯薛之長、天子或又命大臣、以總之、然不常設也」といひ、又「若夫宿衛之士、則謂之怯薛歹、亦以三分番入衛、其初名數甚簡、後累



增爲萬四千人、揆之古制、猶天子之禁軍、是故無事則各執其事、以備宿衛禁庭、有事則惟天子之所指使、比之樞密各衛諸軍、於是爲尤親信者也」とあるを見れば、怯薛の軍は直に天子若しくは天子命ずる所の大臣に隸屬し、各衛の軍は樞密院に屬せしことを知るべし。即ち怯薛も各衛も共に親軍たるは則ち一なりしと雖も、天子の親信の厚薄よりいへば、怯薛は實に親軍中の親軍たりしなり。今、上述する所によりて元の兵制の真相を考ふるに、蓋し左の如し。

内宿衛諸軍 怯薛——四 怯薛 長——天子(又は親任大臣)

各衛——親軍都指揮使

樞密院

外鎮戍諸軍——萬戶府千戶所等——萬戶千戶等

鎮戍諸軍の制に就いて論ずるは問題外なれば、姑く之を措くも、各衛と怯薛とが共に宿衛軍と名づけられ、合して所謂親軍を成すに拘らず、而も一は天子に直隸して殊寵を被り、一は鎮戍諸軍と共に樞密院に屬して怯薛と異なる待遇を受けたりとせば、所謂各衛の諸軍は其の組織及び職掌に於いて怯薛の其れに比して如何なる相異ありしか、是れ當然此の小篇に論述せらるべきものなり。然れども元史の兵志及び百官志の之に關する記載は、かなり詳細にして、通讀一過、其の一斑を知ること難からず、乃ち茲には極めて大體なる記述によりて兩者の比較を試むべし。

(一) 番士と衛士との資格上の相異。番士とは怯薛に屬するものをいふ、之に對しては各衛に屬するものを假りに衛士と稱すべし。

番士(怯薛歹)は怯薛創設の際、千戶百戶等の官人、及び自身者の子弟より選拔せられ、子孫世襲なること前に述べたり。然るに太祖以來四方を征服せる結果、蒙古人は勿論、外國人中特に功勞ありし文武官の子弟にして番士に拔擢せられしもの亦少からず、元史の列傳を見るに或は「入宿衛」「備宿衛」といひ、或は「爲火兒赤」「爲博兒赤」「爲必閣赤」「爲速古兒赤」などあるもの甚だ多く、而して始めて宿衛に入るもの多くは幼少の時に在るなり。創設當時の番士は殆んど皆蒙古人なりしも、次第に外國人を加へ、太祖の晩年には、所謂色目人出身の番士の數益、多く、漢人にして擢用せられしもの亦必ずしも少なしとせざりき。而も原則としては番士は蒙古人に限られ、定數に満たざる場合には色目人を採用するも、漢人に至つては事情の許す限り排斥する方針なりしことは、元史の武宗紀に「至大二年六月甲戌、以宿衛之士、比多冗雜、遵舊制、存蒙古色目之有閥閱者、餘皆革去」(卷二)、「至大四年四月、詔分汰宿衛士、漢人高麗南人廣義の漢人冒入者、還其元籍」(卷二)、文宗紀に「至順元年八月、中書省樞密院御史台言、臣等比奉旨、裁省衛士、其汰去者、斥歸本部、著籍應役、自裁省之後、各宿衛復有容匿漢南高麗人及奴隸濫充者、怯薛



官與其長、杖五十七、犯者與曲給散者、皆杖七十七、沒家貲之半、以籍入之、半爲告者賞、仍令監察御史察之。制可」(四卷三)とあるによりて其の一斑を知るべし。

衛士の資格は番士のその如く詳ならねど、一般鎮戍軍中の精銳を選んで之に充てしことは、世祖紀に「中統四年正月丙午、詔諸翼萬戶、簡精兵四千、充武衛軍」(五卷)「至元二年十二月丁亥、勅選諸翼軍富強才勇者萬人、充侍衛親軍」(六卷)「至元十五年五月、選江南銳軍、爲侍衛親軍」(卷一)、「至元十六年四月、選南軍精銳者二萬人、充侍衛軍、」(卷一)とあるによりて略ぼ疑なかるべし。而して彼等の屬する階級(?)が色目人たると漢人たるとを問はざりしことは、兵志に「至元二年十二月、增侍衛親軍一萬人、內選女直軍三千、高麗軍三千、阿海三千、益都路一千」(卷九)、世祖紀に「至元三年正月、選女直軍二千、爲侍衛軍」(六卷)、「十五年五月、選江南銳軍、爲侍衛親軍」(卷一)、「至元二十七年四月、發六衛漢軍萬人、伐木、爲修城具」(卷一)、武宗紀に「至大元年正月辛未、敕知樞密院事鐵木兒不花等、摘漢軍萬人、別立衛、隸皇太子位」(卷二)、仁宗紀に「延祐五年正月丁酉、敕廣寧開元等萬戶府軍、入侍衛」(卷二)とあるにて明なり。

(二) 番士と衛士との職掌上の相異。

番士の職掌は既に前に述べたる如く、晝夜殿中を護衛し、內庭に於ける冠服、弓矢、飲食、文

武、車馬、廬帳、府庫、醫藥、卜祝等の雜務を執る。

衛士の職掌は如何、之を述ぶるに先だち、各衛の名稱、創設及び職掌の一端を示さんがために百官志及び兵志によりて左の表を作る。

衛名	創設年代	長官	職	沿革
右衛	至元八年	親軍都指揮使	掌宿衛扈從兼屯田、國有大事則調度之。	中統三年立武衛、至元元年改侍衛、八年爲右中三衛。
左衛	"	"	"	"
五衛中	"	"	"	"
前衛	至十六年	"	"	"
後衛	"	"	"	"
唐兀衛	至十八年	"	總領河西三千人、以備征討。	"
貴赤衛	至二十四年	"	"	"
武衛	至二十六年	"	掌修治城隍及京師内外工役兼大都屯田事。	至元二十六年以六衛六千人大都屯田三千人及近路迤南萬戶府一萬人、總一萬人、立武衛、初屬東宮、後屬皇太后。
右都威衛	至三十一一年	"	"	"
左都威衛	"	"	"	"
虎賁(衛)	元貞元年	"	管領上都路元籍軍人兼奧魯之事。	至元十六年立虎賁軍。
西域衛	"	"	"	"



右翊蒙古侍衛	大德七年	"	"	至元十八年立蒙古侍衛。
左翊蒙古侍衛	"	"	"	
右阿速衛	至大二年	"	"	至元九年初立阿速拔都達魯花赤、二十三年名阿速軍。
左阿速衛	"	"	"	
康禮衛	至大三年?	親軍都指揮使	"	至元二十五年立南北口上千戶所、至大四年改萬戶府。
隆鎮衛	皇慶元年	"	掌屯軍徵巡盜賊於居庸關南北口。	
忠翊侍衛	至治元年	"	"	
右欽察衛	至治二年	"	"	
左欽察衛	"	"	"	至元二十三年立欽察衛、至治二年分爲左右兩衛。
宗仁蒙古衛	"	"	"	
龍翊侍衛	天歷元年	"	"	

此他、兵志には宣忠幹羅思衛・威武阿速衛・東路蒙古侍衛・女真侍衛・鎮守海口侍衛・宣鎮侍衛等の名を列擧すれども、其の建置沿革明なられば、表には省略に従へり。又各衛の組織及び職掌についても、兩志に明文なきものは、すべて記入を省きたれど、必ずしも全く不明なるにあらず、例へば西域・阿速・唐兀・欽察・康禮（即ち康里）等の地方名を冠する諸衛は、元來、若くは主として當該地方人より組織せられしを推測すべく、貴赤は蒙古語 *Ghiyichi* の對音に冠する者の義なれば、少くとも元來は健脚者を以て組織したるものなるべく、威都衛は其の沿革より考へ、初めは皇太子、後には皇太后の侍衛を掌りしものなるべし。然れども吾人當面の研究題目は元代の怯薛、即ち親軍の一部にして親軍全部にあらず、因つて茲には、單に怯薛軍と各衛軍との相異、即ち番士と衛士との相異に就いて大體の觀念を捕捉するを得ば足れりとすべし。

又兵志宿衛の條に「夫屬囊鞬、列宮禁、宿衛之事也、而其用非一端。用之於大朝會、則謂之圍宿軍、用之於大祭祀、則謂之儀仗軍、車駕巡幸用之、則曰扈從軍、守護天子之帑藏、則曰看守軍、或夜以之警非常、則爲巡邏軍、或歲漕至京師、用之以彈壓、則爲鎮遏軍」とあるは、頗る番士の職掌に近似すれども、同じ條に、項を分つて右の諸軍の職務に關する事例を擧ぐるを見るに、疑もなく、衛士の職掌に就いて言へるなり。然れども茲に所謂巡邏軍、看守軍の如き、果して番士の職掌と相抵觸する所なかりしか、又表に見るが如く、所謂五衛の職掌に宿衛扈從の事あり、右左阿速衛の職掌に宿衛城禁の事あり、此等は如何に解釋すべきものなるか、少しく惑はざるを得ず。由來元史に所謂「宿衛」の語義必ずしも明瞭ならず、往々にして怯薛をも各衛をも併せて此の語の下に稱せらるゝこと己に之を指摘せり。因つて想ふに番士の宿衛は天子の身邊を護衛するを目的として、衛士の宿衛は宮城全體の警護を目的とせるものなるべし、換言すれば番士と衛士とは、其の宿衛に就く位置の近さに於いて異なる點ありしに外ならずと解せらる。

衛士の職掌は固より宿衛のみにあらず、其の員數の番士に比して遙に多きだけそれだけ、頗る多端なり、京城の警護、京城内外の工役、京師への漕運の取締は勿論、大都上都附近の警察、屯田兵糧等に關して、少くとも其の一部を擔當し、時には遠く地方に出征することありしなり。詳



細なる研究は之を他日に期せんも、要するに彼等の任務は番士の其れに比して頗る異なる所ありしを看取すべし。

#### 四 怯薛の寵任と功過

##### 1 怯薛の寵任

既に屢、説及せる所の如く、怯薛ケシクに屬する人々即ち怯薛夕ケシクタイ（怯設丹ケシクテン）は太祖創設の際より非常なる寵遇と親任とを得たり、今其の要點を列擧すべし。

- (イ) 創設の際、彼等は其の閥閥の高下によりて、各、若干の隨從者を率ゐて怯薛に入るを許されたり、即ち千戸の子は第一人と從卒十人を許され、百戸の子は第一人と從卒五人を許され、十戸（即ち牌子頭）の子及び白身者の子は第一人と從卒三人を許されたり。（○頁參照）
- (ロ) 創設の際、彼等は千戸よりも上位者として待遇せられたり。即ち太祖の勅に「外に居る千戸の官人より我が番士ヲ、即ち怯薛ハは上に在るぞ。外に居る百戸十戸の官人より我が番士の家人ニは上に在るぞ。我が番士に、外に居る千戸ども、同等となりて並びて、我が番士と毆ち合はゞ、千戸の人を罪せん」（實錄三七）とある是なり。

(ハ) 彼等は帝室の福の神と目せられたり。太祖の勅に「我が九十五の千戸より身に貼く近臣に選びて來つる萬の親近なる我が番士を、久後我が位に坐りたる子ども、我が子孫の子孫は、この番士を遺念の如く想ひて、怨みしめず、善く扱へ。この萬の番士を我がめでたき福の神と云ひて居らずや」（實錄三八）と見ゆ。

(ニ) 彼等の中、太祖第二次即位前に怯薛に入りしものは、特に寵任せられ、宿衛ならば老宿衛（ナトクヌケン帖兀勒）、侍衛ならば大侍衛（エケストルカゲト）、箭筒士ならば大箭筒士（也客思豁兒臣）と呼ばれたり。（實錄三）

(ホ) 怯薛出身者が破格の陞進を爲し、文武の大官となりしもの、蒙古人には勿論、色目人乃至漢人にも其の數頗る多かりしことは、元史列傳を一瞥せば、自から明なり。

(ヘ) 宗室諸王駙馬に歲賜あるは歴代の制なれども、元代には怯薛にも此の特典を與へたり。怯薛歲賜の額は時の前後によりて大小あれども、一人鈔二三十錠より七八十錠に達せしものゝ如し、例へば、仁宗即位の年四月に「定四宿衛士歲賜鈔二十四萬二百五錠」（卷二四）とあれば、定員一萬人と見て一人約二十四錠に當りしに、文宗の至順二年正月には「給衛士萬人歲例鈔人八十錠」といひ、十二月には「歲賜鈔人二十錠」とある（卷三五）が如し。



## 2 怯薛の功過

元史卷二四 宦者傳の叙語にいふ、

前○世○宦○者○之○禍○嘗○烈○矣○、元○之○初○興○、非○能○有○鑒○乎○古○者○、然○歷○十○有○餘○世○、考○其○亂○亡○之○所○由○、而○初○不○自○奄○人○出○何○哉○。蓋○自○太○祖○選○貴○臣○子○弟○、給○事○內○廷○、凡○飲○食○冠○服○書○記○、上○所○常○御○者○、各○以○其○職○典○之○、而○命○四○大○功○臣○、世○爲○之○長○、號○四○怯○薛○、故○天○子○前○後○左○右○皆○世○家○大○臣○及○其○子○孫○之○生○而○貴○者○、而○宦○官○之○擅○權○竊○政○者○、不○得○有○爲○於○其○間○、雖○或○有○之○、然○不○旋○踵○而○遂○敗○、此○其○詭○謀○可○謂○度○越○前○代○者○矣○。

元代宦官の事詳かに知り難きも、漠北時代に於いては殆んど隻影を見ず、世祖燕京奠都の後、漸く内庭に現はれしものか、而も其數極めて少なく、元末に至るに隨ひ次第に増加せしことは、順帝紀に「元統三年九月、御史臺臣言、國朝初用宦官、不過數人、今內府執事不下千餘、乞依舊制、裁減冗濫、廣仁愛之心、省糜費之患。從之」(卷三)と記するによりて概見すべし。然れども宦官の禍は元朝を通じて殆んど之を見ることなかりしは、蓋し元史編者の論ぜる如く、主として怯薛の之を牽制監視せるに因る。果して然らば、怯薛制度の功績も亦大なりと謂ふべし。

然れども天子に近侍して非常の寵任と特權とを享受したる怯薛の士は、其の子孫に至りて漸く殊寵に狎れ、特權を濫用するものを出すは、殆んど免るべからざる勢なり。今左に元史及び元典章の記事を摘録して怯薛頹廢の一斑を示す。

<sup>1</sup> マルコ・ポーロは皇帝忽烈より年々怯薛夕に下賜する、善美を盡せる服裝に就いて珍らしき事實を傳へたり。其の記事は、譯註者ユール氏の指摘せるが如く、多少の取捨を要すべきは言を俟たざれども、又以て彼等が如何に天子の殊寵を蒙りしかを見るの一例と爲すに足るが故に、今左に之を引用すべし。

Now you must know that the Great Kaan hath set apart 12,000 of his men who are distinguished by the name of *Keshican*, as I have told you before; and on each of these 12,000 Barons he bestows thirteen changes of raiment, which are all different from one another: I mean that in one set the 12,000 are all of one colour; the next 12,000 of another colour; and so on; so that they are of thirteen different colours. These robes are garnished with gems and pearls and other precious things in a very rich and costly manner. And along with each of these changes of raiment, i.e. 12 times in the year, he bestows on each of those 12,000 Barons a fine golden girdle of great richness and value, and likewise a pair of boots of Camut, that is to say of Borgal, curiously wrought with silver thread; inasmuch that when they are clothed in these dresses every man of them looks like a king! And there is an established order as to which dress is to be worn at each of those thirteen feasts. The Emperor himself also has his thirteen suits corresponding to those of his Barons; in colour, I mean (though his are grander, richer, and costlier), so that he is always arrayed in the same colour as his Barons, who are, as it were, his comrades. And you may see that all this costs an amount which it is scarcely possible to calculate. Now I have told you of the thirteen changes of raiment received from the Prince by those 12,000 Barons, amounting in all to 156,000 suits of so great cost and value, to



(イ) 越職奏事と内降聖旨。

- 1 至元二十年四月、禁近侍爲人求官、紊亂選法。(卷一二、世祖紀)
- 2 大德十一年六月、鐵木兒不花懇刺合兒等言、舊制、樞密院銓調軍官、公議以聞、比者近侍自擇名分、從内降旨、恐壞世祖定制、且誤國事、在成宗時嘗有旨、輒奏樞密事者、許本院再陳、臣等以爲、自今用人、宜一遵世祖成憲。帝曰、其遵前制、餘人勿輒有請。又言、軍官與民官、不同、父子兄弟、許其相襲、此世祖定制、比者近侍輒有以萬戶千戶之職請於上者、内降聖旨、臣等未敢奉行。帝曰、其依例行之。(卷二二、武宗紀)
- 3 大德十一年七月、御史大夫月兒魯言、舊制、中書省樞密院御史臺宣政院、許得自選其人、他司悉從中書銓擇、近臣不得輒奏、如此則紀綱不紊。帝嘉納之。(上)
- 4 同年八月甲午、中書省臣言、内降旨與官者、八百八十餘人、已除三百、未議者猶五百餘、請自今越奏者勿與。帝曰、卿等言是、自今不由中書奏者、勿與官。……御史臺臣言、中書省樞密院御史臺宣政院、得自選官、具有成憲、今監察御史廉訪司官、非本臺公選、而從諸臣所請、自内降旨、非祖宗成法。帝曰、凡如此者、卿等其勿行。(上)
- 5 同年十二月、改元の詔の中に「凡選法錢糧刑名造作一切公事、近侍人員毋得隔越聞奏」

の語あり。(上)

- 6 至大二年正月乙巳、塔思不花乞台普濟並中書言、諸人恃恩徑奏、璽書不由中書、直下翰林院、給與者、今覈其數、自大德六年至大元年、所出凡六千三百餘道、皆于田土戶口金銀鐵冶增餘課程進貢奇貨錢穀選法詞訟造作等事、害及於民、請盡追奪之、今後有不由中書者、乞勿與。制可。(卷二三、武宗紀)

say nothing of the girdles and the boots which are also worth a great sum of money. All this the Great Lord hath ordered, that he may attach the more of grandeur and dignity to his festivals. (Yule, Marco Polo, I, 330-1)

此の記事は同書の他の記事(373-5)を反覆せる所多し、又 thirteen suits of raiment, thirteen feasts は three suits of raiment, three feasts の誤なるべきこと等に就いては、ユール氏の説に従ふべし。兎も角果して斯かる優賜ありきとせば、元史に「毎歲所賜鈔幣、動以億萬計、國家大費、每敵於此焉」(卷九九、兵志)とあるもの、必ずしも誇張の辭にあらず。尙ほ元史の歳賜の條(卷九五、食貨志)を参照すべし。

- 1 以下引用する元史の記事に頻出する「近侍」なる語は、單に字義より察するも、天子に近侍する人々の謂にて、怯薛(元史にては多くは宿衛と譯す)の士を始め、宦官宮女等をも含み、又往々其の意味を以て元史に散見するを疑はざれども、多くの場合に於いて「近侍」中の最有力者たる怯薛と同義に用ゐられたりと解するも不可なるべし。文宗紀に「至順二年正月癸未、立侍正府、以總近侍、秩從二品」(卷三五)と見ゆ、之を百官志に照すに「侍正府、秩正一品、至順二年置、……掌内廷近侍之事、領速古兒赤四百人、奉御二十四員、……」(卷八八)と記し、別に奉御二十四員は其の職掌に



7 至大四年十二月、中書省臣言、世祖定立選法、陞降、以示激勵、今官未及考、或無故更代、或臘等進階、僭受國公丞相等職、諸司已裁、而復置者有之、今春以內降旨、除官千餘人、其中欺僞豈能悉知、壞亂選法、莫此爲甚。帝曰、凡內降旨、一切勿行。(卷二四)

(ロ) 奸民の投屬の避役請俸。

1 大德元年、豪民規避徭役、往往投充王府宿衛、有司不勝供給、忽辛按朝廷元額所無者、悉籍爲民、去其宿衛三分之一。(卷一三五) (忽辛傳)

2 大德十一年十二月、至大改元詔書内、一。近爲漢人南人軍站民匠等戶、多有投充怯薛歹、鷹房子等名色影避差徭、濫請錢糧、靠損其他人戶、已自元貞元年爲始分揀、今後除正當怯薛歹蒙古色目人外、毋得似前亂行投屬、其怯薛歹各枝兒官員、亦不得妄自收係、違者並皆治罪、監察御史廉訪司、嚴加體察。(元典章卷二、聖政一、重民籍)

3 至大三年四月十八日、上皇太后尊號詔書内、一。諸色戶計、各已占籍、其有妄投各枝兒怯薛歹等名色、規避差役、冒請錢糧者、並行禁治。(同上)

4 延祐六年九月癸卯、御史臺言、其貪汚受刑、奪職下敍者、資緣近侍、出入內庭、覬倖名爵、宜斥逐之。帝皆納其言、詔謂、四宿衛嘗受刑者、勿令造禁廷。(卷二六) (仁宗紀)

5 泰定元年六月。帝在上都、先是帝以災異詔百官集議、珪、與宋文瓚、詣上都、奏之、其議曰、比年游惰之徒、妄投宿衛部屬及宦者女紅太醫陰陽之屬、不可勝數、一人收籍、一門蠲復、一歲所請衣馬芻糧、數十戶所徵入、不足以給之、耗國損民、爲甚、臣等議、諸宿衛宦女之屬、宜如世祖時、支請之數給之、餘悉簡汰。(卷一七五) (張珪傳)

よりて尙冠尙衣尙鑿尙沐尙飾兼尙輦掌簿の五奉御に分たれ、掌簿四員の外は、各奉御に正副各二員を置きしこと、而して天歴の初、「四怯薛之速古兒赤」を以て之に任ぜること述べたり。又世祖紀に「至元二十九年十月癸丑、完澤等言、凡賜諸人物、有二十萬錠者、爲數既多、先賜者盡得之、及後將賜、或無可給、不均爲甚、今計怯薛帶、怯憐口、昔博赤、哈刺赤、凡近侍人、上等以二百戶爲率、次等半之、下等又半、又於下等擇尤貧者、歲加賞賜、別無不均之失矣、」(卷一七)とあり、昔博赤は前述せる如く、Shiboghuchiの對音にして鷹房の官なり、哈刺赤は、土土哈傳に「班都察(○土土哈の父)嘗侍左右、掌方馬畜、歲時飼馬乳、以進、色清而味美、號黑馬乳、因目其屬、曰哈刺赤」(卷一七八)とあれば、哈刺赤は Kharachi の對音にして、khara は黒色の義なり、怯憐口の音義未だ詳ならず、兎に角、此等の諸官は皆怯薛に屬するものなるに、茲には直に承けて「凡近侍人」と言へるを以て之を察するに、近侍の語義自から了解せらるべし。「怯憐口に就いては後篇「元朝幹耳朶考」七一三頁注に詳解あり參看せられたし。」

1 武宗紀に改元の詔あり、中に「禁投屬怯薛歹鷹房、避役濫請錢糧」(卷二二)の語あり、文稍異なるは、元史の編者が意を取り略せるが爲なるべし。

2 張珪等の奏議は、もと泰定帝の諮詢に答へて時弊を指摘したるものなれども、其の論ずる所、國初以來歴代政治の得失に及び、議論雄大にして精博、實に史家必讀の文字なり。近侍の私曲を營み、天子を蒙蔽する事に關して、其の説く所、亦痛切を極めたるを見るも、頰を厭ひて茲には省略に従ひたり。



怯薛の放縱は夙く世祖の時に始まり、其の晩年より成宗の世に至つて漸く腐敗し來れるを見たり。武宗仁宗の二帝賢明の資を以て時弊の改革に勵精し、省臺の大臣能く侃諤の議を上りて倦まざりしも、怯薛の宮中に於ける勢力の根柢既に深く、牢として抜くべからざるものありけん、大臣頻りに改革の急を叫び、皇帝屢々舊制遵守の勅を出し、も、殆んど効なく、殊に仁宗崩じて後は、宗室の内訌、大臣の争權益甚しかりしかば、怯薛の士は之に乗じて愈々驕慢となりしもの、如く、有名なる張珪の奏議も全く、泰定帝の顧みる所とならず、其の後は、上に英主なく、下に賢臣なく、元室の失政年と共に加はりて遂に社稷を失へるなり。此くて嘗て宦官を抑へて宮中の肅清を維持するの功ありし怯薛の士は、今や自ら宦官に代つて内廷の驕兒となり、終に百年恩顧を受けたる主家覆滅の勢を助長したるこそ是非なけれ。

## 元代社會の三階級〔色目考〕

〔滿鮮地理歴史研究報告〕第三  
大正五年十二月 頁四〇九—五二二

- 一 緒言——色目の語義
- 二 輟耕錄の記載——内容
  - (一) 蒙古七十二種
  - (二) 色目三十一種
  - (三) 漢人八種
- 三 三階級の差別——事實
  - (一) 百官の長
  - (イ) 中央政府の長官
  - (ロ) 親軍都指揮使
  - (ハ) 達魯花赤
  - (二) 官吏の登用
  - (イ) 怯 薛

元代社會の三階級



- (ロ) 科 擧
- (ハ) 蔭 叙
- (三) 其の他
- (イ) 刑 罰
- (ロ) 服 色
- (ハ) 馬匹徵發と兵器沒收
- (四) 南 人
- 四 結言——解釋
- (一) 色目人優待の理由
- (二) 漢人冷遇の理由
- (三) 漢人の恬靜と其の理由

一 緒言——色目の語義

題して元代社會の三階級といふ、即ち蒙古・色目・漢人の謂なり、稱して階級といふも、固より印度に於ける階級即ち所謂 *Caste* の如く、相互の差別の峻嚴なるものにはあらず。然れども此の三者が元代の社會に於いて常に明瞭に區別せられ、色目は決して蒙古たる能はず、漢人は決して

色目又は蒙古たるを得ず<sup>1)</sup>、而して其の國家より受くる待遇に於いても、常に多少の差等の相互の間に認めらるゝのみならず、大體に於いて其の人種言語風習歴史地域を異にせるなり。單に之を身分と稱するは決して當らず、之を階級と稱すること必ずしも不當ならず。

蒙古とは蒙古人を指し、漢人とは支那人及び其の附近の二三民族を意味し、色目は一に色目人ともいひ、主として支那の歴史に所謂西域諸國の人を稱せり。さて蒙古漢人の名稱に就いては固より何等の解説を要せざるも、ひとり色目の語義に就いては頗る不明なるを免れず。今試に一言

1 元史卷一三、世祖紀に、至元二十一年八月、定擬軍官格例、以河西・回回・畏吾兒等、依各官品、充萬戶府達魯花赤、同蒙古人、女直・契丹同漢人、若女直・契丹生西北、不通漢語者、同蒙古人、女直生長漢地、同漢人」とあり、河西は即ち當時普通に所謂唐兀にして回回・畏吾兒等と共に色目人に屬せるものなり。此の記事によれば、三階級の内容にも時に例外なきにあらざりしが如し。即ち後半の文は其の意義稍々明瞭を缺くも、試みに之を解釋せば、女直又は契丹人たりとも、西北即ち蒙古の本地に生れ、且つ蒙古語に熟達し漢語に通ぜざるものは、之に蒙古人と同一の待遇を與へ、女直人にして漢地に生れたるものは之を漢人と同一視するの謂なるべし。而も此の場合に於いても猶ほ之を蒙古人といひ、漢人といひしにあらざるべく、又此の如きは特に萬戶府達魯花赤任命の場合に限られしものなるやも知るべからず、又何れの場合に於いても、此かる解釋の行はれしや否やに就いては明證なきなり。尙ほ此の文の前半は、色目といへども蒙古人と同じく萬戶府達魯花赤となるを得べしとの謂にて、決して色目人は蒙古人と同一なりといふにあらず。



せんに、先づ色目なる成語は、之を資治通鑑、卷四唐紀、德宗建中元年春正月の條に見るべし、曰く「始用楊炎議、命黜陟使與觀察刺史、約百姓丁產、定等級、改作兩稅法、比來新舊徵科色目、一切罷之、二稅外、輒率一錢者、以枉法論、唐初賦歛之法、曰租庸調、……玄宗之末、版籍浸壞、多非其實、及至德兵起、所在賦歛、迫趣取辦、無復常準、賦歛之司增數、而莫相統攝、各隨意增科、自立色目、新故相仍、不知紀極、……」と。こゝに所謂色目は税の種類といふほどの義に用ゐられたり、即ち色は金元兩史等に頻見する諸色、各色、隨色、稅色、又は諸色稅課、諸色課程、六色宣課などとある色と同義にして、目は題目名目課目等の目なり。次に宋の錢易の南部新書に「大中以來、禮部放榜、歲取三二人、姓氏稀僻者、謂之色目人、亦謂曰榜花」と見え、淵鑑類函卷一三八政術部貢舉の條には記纂淵海を引きて同一記事を收む、たゞ此れには、「大中」の上に「唐」あり、「榜」を「榜」に作り、「亦」の下の「謂」なきのみ。さて大中は唐の宣宗の年號なり、「姓氏稀僻」とは、見聞に慣れざる姓氏の義にて、外國人を指せるもの、如し、果して然らば、外國人又は歸化外國人にして科擧に應じ及第せるを色目人といひしなり。更に下つて宋の蔡條の北征紀實三朝北盟會編卷二十一所引に宋金同盟して遼を破りし後、兩國間の交渉を記せる條に、「始方討小骨碌、以未得天祚帝也、粘罕將遣使、謂貫童貫曰、海上元約、不得存天祚、彼此得即殺之、今中國違約、招來之、今又藏

匿、我必要也、貫拒以無有、即又遣使迫促貫、語大不遜、貫不得已、遣諸將、出境上、曰、遇有異色目人、不問、便殺、以首授使人、然金人俄自得之、事乃息」とあり。之れは風貌を異にせる人の義にて、こゝには主として遼人即ち契丹人を指せるなるべし。尙ほ普ねく檢索せば、元代以前の著述中、色目又は色目人の語を用ゐしものを發見せんも、姑らく右の三書の記載と元史の記載とに基づきて推測するに、色目又は色目人とは「色目を異にする人」即ち北征紀實の「異色目人」の略稱にて、「見慣れぬ、聞き慣れぬ、異様の風貌ある人」の義なるべく、隨つて元代に於いても、蒙古人より見れば漢人契丹人女真人高麗人は固より外國人には相違なきも、かの西域人に比すれば、此は寧ろ見慣れ聞き慣れし外國人なり、西域人こそは彼等の新に見聞せる外國人なり、因つて蒙古人は此の契丹女真等を總稱して漢人といひ、新に接觸し新に征服せる西域人を色目人と呼びしなるべし。

然らば元代に於いて西域人を總稱して色目人といふこと、何れの世に始まれるかといふに、これ亦詳ならず。然れども世祖以前に於いて此の名稱を用ゐたる徵證なく、世祖の世となりても、

<sup>1</sup> 元以前に於ける色目なる語の出所に就いては市村博士及び藤田・和田兩學士の指示を辱うし、元代に於ける色目なる語の意義に就いては白鳥博士の高教に負ふ所多し、記して謝意を表す。



「至元二年二月甲子、以蒙古人充各路達魯花赤、漢人充總管、回回人充同知、永爲定制」(元史卷六)の回回人は後の所謂色目人に同じかるべく、「至元五年三月、罷諸路女直契丹漢人爲達魯花赤者、回回、畏兀、乃蠻、唐兀人、仍舊」(上)とあるも、色目人といはずして、其の部族名を挙げたり。「至元十六年九月乙巳朔、詔今後所薦、朕自擇之、凡有官守、不勤於職者、勿問漢人回回、皆論誅之、且沒其家」(同上卷)の回回は色目人の代表として挙げ、「至元二十二年五月丁亥、分漢地及江南所拘弓箭兵器、爲三等、下等毀之、中等賜近居蒙古人、上等貯於庫、有行省行院行臺者、掌之、無省院臺者、達魯花赤畏兀回回居職者、掌之、漢人新附人、雖居職、無有所預」(同上卷)の畏兀回回も同じく然るべし。然るに、「至元二十三年四月甲辰、行御史臺自杭州徙建康、以山南淮東淮西三道按察司、隸內臺、增置行臺。目御史員數」(同上卷)又は「至元二十三年六月戊申、括諸路馬、凡色目人有馬者、三取其二、漢民悉入官」(上)とあれば、色目の稱呼は至元二十三年の交より用ゐられしが如きも、必ずしも然らず。此の問題に對しては、原文書を收録するの點に於いて、元史よりも更に有力なる、元典章の卷三〇、禮部喪禮の條に、至元十五年正月、焚屍の禁約に關して、行御史臺より出せる訓令の中に、「禮部議得、四方之民、風俗不一、若便一體禁約、似有未盡參詳、比及通行定奪以來、除從軍應役并遠方客旅諸色目人許從本俗不須禁約外、據土著漢人、

擬合禁止、……とあるを以て之を察するに、同年若くは同年以前より此の稱呼の行はれしことを認めざるべからず、而も元史に在りては勿論、元典章に在りても、至元十六年以後に於いて、「色目」の語を用ゆると同時に、之に屬する部族名を列舉せる場合の稀有ならざるは、當代著述家の常例にして毫も怪むに足らず、吾人は以上の諸例によりて、色目なる語の西域人の意味に於いて慣用せらるゝに至りしは、世祖の時を始とし、而も至元十年前後に在りしものと推定す。

吾人は未だ茲に斷言するの勇氣なきも、後魏時代に於いても、はた又遼代に於いても、鮮卑人又は契丹人と漢人との間に何等階級的差別の存在を認むること能はざりしが如し。金代に在りては、猛安謀克の如き榮爵を授くること、其の創業當時に在りて内外人の差別なかりしも、而も徐ろに國人本位の政策を執るに及んでは、先づ之を漢人渤海人より奪ひ、次に契丹人に及べること

1 元史卷一四九、郭寶玉傳に、「軍戶蒙古色目人、每丁起一軍、……皆寶玉所陳也」とあるは、一見太祖の時、已に色目人の稱呼ありしが如きも、實は然らず、たゞ後年の慣用語を以て「回回」などの語に代へたるに過ぎざること推測に餘あり。又同書卷三、憲宗紀、二年壬子十二月の條に、「以只兒翰帶、掌傳驛所需、孛魯合掌必閣赤寫發宣詔及諸色目官職」とあるは、憲宗の世、已に色目の稱ありしが如きも、是れ亦決して然らず、「諸色目官職」は實は「諸色官職」の誤にして、目は衍字なること明かなり。因に云ふ、元年の條に、已に「孛魯合、掌宣發號令朝覲貢獻及内外開奏諸事」とあれば、二年の條に見ゆる右の記事は誤つて重出せるなり、蒙兀兒史記に、孛魯合以下十七字を衍とせるは從ふべし。



は、本報告第貳冊の「金代の兵制に關する研究」中「猛安謀克考」に於いて述べたる如くなるが、而も女真契丹漢人の三階級が金代の社會に存在せる何等の徵證を見ること能はざるなり。ひとり元代に至りては、百般の法令は終始此の差別を認めしのみならず、色目階級を以て漢人階級の上に位せしめ、之を遇すること準蒙古人を以てしたるの一事、是れ實に支那法制史上尤も注意すべき現象たり、而も吾人の寡聞を以てすれば、未だ之に關する研究を發表せるものあるを聞かず、清代の學者中、此の問題に對し多少の注意を拂ひしものなきにあらざれども、其の説く所、殆んど隨筆的所感的にして、未だ以て研究と稱するに足らざるが如し。然れども問題は複雑にして、之が解決は至難の業たり、短才淺學吾人の如きもの、固より敢て之を研究せりと言はんや、たゞ篇中頻見する關係事例の摘載は、聊か後の研究者をして檢索の勞を省くを得しむるに足らんか。

二 輟耕錄の記載——内容

元末明初の人、陶宗儀は其の著、南村輟耕錄卷一氏族の條に於いて、蒙古色目漢人の目を立て、之に配當するに元帝國に包含せられたる幾多大小の國名若くは部族名を以てせり。是れ實に元代の社會に認めらるゝ三種の階級の内容に關して今日に傳へられたるものゝ中、最も精密なるもの

として、夙に考古家の珍重措く能はざるものなり。此の記載は果して陶氏自身の調査の結果なりしか、將た別に據る所ありて氏は單に之を傳承せしに過ぎざりしか、今より之を知るに由なしと雖も、其の必ずしも悉く精確なるものに非ざること、國名部族名の重複せるもの少からざるに よりて知るべく、且つ後世傳寫上梓の際に起れりとおぼしき誤字脱字衍字も亦稀ならず、是れ吾人の研究の先づ此の記載の批判を以て出發せざるべからざる所以なり。然れども、此かる批判の經過を縷述せんには、往々冗漫に流れ、讀者の倦怠と誤解とを招き易きが故に、茲には表を作りて對照考察に便ならしめ、以て直截簡明に筆者の論旨を讀者に傳へんことを期せり。表に依りて示し難きは、別に補説する所あるべし。

(一) 蒙古七十二種

輟耕錄には三氏族の首に蒙古を置き、之に屬する部族七十二種を列擧す、即ち左の如し。

部族名	重出考	元朝祕史の譯字	親征錄の譯字	ドールン蒙古史の譯字	原名推定音
阿刺刺	阿兒刺	阿魯刺	阿兒刺、阿魯刺、阿兒蘭	Erlates	Arula, Arulan, Arulai.
札刺兒	札兒	札刺亦兒	札刺兒、押刺伊兒	Djalares	Djalair, Djalartai.











外 哈 <sup>*</sup> 答 <sup>?</sup> 歹 <sup>(哈答吉歹)</sup>	外 刺 <sup>(誤カ歹)</sup> 歹	斡 亦 喇 惕	斡 亦 刺、猥 刺	Ouirates	Oira, Oirat, Oratai.
---	------------------------	---------	-----------	----------	----------------------

第一欄には、輟耕録記載の順序により、部族名七十二を記入す。右肩に\*符あるは重複せる分を示し、\*?符あるは重複の疑ある分を示す。

第二欄には、重複せる分を摘出し來りて、同一部族を上下對照せしむ。訛譌の著しきものは、括弧の中に簡短なる備考の語を録し、全く不詳なるものは?符を入るゝに止む。顔不花歹と顔不草歹とは、蓋し孰れか誤にて重出せるものなるべきも、蒙古名の例より考へて、姑らく草は花の誤とし、前者を存して後者を棄てたり。また也可抹可刺の外に、也可林合刺あれど、也可は大の義なれば、頭音に林字あるは穩かならず、依て前者を存して後者を棄てたり。また外抹歹の外に、外抹歹乃なる部族名あり、之れは明かに外抹歹の重出にして乃の字は衍なり。また蠻歹なるものあり、想ふに前記の乃の字は蠻歹の頭字として存せしを、傳寫の際に誤りしなるべし、果して然らば乃蠻歹は色目の部に入るべきを、始めより誤つて蒙古七十二種の一に數へしなり。

第三欄に元朝祕史の譯字を記入したるは、此の書の譯字は比較的尤も善く原音を寫し得たりと信ぜらるゝを以て、第一欄の輟耕録の譯字の當否を判斷する上にも、又原音を推定する上にも、必要なればなり。

第四欄に元聖武親征錄又は元史の譯字を記入せるは譯字の異同によりて原音を揣摩するの用に供せんとてなり、隨つて成るべく多くの異譯を示せり。錄史以外の支那記録にて參考の必要ありと信ぜるものは、之を括弧に包みて附記せり。

第五欄には、西方に傳はりたる稱呼を知りて、原音考定の參考となさんとし、D'Ohsson, Histoire des Mongols, Tom. I, pp. 423-427, Djami ut-Tévarikh (集史)の著者 Rashid の譯字を示す。

第六欄には、吾人が上の五欄の記載によりて、各部族名の原音と推定したるものを掲げて讀者の參考に供す。イタリックにて書けるは其の複稱にて、sは思、もは惕に當る。單稱にnの有ると無きとの別あるは、ウラル・アルタイ語族の名詞に普通なる現象にして、arula(阿魯刺)は arulan(阿兒蘭)ともなるなり。又語尾に tai, tei(台、歹)あるは其の部族に屬するの義なるも、其れをも併せて部族名と思惟せしものなるべし。

さて右の表に於いて見る如く、輟耕録の所謂蒙古七十二種中、明かに重複せるもの二十四種、重複とおぼしきもの三種、色目に入るべくして誤つて蒙古に入りきとおぼしきもの一種あり。また、他に全く所見なきもの十二種の中、確かに文字の誤脱ありと認めらるゝ列尤歹・歹列里養賽・別帖乞乃蠻歹の三種あり。今單に重複せる分のみを除くも、蒙古種は四十八種となるべく、稍疑はしきをも省くとせば、益減して四十種前後となるべし。殊に祕史以下元初の記録に散見する有名なる蒙古部族にして、輟耕録に漏れたるもの少からず、即ち泰赤兀惕 (Taidjighut)・兀浪罕 (Uriangkhan)・斡囉納兒 (Oronar)・斡勒忽訥兀惕 (Olkhunaghut)・別勒古訥惕 (Belgünet)・不答阿惕 (Budaghat)・不古訥台 (Bugunatai)・主兒勤 (Churkin)・雪你惕 (Shenit)・格泥格思 (Geniges)・赤那思 (Chinos) 等其の重なるものなり。之を要するに、蒙古氏族に屬すべきもの果して幾許種ありしか、詳かに知り難しと雖も、輟耕録に七十二種と數へたるは何等信憑するの價値なきものなり。







秃魯八歹 (蒙古ニ入ルベキモノ)			
* 火里刺			
* 甘木魯	甘木里、合迷里、合木里、罕 勉力、哈密力、渴密里	Camul, Camul, Kamul, Khamil.	Kamul.
徹兒哥			
乞失迷兒	怯失迷兒、乞失迷耳、迦葉彌 兒、乞石迷	Kashmir, Keshmir, Kashmir.	Keshmir.
客失迷兒			

右の表に六欄を設けたる理由は前表に附説したると同じ。たゞ第五欄に西方に傳はりたる稱呼を知らしめんが爲めに、特に Bretschneider, Medieval Researches from Eastern Asiatic Sources の記載を利用したるは、當面の目的上尤も簡便なりと信ぜるが故のみ。其の各稱呼の出所を知らんとせば、宜しく同書に就いて一見すべきなり。

さて右の表に於いて見る如く、輟耕録の所謂色目三十一種中、明かに重複せるもの五種、蒙古に入るべくして誤つて色目に入りしもの二種、而も其の内の一なる火里刺の如きは同一譯字を以て重出したるは粗漏も甚しといふべし。また、他に全く所見なきもの六種の中、刺乞歹赤乞歹の二種は、確かに頭字の誤脱あるべく、試に臆測せば、前者は哈刺乞歹にて哈刺吉答歹の重出なるべく、後者は燕赤乞歹にて蒙古氏族の也里吉斤の異譯として誤つて色目に入りしにあらざるか。別に貴赤秃魯花の二種は氏族名にあらざりて確かに軍名なり。上述する所によりて輟耕録の色目三十一種中、當然除かるべきもの九種に上り、稍疑はしきを省くとせば、更に二種を減ずべく、

1 元史卷八八、百官志及び同書卷九九、兵志には、樞密院所管の諸衛の一として貴赤衛を挙げ、同衛親軍都指揮使司は至元二十四年の創設なることを記す。(東洋學報第六卷第三號「本書前篇」所載拙稿「元代怯薛考」を参照せよ)。貴赤一に貴由赤に作る、世祖紀に「至元二十八年正月丁巳、遣貴由赤四百人北征」(卷一六)、成宗紀に「元貞二年七月辛巳、賜貴由赤戍軍鈔三萬九千餘錠」(卷一九)とあるが如き是なり。而して輟耕録卷一には「貴由赤、快行是也、每歲一試之、名曰放走、以脚力便捷者、膺上賞、故監臨之官、齊其名數、而約之以繩、使無後先參差之爭、然後去繩放行。在大都、則自河西務、起程、若上都、則自泥河兒、起程、越三時、走一百八十里、直抵御前、俯伏呼萬歲、先至者、賜銀一餅、餘者賜段匹、有差」とあり、楊瑄の山居新話にも之と大同小異の文あり。之によれば貴由赤又は貴赤は健脚者の謂なり、蒙古語に同義の語 *güyüchi* 又は *güikchi* あり、即ち其の對音なるべし。

然らば、貴赤軍若くは貴赤衛は皆健脚者を以て組織せられしかといふに、必ずしも然らざりしもの、如し。許有壬の撰せる故右丞相怯烈公(鎮海)神道碑銘の中に「世祖立極、又以公(鎮海)舊部及降虜千人、爲貴赤、命公之孫莊家、爲千戶、曾孫也里卜花爲百戶」(中州文表卷二二)と見え、元史卷一三五、明安傳には「至元十三年世祖詔、民之蕩析離居及僧道漏籍諸色人不當差徭萬餘人、充貴赤、令明安領之」とあるなど、其の例證とすべし。

此くまで明瞭なる衛名、軍名を誤りて部族名又は國名と解し、之を色目三十一種の中に入れて怪まざりし輟耕録の編者の迂濶は驚くべきも、而も多少辯解の餘地なきにあらず。蓋し此の衛名は元史の百官志兵志を始とし、紀傳に散見する場合には概ね唐兀・欽察・阿速等の西方の部族名を冠する諸衛と相並び、相連なりて記述せらるゝが故に、編者の寓目せる資料にも略ぼ之と同様なりしなるべく、隨つて編者は深くも注意せずして色目部族の名と誤解せるに外ならず。例へば、兵志の隆鎮衛の條に、「至大四年改千戶所、爲萬戶府、分欽察・唐兀・貴赤・西域・左右阿速諸衛軍三千人、……」又は「仁宗皇慶元年十一月樞密院臣言、皇太后有旨、禁掖門可嚴守衛、臣等議、增置百戶一員、及於欽察・貴赤・西域・唐兀・阿



随つて輟耕録には色目三十一種といふも、實は二十種前後となるなり。

右の色目中、他に所見あるものは、概ね其の部族又は國の所在を知るべきも、唯こゝに一言を要するは阿兒渾なり。阿兒渾の名は元史にも見ゆ、即ち

至元二十三年十一月丁丑、命塔又兒忽難、使阿兒渾。(卷一四、世祖紀)

至元六年五月辛未、降鈔萬錠、給守衛宮闕内外門禁、唐兀左右阿速、貴赤、阿兒渾、欽察等衛軍。(卷四〇、順帝紀)

とあれば、阿兒渾は、地方名又は國名なりしと同時に唐兀、阿速、欽察等と共に親軍諸衛の一なりしなり。然らば阿兒渾は如何なる地域に在りしか、元史の左の記載は此の問題に答ふるに足るもの如し。

王結、字儀伯、易州定興人、祖逃勤、以質子軍、從太祖西征、娶阿魯渾氏、自西域、徙成秦隴、又徙中山、家焉。(卷一七、八、本傳)

徹里帖木兒、阿魯溫氏、祖父累立戰功、爲西域大族。(卷一四、二、本傳)

脫力世官、畏吾人也、祖八思忽都探花愛忽赤、○探花愛忽赤は蓋し稱號國初領畏吾、阿刺溫、滅乞里、八思四

部、以兵從攻四川、歿于軍。父帖哥朮探花愛忽赤、憲宗命長渴密里、○Khamil及曲先、今の庫車、今の哈密

諸宗蕃之地。(卷一三、三、本傳)

薛塔刺海、燕人也、從太祖征回回、河西、○西、夏欽察、畏吾兒、康里、乃蠻、阿魯虎、忽纏、○Khand、對音帖

里麻、○Tarmed、對音賽蘭、○Saham、對音諸國、俱以礮立功。(卷一五、一、本傳)

右の阿魯渾、阿魯虎、阿魯溫、阿刺溫は、字面の上よりするも、又その近隣諸部との關係に察するも、

速等衛、調軍士九十人、増守諸掖門、……(卷九九)とあるが如し。然れども、食貨志、歲賜の條には、宮廷に奉仕する昔寶赤・必閣赤等と相並べて貴赤の歲賜に關する記事あるによりて之を察するに、貴赤は正しくは貴由赤にして、元來快走者健脚者の義を有し、初めは此かる特技ある兵士を選びて特別なる任務に服せしめしが、年を経るに隨つて其の軍の内容に多少の變化ありしも、尙ほ親軍の一として朝廷の優遇を蒙れるものなるべし。

次に秃魯花に就いて略述すべし。元史卷一五、世祖紀に「至元二十六年十二月庚寅、秃魯花之地饑、給九十日糧」とあれば、秃魯花と名くる地名又は部族名なきにあらざりしも、之を以て色目的一種に比定せんには、餘りに理由薄弱なり。多言を要せず、之は明かに秃魯花軍とあるを唐兀軍、欽察軍等と同じく秃魯花なる部族の軍と誤解せるに外ならず。兵志の敘語に、元の軍隊の種類を述べたる條に「或取諸侯之子弟充軍、曰質子軍、又曰秃魯華軍」といひ、兵制の條には「中統四年二月詔、統軍司及管軍萬戶千戶等、可遵太祖之制、令各官以子弟入朝、充秃魯花。其制、萬戶秃魯花一名、馬一十四、牛二具、種田人四名、千戶見管軍五百或五百以上者、秃魯花一名、馬六匹、牛一具、種田人二名、雖所管軍不及五百、其家富強、子弟健壯者、亦出秃魯花一名、馬四牛具種田人同、……」とあり、以て其の一斑を知るべし。秃魯花又は秃魯華は如何なる蒙古語の對音なるか、未だ考へ得ず、或は、捕獲する、奪ふ、戦利品を取るなどの義ある蒙古語 togholikhu と縁故あるべきか、猶ほ考ふべし。



同一地名の對音たること、略ぼ疑なかるべし。然れども、之を今の何れの地に比定すべきかに就いては、記事の不備なると、西史にも所見なきとによりて、容易に臆測すべきにあらず。たゞ畏吾兒に隣れる西域の地なること、之を推測するに難からざれば、恐らくは今の中央亞細亞の一部にして、當時の所謂回回又は *Bartaghul* 内に在りしなるべし。

さて輟耕錄の列擧する所によりて、色目氏族に屬するものを見るに、是れ皆支那の西方に位する諸民族にあらざるはなし、而して北方に於いては乃蠻、禿八、哈刺魯を含み、中部に在りては雍古、唐兀、甘木魯、畏吾兒を含み、南方に在りては禿伯歹、乞失迷兒を含み、西は遙かに阿速、欽察、康里を含める以上は、既に太宗の時、蒙古帝國の版圖に入りたる斡羅思も、必ず色目の一として數へられざるべからず。斡羅思 (*Oros*) は祕史に斡魯速惕 (*Orus*) の複數 (*Orusu*) に作り、元史には斡羅思の外に阿羅思 (*Aros*)、兀魯思 (*Urus*) 等の異譯あり、皆 *Rus* 又は *Ros* の對音にして、吾人の所謂露西亞なれども、蒙古語には我國の古語の如く、*R* の音にて始まる語なきが故に、上に母音を加へて呼びたるなり。元代に斡羅思人の支那及び支那方面に居住せしものゝ多かりしは、元史に、

至順二年九月丙子、阿速及斡羅思新戍邊者、命遼陽行省、給其牛具糧食。(卷三五、文宗紀)  
至順三年正月己亥、給斡羅思千人衣糧、……七月甲申、燕鐵木兒獻斡羅思二千五百人。(卷三六、文宗紀)

とあるにて其の一斑を想見すべきのみならず、彼等は、欽察、阿速、康里等の諸部族と同じく、親軍の一部を爲し、至順元年五月には、斡羅思の軍士を統べんがために、宣忠扈衛親軍都萬戶府は立てられ、翌年四月、宣忠斡羅思扈衛親軍都指揮使司と改められき。之を要するに輟耕錄に欽察、阿速、康里を色目の中に數へて斡羅思を數へざるは、斷じて編者の粗漏なり。その他、不耳阿耳 (*Brighar*) の如きも當然色目の中に入るべきものなれども、其の部族の民の支那に永住したる形跡もなければ、一々之を言ふの要なし。

色目と稱せられたる部族の範圍は上述する所によりて略ぼ明かなるが、更に之が傍證として有力なるは、元史列傳の排列法なり。是れは清儒錢大昕も夙に想到して之を養新錄に於いて道破したれば、左に其の全文を引用せん。

趙世延、楊朵兒只、皆色目。列傳第五卷至三十二卷皆蒙古色目人、第三十三卷至七十五卷、皆漢人南人也。趙世延、雍古部人、即按竺邇之孫、蓋色目人也、而與漢人同列誤矣。楊朵兒只、西夏人、元時稱夏人爲唐兀氏、唐兀亦色目三十一種之一、其人各自有姓、如李恆、高智耀、來阿八赤、皆列于色目、則朵兒只亦當爲色目人矣。耶律、右抹、完顏、粘合、烏古論、皆遼金舊族、元時謂之漢人、漢人有官至宰執者、而南人不得入臺省、順帝時稍用南人、而入參政者、僅危



素一人耳。漢人南人之分、以宋金疆域爲斷、江浙湖廣江西三行省、爲南人、河南省唯江北、淮南諸路、爲南人。(九卷)

抑、元史列傳中、最初の四卷は宗室、最後の二十二卷は儒學・良吏・忠義・孝友・隱逸・列女・釋老・方技・宦者・姦臣・叛臣・逆臣・外國の十三傳に充てたれど、此の分類立傳の法によらざる七十一卷は實に錢氏の言の如く、前の二十八卷に蒙古色目の兩氏族に屬するものを收め、後の四十三卷に漢人に屬するものを收めたるなり、而して之を輟耕錄の三氏族配當表に參照するに、殆んど何等の抵觸を見ざるのみならず、兩々相俟つて發明せしむるもの頗る多し。然るに邵遠平の如きは、元史の編者に此かる用意ありしを認むること能はずして、自著の元史類編に對しては、妄りに自贊の辭を用ゐながら、此の元史の特長をも貶斥して「元史本文既不分類、又不依時先後、倒置、不得其解」と放言せるは、惜むべきなり。

(三) 漢人八種

輟耕錄は漢人の目の下に、支那人以外の部族八種を數へたり。即ち左の如し。

契丹 高麗 女直 竹因歹 朮里闊歹 竹溫 竹亦歹 渤海女直同

さて錢大昕は養新錄<sup>九</sup>に於いて漢人八種と題して、此記事を轉載して「按遼金元三史、唯見契丹・女直・高麗・渤海四國、餘未詳、攷元史鎮海傳、從攻塔塔兒・欽察・唐兀・只溫・契丹・女直・河西諸國、只溫蓋卽竹溫之轉歟」と言ふも、單に字音上よりの推測にて何等の傍證あるにあらず、假りに當れりとしても、其の部族の根據地も種類も明かならざる以上、かゝる推測は全く無價値なり。但し竹因歹以下の四種は其の名如何にも珍奇にして手の下しやうもなきは、遺憾なれども、此等は不明のままにて、所謂漢人たるもの、範圍は略ぼ推測せらるゝが故に、吾人の研究には大なる支障なきものと信ず。さて契丹は從來の所謂契丹を指し、東蒙古に居住せるものなることは、後に論述する所にて明かなるべく、決して蒙古人が北支那に於ける金人と呼ばひて *Kitan*, *Kitat* とすひ、東蒙古なる契丹人と呼ばひて *Kharakitan*, *Khara-kiat* とすへる例に従つて解すべきにあらず。高麗・女直・渤海も皆然り、別に解説を要せざるべし。此等の部族が漢人の名の下に總稱せられたることは、既に述べたる元史列傳の編次法に照して容易に首肯するを得べきも、輟耕錄の編者が漢人八種の中に漢人を擧げざるは不都合の極といふべく、又後に述ぶるが如く、嚴密に言へば漢人にも二種ありて、嘗て金の治下に在りし支那人を漢人といひ、宋の治下に在りし支那人を南人といひ、而も其の間に著しき待遇上の差別を存したるの事情より之を言へば、漢人八種は當



さに漢人十種と改むべきものなり。尤も竹因歹等四種の果して部族の名なりしかさへ疑はしきを以て、吾人は所謂漢人を以て、漢人・南人・契丹・高麗・女直・渤海の六種として、研究する所あるべし。

### 三 三階級の差別——事實

人若し「元史」を繙かば、至る所に三階級に對して國家の與ふる待遇の異なる事實を發見すべし、即ち蒙古人は、あらゆる公權を享有し、色目人之に次いで優遇せられたれども、漢人に至りては、最も劣等の地位に置かれ、時に甚しき壓迫を加へられたるやの感なき能はざるべし。或は「官有常職、位有常員、其長則蒙古人爲之、而漢人南人貳焉。」(卷八五、百)といひ、或は「故事丞相必用蒙古勳臣」(卷二五、仁宗紀)といひ、或は「平章之職、亞宰相也、承平之時、雖德望漢人、抑而不與」(卷一八六、成宗傳)といひ、或は「故事臺端」(御史臺の長、官御史大夫)非國姓不以授」(卷一四〇、太平傳)といひ、或は「各道廉訪司必擇蒙古人爲使、或闕、則以色目世官子孫爲之、其次參以色目漢人」(卷一九、成宗紀)といひ、或は「故事漢人不得與軍政」(卷一八四、王克敏傳)といひ、或は「罷諸路女直漢人」(卷一九、成宗紀)といひ、或は「故事漢人兀」(皆色目人)仍舊」(卷六、世祖紀)といひ、或は「舊制、樞府官」(樞密院の官)從行、(車駕)歲留一員、司本院事、漢人不

得與」(卷一五四、鄭制宜傳)といひ、或は「至正十一年丞相脫脫奏事內廷、以事關兵機、而元善及參知政事韓鏞、皆漢人、使退避勿與俱」(卷一八四、韓元善傳)といひ、或は「至大二年甲戌、以宿衛之士、比多冗雜、遵舊制、存蒙古色目之有閥閱者、餘皆革去」(卷二三、武宗紀)といふが如き、皆その實例なり。是に於いてか、此の問題に關しては、支那人中、殆んど唯一の研究者ともいふべき清の趙翼の如きは、「終元之世、非蒙古而爲丞相者、止此三人、(史天澤、賀惟一、哈散)哈散尙係回回人、其漢人止史天澤、賀惟一耳、丞相之下、有平章政事、有左右丞、有參知政事、則漢人亦得爲之、其時亦稱宰執、然中葉以後、漢人爲之者亦少」と斷じ、又元史の鄭鼎傳及び程鉅夫傳の記載に基づきて「可見、樞密屬僚掌權之處、漢人亦不得與也」とも、「可見、未下詔以前、御史中丞之職、漢人亦不得居也」ともいひ、更に進んで、各路の達魯花赤及び諸王駙馬の分地に於ける達魯花赤の如きは、漢人の之に任ぜられしもの絶無なりきと説けり。<sup>1)</sup>後の學者の元代の官制を論じ、蒙古人治下の漢人雌伏の狀を述ぶるもの、殆んど皆此の趙氏の説を奉じて嘗て怪まざるに似たり。然れども、吾人を以て之を觀るに、趙氏以下の學者は、未だ必ずしも元史の記載を精讀せず、既に列舉せる數個の記事さへ、未だ悉く彼等の寓目する所とならず、乃ち零碎なる若干の記事を拾ひ來りて、之を以て元一代を通じて

1 二十二史劄記卷三〇、「元制百官皆蒙古人爲之長」の項參照。



實行せられたる定制と爲し、ものゝ如し。殊に當代階級制の特色なる色目人なる第二階級の國家より與へられたる待遇如何に就いては、嘗て趙氏其の人の研究題目とさへならざりしものゝ如し、果して然らば、其の漢人雌伏論の正鵠を得難きこと豫め察知せらるべし。吾人の此の小篇固より杜撰の譏を免れ難からんも、色目人に關しては尤も意を用ゐ、漢人の地位を論述するに際しても、常に色目人の其れとの比較參照を怠らざらんことを期せり、蓋し蒙古人は征服者なり、元代の社會に於いて最高の地位に居るは自然の勢として毫も怪むに足らず、色目人は漢人と同じく被征服者なり、而も漢人は常に色目人の下風に立たしめられたり、何が故に然りしかの問題は、之を結論の條に譲るとし、如何様に然りしかに就いては、先づ極力之を實際の事例に據りて調査せんと欲するなり。色目人は第二階級に居り、漢人は第三階級に居りしこと疑なしとするも、果して其間に絶對的の差別ありしや否や、而して此の二階級と蒙古人との間に於いても踰ゆべからざる鴻溝の存在せしや否や、此等の問題は先づ吾人の研究に上らざるべからず、請ふ以下項を分つて詳かに事例に照らして述ぶる所あらしめよ。

## (一) 百官の長

元史卷八百官志の敘語に曰く、

世祖即位、登用老成、大新制作、立朝儀、造都邑、遂命劉秉忠、許衡、酌古今之宜、定内外之官、其總政務者、曰中書省、秉兵柄者、曰樞密院、司黜陟者、曰御史臺、體統既立、其次、在內者、則有寺、有監、有衛、有府、在外者、則有行省、有行臺、有宣慰司、有廉訪司、其牧民者、則曰路、曰府、曰州、曰縣、官有常職、位有常員、其長則蒙古人爲之、而漢人南人貳焉、於是一代之制始備、百年之間、子孫有所憑藉矣。

即ち百官の長は蒙古人々に居ること、是れ實に元一代の定制なりと雖も、而も果して厲行せられしや否や。以下當代文武百官中、最も重要にして又實權ありきと信ぜらるゝものに就いて、順次に之を考察すべし。

## (イ) 中央政府の長官

元の中央政府は中書省、樞密院、御史臺の三者より成り、中書省は政務を總べ、樞密院は兵柄を秉り、御史臺は黜陟を司る。此の最高官衙の長官は勿論蒙古人に限りて任用せられたるべきこと、何人も豫想する所なるべしといへども、その原則として然りしのみにて、實は之にも尙ほ意外に多數の例外ありしを發見するなり。今先づ中書省に就いて其の實例を擧げ、然る後、他の二者に



及ばん。

1 中書省。中書省の長官を中書令といふ、太宗の三年始めて中書省を置きし時、契丹人耶律楚材を以て中書令とし、楚材の死後、漢人楊惟中を以て之に任じたることありしが、世祖の即位前自ら之に任じてより後は、人臣にして此の官を授けらるゝものなく、世祖の時中統三年、皇太子眞金をして中書令の事を行はしめ、成宗以後往々其の例に従ひしも、必ずしも常置の官にあらず、又殆んど名義のみにて、事實上、次の丞相が即ち省の長官たりしなり。

丞相は中書令と同じく、太宗の三年八月始めて置かれ、畏吾兒人鎮海は右丞相に、女真人粘合重山は左丞相に任ぜられしが、定宗憲宗の世は之を置かず、世祖即位して其の制を復し、始めて一代の定制と爲れり。さて元史百官志に「丞相：統六官、○吏部、○刑部、○戸部、○兵部、○工部、○禮部、率百司、居令之次、令缺、則總省事、佐天子、理萬機」とあるは、「中書令：領百官、會決庶務」とあるものと共に、世祖の時始めて規定せられしものなるべく、否、右の中書令右丞相左丞相等の官は寧ろ全く世祖の創置に係り、太宗の世には未だ此かる堂々たる官名なかりきと推定すべき理由あるを以て、<sup>(2)</sup> 縱令、太宗の世に漢人又は契丹人にして中書令となり、回回人にして右丞相たり、女真人にして左丞相たりしものありと記するも、之を以て當面の問題解決の資料と爲すには足らざるなり。因て世祖建

元以後任命せられたる丞相中、蒙古人にあらざるものを元史に就いて検索して、左の十六人を得たり。

右丞相

- 康里人 阿沙不花 武宗即位の年
- 回回人 合散 仁宗延祐元年
- 色目人 欽察人 燕帖木兒 文宗天歷元年
- 西域人 桑哥 世祖至元二十四年(尙書右丞相)
- 康里人 脫脫 武宗至大二年(尙書右丞相)

1 鎮海は元史卷一四五、本傳には蒙古の怯烈台氏と明記し、許有壬の撰せる碑文「元故右丞相怯烈公神道碑銘」にも「丞相名鎮海、即稱海、系出怯烈氏、或曰日本田姓、至朔方、始氏怯烈、曰實怯烈族、時同名者三、因主屯田、故加田別之」とあり。然れども黑韃事略によるに、彼は蒙古人にあらずして回回人なり、更にドーンソンの蒙古史によるに畏吾兒人となり、蓋しラシツドの集史に基づきて記せるなり (D'Ohsson, Histoire des Mongols, II, 189)。元人の記録に畏吾兒をも回回の字面にて書けるもの稀ならざれば、黑韃事略の回回は畏吾兒と見做して毫も差支なし。

2 太宗の時、漠北にさせる彭大雅、徐霆二人の合著なる黑韃事略に、徐霆の筆として「移刺(耶律楚材)及鎮海自號中書相公、總理國事、鎮海不止理回回也、韃人無相之稱、只稱之、曰必徹徹、必徹徹者漢語令史也、使之主行文書爾」とあり、必徹徹は元史に必闌赤とあると同じく、蒙古語 bichikchi の對音なり。



漢人——漢人 史天澤世祖中統二年

畏吾兒人 帖木兒補花文宗天歷二年

回回人 倒刺沙泰定帝即位の年

欽察人 撒敦順帝即位の年

色目人 康里人 鐵木兒塔識順帝至正七年

同 哈麻順帝至正十五年

畏吾兒人 擴廓帖木兒順帝至正二十年

康里人 慶童順帝至正二十年

契丹人 耶律鑄世祖中統二年、至元五年、十九年

漢人 漢人 賀勝武宗至大三年

同 賀惟一順帝至正七年

右の右丞相たりしもの中、多數は曾て左丞相たりしも、表には之を省きて、各人の極位のみ

を示せり。外に、康里人不忽木と畏吾兒人孟速思とは、共に世祖より丞相に任命せられしも、固辭して受けざりしが、若し之をも加算せば、十八人となるべし。今元史卷一宰相年表によりて、中統元年より元の末年に至るまでの左右丞相を數ふるに、凡そ五十七人なり、同年表は寧ろ頗る杜撰と稱すべきものなるを以て、此の數字は固より精確なりといふを得ざれども、假りに之を以て實數に近きものとせば、元一代の丞相中、其の三分一乃至四分一は實に蒙古人以外の色目人若くは漢人なりしなり。人若し元史卷二五仁宗紀に「延祐元年二月以合散爲中書右丞相、九月爲左丞相、四年六月爲右丞相、九月合散言、故事丞相必用蒙古勳臣、合散回回人、不厭人望、遂懇辭、制以伯答沙爲中書右丞相、合散爲左丞相」(錄)とあるを見れば、色目人にして丞相となるもの極めて稀有なりきと誤解せんも、(現に趙翼は誤解し、後人亦之を踏襲せること前に述べたり)、事實は決して然らずして、色目人の丞相たりしもの前後十一人に上りしこと前記の表に見るが如し。殊に漢人にして此の最高官衙の長官となれるもの、其の數少なしとはいへ、猶ほ四人を數へたるを想へば、世祖の定制なるものは、決して固より絶對不動のものにあらずして、時と場合とによりて、容易に特別任用を爲すの餘地を存せるものなることを首肯すべきにあらずや。中書令は世祖以後有名無實の官となり、丞相は事實上中書省の長官たりしこと既述の如くなる



が、丞相の次に位せる平章政事、右丞、左丞、參知政事の四官は、丞相と共に宰相、宰輔又は宰執(1)と稱せられて、多くの場合に於いて丞相と同じく樞機に參與するの資格ありしものなり、殊に平章政事は「貳宰相」とも「亞宰相」ともいひ、「承平之時、雖德望漢人、抑而不與」(元史卷一八、成遵傳)とまで言はるゝことありしもの、而も元史の記載に散見する所のみにては、色目人漢人にして此の官に在りしもの、各二十人を下らず。右丞、左丞、參知政事に至つては、色目人漢人の之に任ぜられしもの愈々多く、殊に右丞よりも左丞、左丞よりも參知政事、其の地位の下るに隨つて漢人益々多く色目人益々稀なるを見る。要するに色目人は勿論、漢人といへども中書省の要路に在りしもの、甚だ多かりしは、吾人の寧ろ意外とする所なり。(2)

2 樞密院。院の長官の名稱一定せず、樞密院使は己に世祖の中統年間に置かれしもの、如きも、中書令と同じく皇太子の兼任か、若くは虛名にて、實は樞密院副使を以て院事を總べしめしものなるべし。至元七年副使の上に同知樞密院事を置きて、之を長官とせしが、二十八年には更に上に知樞密院事を置きて之を長官とせしかば、爾後、院の長官は知樞密院事（知院）にして、同知樞密院事（同知）樞密院副使（副樞）等之に次ぎしなり。(3) 院の官制に關する如上の解釋に従ひ、さて之を元史の記載に徴するに、色目人漢人にして、院の長官となりしもの、凡そ左の

同 回 人	馬某沙	<small>泰定帝即位の年 知樞密院事</small>
畏吾兒人	帖木兒補化	<small>文宗天歷元年 知樞密院事</small>
同	擴廓帖木兒	<small>順帝至正二十五年 知樞密院事</small>
唐兀人	亦憐眞班	<small>順帝至正年間 知樞密院事</small>
漢 人	趙璧	<small>世祖至元元年、四年 樞密院副使</small>
同	史天澤	<small>世祖至元三年 樞密院副使</small>

如し。

1 元史卷一一二に宰相年表あり、元初以來の中書令、右左丞相、平章政事、右左丞、參知政事（略稱參政）となれる人々を年代順に擧げたり。元史卷一五八、竇默傳に、王文統の平章政事となりし時、默は面斥して「此人學術不正、久居相位、必禍天下」といへり。又、地方の行中書省に於ける平章政事をも宰相と稱せしことは、元史卷二〇四、宣者傳に、武宗即位の初、宣者李邦寧を江浙行省平章政事に任ぜし時、邦寧之を辭し「陛下復欲置臣宰輔、臣何敢當、宰輔者佐天子共治天下者也、奈何辱以寺人、陛下縱不臣惜、如天下後世何、誠不敢奉詔」といへるによりて明かなり、蓋し行省に於いても參知政事以上を宰相、宰輔、宰執などと稱せしなるべし。

2 趙翼の二十二史劄記卷三〇、「元制百官皆蒙古人爲之長」の條に於いて、世祖以後、蒙古人にあらずして丞相たりしもの、僅に史天澤・哈散・賀惟一の三人のみ、而も哈散は回回人なれば漢人として僅に二人のみなりきといふも、實は色目人に十二人、漢人に四人ありしこと已述の如しとせば、趙氏の失檢も甚しといはざるべからず。趙氏又、漢人の平章政事に



3 御史臺。臺の長官を御史大夫といふ、例に依り、元史檢索の結果左の如し。

康里人	阿沙不花	武宗の世
同	脫脫	英宗の世
同	馬某沙	泰定帝即位の年
同	倒刺沙	泰定二年
色目人	畏吾兒人	帖木兒補化
	唐兀人	亦憐眞班
	同	高納麟
	康里人	雪雪
漢人	漢人	賀惟一

即ち色目人は八人に上りしも、漢人は僅かに一人に過ぎず、而も賀惟一の御史大夫に拜せらるゝや、彼は「故事、臺端、非國姓、不以授」の故を以て辭せしを、順帝特に姓を賜ひ、其の名を太平と改めて、所謂故事に違はざらしめて始めて之を授けしなり。漢人にして此の官に任ぜしもの、元代を通じて彼れ一人のみなりしや否や、知るべからざれども、兎も角、賀惟一の任命は例外と

せられしこと、右の事情にて認めらるべし。

任ぜしものとして王文統・李孟の二人を數へしは、其の一例として擧げしとせば可なれども、若し然らずんば之れ亦大失檢にして、少くも二十人はありしなり。次に右丞左丞に關して言ふ所亦失當を免れず、即ち「先有右丞二員、而無左、後以崔彥言、始設左丞、故漢人亦得居之、如趙世延、本雍古族、延祐元年省臣奏、參政用儒者、世延其人也、帝曰、世延雍古氏、非漢人、其署宜居右、可見漢人不得居右」とあるは、甚しき誤解なり、蓋し(一)左右丞の沿革は百官志に見ゆ、初より左右二丞ありしこと疑なし、但し、百官志に中統二年の創置としたるは元年の誤なり、世祖紀中統元年の條に「四月戊戌朔、立中書省、以王文統爲平章政事、張文謙爲左丞」と見え、八月己酉、立秦蜀行中書省、以京兆等路宣撫使廉希憲、爲中書省右丞、行省事」とあるは、其の證なり、さればこそ宰相年表にも右と同じき記載を見るなり、尙ほ趙氏は崔彥傳(元史卷一七三)に、至元二十年或が刑部尙書たりし時、上疏せる十八事の第十五に「中書省右丞二、而左丞相、宜改所增右丞、置諸左」とあるを誤解せしなるべし。此の文義不明なれども、十九年阿合馬の殺されし時に、中書左丞郝楨も殺されたり、而して同じ中書左丞耿仁は免れたり、此の事實は世祖紀、阿合馬傳、百官志皆其の徵證あり、崔彥の説によりて始めて左丞を置きしにはあらざるなり。又、左丞を置きたるによりて、漢人始めて丞となるを得しにあらざることは、既に中統元年四月に張文謙が左丞となり、二年六月張啓元が右丞となりし例にて明かなるべし。趙氏は又趙世延傳の文を誤解せり、傳には「延祐元年省臣奏、比奉詔、漢人參政用儒者、趙世延其人也、帝曰世延誠可用、然雍古氏非漢人、其署宜居右、遂拜中書參知政事、居中書二十月、遷御史中丞、…泰定四年遷中書右丞、…天歷二年八月拜中書平章政事」とあるなり、參政とは參知政事の略稱なり、「其署宜居右」は參政の首席に居らしめよとの意にして、中書右丞に任ぜしにあらざる。

3 元史百官志には「世祖中統四年置樞密副使二員、僉書樞密事一員、…以下沿革を記するのみにて、樞密院使に就いて



以上述ぶる所によりて中書省・樞密院及び御史臺の長官として色目人の登用せられしもの頗る多く、漢人の遠く及ばざるを看取すべきも、而も亦同時に決して絶無にあらざりしことを注意せざるべからず。殊に前掲の員數は、専ら元史の記載に據りしものなるのみならず、吾人の失檢も決して絶無とはいひ難し、随つて色目人竝に漢人にして省院臺の長官たりし實數は前掲の其れより増加すること必然なれども、決して減少することなきなり、吾人は讀者の終始此の點を閑却せざらんことを望む。

(ロ) 親軍都指揮使

吾人は曩に「元朝怯薛考」を草し、中に元の兵制の大略を攷へ、元の軍隊を内外に分ち、内を宿衛諸軍といひ、外を鎮戍諸軍といひ、宿衛諸軍は怯薛 (Keshik) 及び各衛の二軍に分たれ、前者の長を怯薛長と稱し、天子に直隸し、後者の長を親軍都指揮使といひ、鎮戍諸軍と共に樞密院に屬したること、及び怯薛と各衛とは其の親軍なるの點に於いては一なれども、怯薛は天子の身邊を護衛するを最大任務としたるの點より考ふれば、即ち親軍中の親軍ともいふべきものにして、怯薛長は太祖創業の際の元勳の子孫之に拜せられ、各衛は皇城京師近畿の護衛防戍營繕屯田等に關する重大なる任務を帯びしに拘らず、其の長官たる親軍都指揮使には蒙古人の外、色目人は勿

論、漢人といへども之に任ぜられしもの少からざること等を論述せり。今前例に依り、元史を檢索して其の實例を左に示す。

色目人(二十三人、内重出一人)

欽察衛

言及せざれども、院の長官として樞密院使のありしことは、元典章卷七職品の條にも明證あり。且つ元史卷一四、世祖紀に「至元二十三年秋七月癸巳、銓定省院臺部官、詔諭中外。中書省、除中書令外、左右丞相並一員、…樞密院、除樞密院使外、同知樞密院事一員、樞密院副使、簽樞密院事並二員、樞密院判一員。御史臺、御史大夫一員、…」とあるを玩索するに、樞密院の長官に樞密院使あるは勿論なれども、其の地位は、中書省に於ける中書令の其れと同じく、之れ亦皇太子の兼任にて、實際の長官は此の官制改革の前後に於いては、同知樞密院事なりしなるべし。元史卷一七八、王約傳に「明年(至大三年)進太子副詹事、約抗章諫節飲、辭意懇切、仁宗(皇太子)嘉納焉。承制立左衛率府、統侍衛軍萬人、同列欲署軍官、約持不可、衆難之曰、東宮非樞密使耶、約曰詹事東宮官也、預樞密事可乎、仁宗召問、約對曰、皇太子事、不敢不爲、天子事、不敢爲。仁宗悟、竟罷議」とあるに徴して皇太子の樞密使たるは事實なるも、實際は、其の職權を用ゐざりしを知るべし。元史に、樞密院使の拜罷に關して一片の記載をも止めざるは、蓋し上述の理由に基づく。

1 東洋學報第六卷第三號(本書二二—二六二頁)。



康里人 也速台兒 至元二十三年

欽察人 土土哈 大德元年

武衛

康里人 斡羅思 武宗初

回回人 伯帖木兒 武宗至大年間

廣武康里侍衛

康里人 阿沙不花 武宗至大元年

後衛

阿速人 伯答兒 世祖至元十五年

同 福定 武宗至大四年以後

左衛

欽察人 牀兀兒 大德元年?

左阿速衛

阿速人 口兒吉 武宗至大元年

阿速人 的迷的兒 武宗至大四年

同 香山 文宗天歷元年

右阿速衛

阿速人 那海 武宗至大二年

同 都丹 至大四年

隆鎮衛

阿速人 斡羅思 文宗天歷元年

唐兀衛

唐兀人 暗伯 世祖至元二十六年?

同 亦憐真班 英宗至治二年

宣忠斡羅思扈衛

唐兀人 亦憐真班 順帝至正七年?

中衛

康里人 明安 世祖至元二十年



同 帖哥台(明安の子)

同 孛蘭奚(帖哥台の弟)

同 桑兀孫(孛蘭奚の子)

同 乞苔海(桑兀孫の弟)

西域衛

畏吾兒人？ 迷而的斤(成宗元貞元年)

漢人(十九人、内重出一人)

虎賁(衛)

賀仁傑(世祖至元十八年)

賀勝(成宗大德九年)

賀惟一(賀勝の子)

後衛

李庭(成宗大德六七年頃)

李大誠(李庭の子)

史煥(成宗大德年間?)

中衛

王庭(世祖至元年間)

武衛

李伯祐(世祖中統年間)

董文炳(同上)

段天祐(至元二十六年)

鄭阿兒思蘭(成宗至大年間)

王伯勝(英宗至治二年)

馬兒(王伯勝の子)

忠翊侍衛

石居謙(成宗大德年間)

侍衛

呂文煥(世祖至元十年)



左衛

王通 世祖至元十五年?

右衛

耶律驢馬 世祖至元年間

前衛

董士選 至元十三年?

屯儲衛

王通 武宗?

(ハ) 達魯花赤

達魯花赤は祕史に蒼嚙合臣 (darughachin) に作り、蒙古語に、壓へる、束縛する等の義を有する darukhu の語尾を變じ、所謂 nomina agentis なる chi を加へて、壓へる人、束縛する人の義となり、轉じて總督、知事などの義となれるものなるべし。<sup>1)</sup> 趙翼は二十二史劄記 卷二 蒙古官名の條に「達魯花赤掌印辦事之長官、不論職之文武大小、或路、或府、或州縣、皆設此官」とあるは、簡にして要を得たれど、達魯花赤の此く廣く設けられしは、概ね世祖以後の事な

り、太祖太宗の頃は、黑韃事略に「管民則曰達魯花赤」とあるが如く、主として民政を掌り、

<sup>1</sup> Kowalewski, Dictionnaire mongol-russe-française, p. 1671, 1672. に蒙古語 daroukhon と darounga とを掲ぐ、前者は動詞にして後者は名詞なり、而して前者には、壓へる、緊束する、追究する、隠す、克つ、印刷する、封印する等の義あり、後者には、長官、知事、委員、監察官等の義あり。又 Ed. Chavannes 氏は、'Les darounga sont les fonctionnaires qui sceulent, c'est-à-dire qui ont un sceau, emblème de leur autorité. Dans la transcription chinoise, on remarque la syllabe finale *to'e* (赤) qui représente la terminaison *tehi* (齊) au moyen de laquelle on forme en Mongol les noms de charges, emplois et métiers (cf. Soulié, Grammaire mongole, p. 21); ici ependent cette syllabe est une superfection puisque le mot mongol est *darounga*, et non *daroungatehi*' (T'oung Pao, 1904, p. 389, note.) と云ふ、darounga を以て達魯花赤の對音と認むると同時に、nom. agent. の *tehi* を寫したる赤は全く無用の文字なりと認めたり。然れども之れには多少の疑あり、蓋し所謂蒙文元朝祕史にも蒼嚙合臣とありて蒼嚙合とはなければなり。因つて想ふに達魯花赤又は蒼嚙合臣は darounga に *tehi* を加へたる語にあらざして daroukhon なる動詞の語尾を變じて之れに *tehi* を加へたるものにあらずるか。但し祕史には蒼嚙合臣の複數として蒼嚙合思の語を用ゐたり、之れは daroungas の對譯にして darounga の複數なり。猶ほ考ふべし。趙氏が達魯花赤を以て掌印辦事之長官といひしは當れり。掌印に關しては元典章卷一三にも二三の規定あれども、元史卷一六九、賀仁傑傳の記事は、此の官の性質を説明するに恰好のものなり、曰く、至元十八年……尙書省立、桑哥用事、奏、上都留守司錢穀多失實、召留守忽刺忽耳及仁傑、延辨、仁傑曰、臣漢人、不能禁吏戕殺、致錢穀耗傷、臣之罪、忽刺忽耳曰、臣爲長、印在臣手、事未有不關白而能行者、臣之罪、帝曰、以爵讓入者有之、未有爭引咎歸己者、置勿問」と。さて仁傑は十七年上都留守司の留守に任ぜられたり、而して文意に因つて察するに、忽刺忽耳は明かに蒙古人にして留守司の達魯花赤なり。官制によれば、大都上都兩京の留守司に達魯花赤及び留守あり、共に正二品にして、品級に於て上下の別なしと雖も、而も達魯花赤の長官にして、留守の次官たりしこと、又責任者は達魯花赤にして、實務を總ぶるは留守なりしことは、兩人自ら言ふ所によりて殆んど疑を容れず、達魯花赤に就いては言ふべきもの甚だ多きも、茲には省略に従ふ。



而して其の管轄區域も廣汎なるを常とし、太祖の時、札八兒の「黄河以北鐵門以南天下都達魯花赤」(元史一二〇本傳)を授けられたる、耶律綿思哥の「中都路也可」(同上一五〇)に任ぜられたる、太宗の十三年に石抹也先が「眞定北京兩路達魯花赤」(同上本傳)となりたる、皆其の例なり。

達魯花赤は必ずしも總ての官衙に置かれしものにあらず。今、元史の百官志等に據りて、其の分布の一斑を考ふるに、左の如し。

(一) 高級の官衙に之を置くことなし。即ち中書省、行中書省(長官は承相は)、樞密院、行樞密院(院使、院知)、御史臺、行御史臺(御史大夫)及び中書省に屬する六部(吏部、兵部、刑部、工部、禮部、兵部)を始とし、其の他、獨立せる高級官衙即ち大宗正府(札魯忽赤)、宣政院(院使)、大禧宗禋院(院使)、大司農司(農大司)、翰林國史院(承旨)、典瑞院(院使)、大醫院(院使)、侍正府(正侍)、中政院(院使)、蒙古翰林院(承旨)、集賢院(院使)、崇福司(院使)、宣徽院(院使)、大史院(院使)等皆之を置かず。但し上記の諸官衙に屬する局課ともいふべきものは、之を置くことあり。例へば(イ)中書省の戸部に屬する寶鈔總庫には達魯花赤一員、從五品、大使一員、從五品あり、印造寶鈔庫には達魯花赤一員、正七品、大使二員、從七品あり、燒鈔東西二庫には、各、達魯花赤一員、正八品、大使一員、從八品あるが如し。而も他の局課には之を置かず、而して此の如きは戸部以外の諸部に於いても亦同じ。(ロ)樞密院所屬の

諸衛親軍都指揮使司は都指揮使を以て其の長官とするを例とするも、阿速・貴赤・西域・欽察の四衛に在りては、都指揮使の上に達魯花赤を置く、但し其の職品は都指揮使と同じく正三品なり。(ハ)御史臺に屬する諸官衙には全く之を置かず。

(二) 宣慰司・宣撫司・安撫司・招討司の場合に於いては、宣慰司に之を見ずして、他の三司に之を見る。

(三) 同格の官衙にして、一方に之なくして、一方に之あるもの甚だ多し。例へば東宮の事を掌る詹事院所屬の官衙中、典醫監・典牧監・典寶監の三者は全然其の官制を同うするに拘らず、達魯花赤を長官とするは、典醫監のみなるが如し。

(四) 地方の行政官衙即ち諸路總管府・府・州・縣、及び地方の軍衙即ち萬戶府千戶所等には必ず達魯花赤を置く。又、投下即ち諸王駙馬功臣等の分地にも必ず之を置く。

以上、各種の達魯花赤中、直接國民の大多數に接觸し、之と緊密なる關係を有するものを、地方軍民官衙及び投下の達魯花赤とす。因つて左に少しく其の地位品級等に就いて記述し、而して後、之と色目人漢人との關係を攷ふべし。

1 地方民衙。地方の民政を掌る官衙中、尤も重要なものを諸路總管府とし、その下に府州



縣の三官衙あり。路州縣は各其の管戸の多少によりて上下路、上中下州縣に分たる、路の官衙を總管府といふも、府州縣には特別なる官衙名なし。今、元史卷九百官志及び元典章卷七職品の條に據りて、各官衙の職員品級を示さんがために、左の表を作る。

達魯花赤一員	(上路)正三品、(下路)從三品。
總管一員	
路	同 知一員—(上路)從四品、(下路)正五品。
治	中一員—(上下路)正五品。
判官一員—(上下路)正六品。	
府	達魯花赤一員 正四品。
知府又府尹一員	
同	知一員—從五品。(以下略)
州	達魯花赤一員 (上州)從四品、(中州)正五品、(下州)從五品。
州尹又知州一員	
同	知一員—(上州)正六品、(中州)從六品、(下州)正七品。(以下略)

達魯花赤一員 (上縣)從六品、(中縣)正七品、(下縣)從七品。  
 縣 縣尹又知縣一員 (上縣)正八品。(以下略)

さて元史の世祖紀を見るに、

至元二年二月甲子、以蒙古人、充各路達魯花赤、漢人充總管、回回人充同知、永爲定制。(六卷)

……(イ)

至元五年三月丁丑、罷諸路女直契丹漢人爲達魯花赤者、回回畏兀乃蠻唐兀人仍舊。(六卷)

……(ロ)

至元十六年九月、議罷漢人之達魯花赤者。(卷一)……(ハ)

とあり。(ロ)に回回畏兀乃蠻唐兀人とあるは、(イ)に回回人とあるに同じく、共に色目人といふに同じ、又(ロ)に女直契丹漢人とあるは、(イ)(ハ)に漢人とあるに同じ。(イ)によれば、達魯花赤となるは蒙古人に限られしに、(ロ)によれば、至元五年までは漢人の之に任ぜられしものありしを證すべく、(ハ)によれば、更に至元十六年までも所謂定制は厲行せられずして若干の例外ありしなり。總管及び同知に就いても亦同じく、回回人にして總管となりしもの、漢人にして



同知となりしもの、甚だ多きは、元史の讀者の首肯する所なるべし。今、例に依りて色目人漢人にして各路總管府の達魯花赤たりしものを檢索せるに、左の如し。<sup>(1)</sup>

色目人二十人(其の國名と員數のみを擧ぐ)

畏吾兒	五	乞失迷兒	一
哈刺魯	一	康里	一
欽察	二	回回	五
唐兀	四	乃蠻	一

漢人十二人(至元以後の分のみを擧ぐ)

人名	就任年次	路名
史弼	至元十三年	揚州路
張炤	同	同
張庭珍	同(?)	平江路
張君佐	至元十四年	黃州路

趙貴亨	同	處州路
張雄飛	同	澧州路
張禧	同	江陰路
邸琮	同(?)	郴州路
張鼎	至元十五年以前	鄂州路
馬恕	至元十六年以前	常州路
張炤(重出)	至元十六年	鎮江路
劉好禮	至元二十二年以前	永熙路
賀勝	至大三年(?)	上都路

右は主として「元史」の記載に據りしものなるのみならず、吾人の失檢も必無にあらざるを以て、其の員數は決して絶對に精確なるものにあらざるは勿論なれども、假りに此の表に現はれたるものに因りて考ふるに、至元十六年九月の禁令は略ぼ履行せられしものと見え、爾後漢人にして達魯花赤たりしは、唯賀勝一人ありしのみなり。而も色目人の依然達魯花赤に採用せられし



ことは、右の禁令に特に漢人と限りたるにて推測せらるゝのみならず、元史の記載に散見する色目人の總管府達魯花赤二十人中、其の半數以上は實に至元十七年以後の任命に係れるの事實に徴すれば、同年以後は漢人を排斥して色目人を以て之に代へしものなるべし。

2 地方軍衙。地方の軍事を掌る官衙中、尤も重要なものを萬戶府千戶所百戶所とす。今、元史<sup>卷九</sup>百官志及び元典章<sup>卷九</sup>吏部軍官の條に據りて、至元二十一年八月定むる所の職員品級を示さんがために、左の表を作る。

萬戶府	上萬戶府	達魯花赤一員 正三品、虎符
	副萬戶	副萬戶一員—從三品、虎符
中萬戶府	萬戶	達魯花赤一員 從三品、虎符
	副萬戶	副萬戶一員—正四品、虎符
下萬戶府	萬戶	達魯花赤一員 從三品、虎符
	副萬戶	副萬戶一員—正四品、虎符

千戶所	上千戶所	達魯花赤一員 從四品、金牌
	副千戶	副千戶一員—正五品、金牌
中千戶所	千戶	達魯花赤一員 正五品、金牌
	副千戶	副千戶一員—從五品、金牌
下千戶所	千戶	達魯花赤一員 從五品、金牌
	副千戶	副千戶一員—正六品、銀牌
百戶所	上百戶所	蒙古百戶一員 從六品、銀牌
	漢人百戶一員	漢人百戶一員 從六品、銀牌
下百戶所	百戶	百戶一員—從七品、銀牌
	副百戶	副百戶一員—從七品、銀牌

元代萬戶府を設くること頗る多く、左右翼屯田萬戶府、回回砲手軍匠萬戶府等の如く樞密院に



屬するもの、脱思麻探馬赤軍萬戶府等の如く宣政院に屬するもの、海道運糧萬戶府等の如く中政院に屬するもの、諸路萬戶府、諸路屯田萬戶府の如く行樞密院に屬するもの等、凡そ四種に分たれたり。此等の萬戶府には、其の長官に達魯花赤あるもの少からざれど、又萬戶以下のみなるもありて、必ずしも一定せず、其の職品にも多少の差異ありしが如きも、之を詳にするに由なし、因つて姑らく典章記する所に従ひ、均しく前表の如かりしものと假定す。前例によりて蒙古人以外にして各種の萬戶府に達魯花赤たりしものを元史の中より檢索するに、大約左の如し。

- 色目人二十人
- 畏吾兒 三 雍古 五 哈刺魯 四
- 康里 二 欽察 一 唐兀 三
- 乃蠻 二
- 漢人一人

賈禿堅不花（武宗即位の年、金復州新附軍萬戶府達魯花赤となる）

漢人の僅に一人に過ぎざりしは、著しき事實なり、こは蓋し達魯花赤の次官たる萬戶が概ね漢人なりしを以て、達魯花赤は略ぼ蒙古人及び色目人に限られしものなるべし。今、試に世祖時代

に於ける萬戶として元史に記載あるもの約七十人を各階級によりて分類するに、蒙古人二十人、漢人五十人にして、色目人の萬戶たりしものを見ず、即ち萬戶には殆んど専ら漢人を充て、達魯花赤には蒙古人缺員の場合、色目人を以て之を補充せしことを推知すべきなり。

千戶所百戶所に就いても略ぼ萬戶府と同様な事實を見るを得べきも、今は煩を厭うて詳説せず。

3 投下。投下とは諸王駙馬功臣等の分地をいふ。太宗の七年秋七月に、眞定の民戶を以て太

1 投下とは諸王駙馬功臣等の分地をいふ。此の語の原義詳なられども、遼史に頭下とあるは全く之と同音同義なるべし。

即ち遼史卷三七、地理志上京道の條に、頭下軍州の目あり、曰く

頭下軍州、皆諸王外戚大臣及諸部從征俘掠、或置生口、各團集、建州縣、以居之。橫帳諸王國舅公主、許創立州城、自餘不得建城郭、朝廷賜州縣額、其節度使朝廷命之、刺史以下、皆以本主部曲、充焉。官位九品之下及井邑商賈之家、征稅、各歸頭下。唯酒稅課納上京鹽鐵司。

と記して、次に徽、成、懿、渭等十六州を列擧するを見るなり。而して之を元史に徵するに、木華黎の子字魯の傳に

丙戌（太祖二十一年）夏、詔封功臣戶口、爲食邑、曰十投下、字魯居其首。（卷一九）

と見え、齊榮顯傳（卷一五二）にも十投下の語あり。畏答兒傳には、太宗畏答兒の子忙哥の封戶少きを訝り、

其増封爲二萬戶、與十功臣、同爲諸侯。（卷一一一）

と命じたる事を記し、博羅歡傳（卷一一一）にも「諸侯王及十功臣」の語あり。此の十投下も十功臣も同義にして、秘



後の湯沐邑に奉じ、中原諸州の民戸を以て諸王貴戚に分賜せし時、耶律楚材の奏議によりて、此等の分地には、たゞ諸王貴戚自ら擧ぐる所の達魯花赤を置くに止め、其の地の賦税は別に朝廷置く所の官吏をして之を徴せしめて、年末に之を領主に頒賜すること、定めたり、之れ實に投下達魯花赤の始なり。

投下達魯花赤の權限に變遷あり、次第に擴張せられしが如きも、得て詳にすべからず。其の選任上の規定に就いては、至元五年には蒙古人に限るとせられしも、猶ほ例外あるを許し、なり。  
元史<sup>二</sup>卷八 選舉志に曰く、

凡諸王分地與所受湯沐邑、得自舉其人、以名聞朝廷、而後授其職。至元五年詔、凡投下官、必須用蒙古人員。六年、以隨路見任、并各投下親差達魯花赤內、多女直契丹漢人、除回回畏吾兒乃蠻唐兀、同蒙古例、許敍用、其餘、擬合革罷、曾歷仕者、於管民官內敍用。十九年詔、各投下長官、宜依例三年一次遷轉。

然るに、元史<sup>一</sup>卷二 成宗紀に、

大德八年三月、詔、諸王駙馬所分郡邑達魯花赤、惟用蒙古人、三年依例遷代、其漢人女直契丹、名爲蒙古者、皆罷之。

とあり、是れ即ち至元五年の禁令は必ずしも厲行せられざりしこと、及び漢人の中には其の名を蒙古風に改めて其の官に居るものさへありしことを示すものなり。而して元典章<sup>九</sup>吏部、投下達魯花赤の條には、右の元史の記載を補説するに足るべき江浙行省の割文を收む、事實の委曲を盡せる珍らしき文なるを以て、左に之を引用すべし。

大德八年六月、江浙行省、准<sup>ウケタルニイヘク</sup>中書省咨<sup>以下中書省の咨文</sup>大德八年三月十八日奏過事内一件。臺官人の官吏<sup>御史臺</sup>每、俺根底與<sup>ワカモトニヘタルニイヘク</sup>文書<sup>以下御史臺より</sup>各投下各枝兒分撥到的<sup>ソレレツツカハサレルマテノウチニ</sup>城子裏、他每委付<sup>カセラシ</sup>達魯花赤、

史卷九によるに、太祖の創業時代の忽必來者勅農者別速別額台の四狗と、孛斡兒田・木合黎・孛囉忽勒・赤剌溫の四駝と、主兒扯歹・忽亦勒答兒（元史の畏答兒）の二先鋒と合せて十人の子孫、又は其の分地をいへるなり。又、元史の朮赤台傳に、

朮赤台兀魯兀台氏、…生子、曰兀魯兀台、曰忙兀、與札刺兒・弘吉刺・亦乞列思等五人、當開業之先、協贊大業、厥後太祖即位、命其子孫、各因其名爲氏、號五投下。（卷一二〇）

と見え、前に引く博羅歡傳に、「忙兀・兀魯・札刺兒・弘吉刺・亦其烈五諸侯…」とあるのみならず、すべての皇族外戚の分地をも投下と稱したること、次に述ぶる所によりて、自から明かなるべし。なほ元典章卷一七、戸部、籍冊の條を參照すべし。

1 元史卷二、太宗紀。卷一六、耶律楚材傳。

2 元典章卷九、吏部、投下達魯花赤遷轉の條參照。



有<sup>リ</sup>二個月日未<sup>レ</sup>滿<sup>ル</sup>、又重<sup>ネ</sup>委<sup>テ</sup>付<sup>シ</sup>一個<sup>ヲ</sup>來<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>、於<sup>テ</sup>內多<sup>ク</sup>二<sup>三</sup>年<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>漢<sup>ノ</sup>兒<sup>ト</sup>、女<sup>ノ</sup>真<sup>ニ</sup>契<sup>ニ</sup>丹<sup>ニ</sup>達<sup>シ</sup>達<sup>ス</sup>、小<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>裏<sup>ニ</sup>做<sup>シ</sup>達<sup>ス</sup>、魯<sup>ノ</sup>花<sup>ト</sup>赤<sup>ト</sup>有<sup>リ</sup>、今<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>各<sup>ノ</sup>投<sup>下</sup>各<sup>ノ</sup>枝<sup>ノ</sup>兒<sup>ノ</sup>裏<sup>ニ</sup>說<sup>キ</sup>知<sup>ル</sup>、選<sup>ビ</sup>揀<sup>シ</sup>蒙<sup>ノ</sup>古<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>、委<sup>ス</sup>付<sup>ス</sup>者<sup>ヲ</sup>、漢<sup>ノ</sup>兒<sup>ト</sup>、女<sup>ノ</sup>真<sup>ニ</sup>契<sup>ニ</sup>丹<sup>ニ</sup>達<sup>シ</sup>達<sup>ス</sup>、小<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>裏<sup>ニ</sup>做<sup>シ</sup>達<sup>ス</sup>、魯<sup>ノ</sup>花<sup>ト</sup>赤<sup>ト</sup>的<sup>ト</sup>、都<sup>ト</sup>合<sup>ス</sup>革<sup>ス</sup>罷<sup>ス</sup>了<sup>ス</sup>有<sup>リ</sup>、書<sup>ノ</sup>省<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>查<sup>シ</sup>文<sup>ヲ</sup>、廢<sup>ス</sup>道<sup>ト</sup>、這<sup>ノ</sup>般<sup>ノ</sup>說<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>、俺<sup>ノ</sup>商<sup>ノ</sup>量<sup>ヲ</sup>來<sup>レ</sup>、今<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>、諸<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>駙<sup>ノ</sup>馬<sup>ノ</sup>各<sup>ノ</sup>投<sup>下</sup>各<sup>ノ</sup>枝<sup>ノ</sup>兒<sup>ノ</sup>裏<sup>ニ</sup>、行<sup>キ</sup>與<sup>テ</sup>文<sup>ノ</sup>書<sup>ヲ</sup>、他<sup>ノ</sup>每<sup>ノ</sup>分<sup>ノ</sup>撥<sup>キ</sup>到<sup>リ</sup>城<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>裏<sup>ニ</sup>、委<sup>ス</sup>付<sup>ス</sup>達<sup>シ</sup>魯<sup>ノ</sup>花<sup>ト</sup>赤<sup>ト</sup>呵<sup>ト</sup>、選<sup>ビ</sup>揀<sup>シ</sup>蒙<sup>ノ</sup>古<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>、委<sup>ス</sup>付<sup>ス</sup>者<sup>ヲ</sup>、如<sup>ク</sup>果<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>蒙<sup>ノ</sup>古<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>呵<sup>ト</sup>、揀<sup>シ</sup>選<sup>ビ</sup>有<sup>リ</sup>根<sup>ノ</sup>脚<sup>ノ</sup>的<sup>ト</sup>色<sup>ト</sup>目<sup>ト</sup>人<sup>ヲ</sup>、委<sup>ス</sup>付<sup>ス</sup>者<sup>ヲ</sup>、三<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>滿<sup>ル</sup>呵<sup>ト</sup>、交<sup>ヒ</sup>他<sup>ノ</sup>依<sup>テ</sup>大<sup>ノ</sup>體<sup>ノ</sup>例<sup>ニ</sup>替<sup>ヘ</sup>換<sup>ス</sup>了<sup>ス</sup>、若<sup>ク</sup>三<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>滿<sup>ル</sup>呵<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>交<sup>ヒ</sup>重<sup>ネ</sup>委<sup>テ</sup>付<sup>シ</sup>人<sup>ト</sup>呵<sup>ト</sup>、怎<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>、奏<sup>ス</sup>呵<sup>ト</sup>、奉<sup>ス</sup>聖<sup>ノ</sup>旨<sup>ヲ</sup>、那<sup>ノ</sup>般<sup>ノ</sup>者<sup>ト</sup>、欽<sup>ス</sup>此<sup>ト</sup>。

是れ投下の達魯花赤は必ず蒙古人たるを要す、若し蒙古人の適任者なくんば閥閥ある色目人を以て之に充つるを得、而して蒙古名を冒稱する漢人の投下達魯花赤たるものは、物色して之を罷免すべく、又任期は必ず三年なるべきこと等を訓令せるものなり。而も尙ほ容易に厲行せられざりしものと見え、至大二年四月にも之と同様の訓令ありき。而して此等蒙古名詐稱の漢人にして投下達魯花赤たりし漢人の罷免せられたる實例は、同じ元典章の同じ條に記載せらる、即ち至大四年九月、もと大都路金玉局出仕の匠人常山兒といふ漢人、名を也先帖木耳と改め、濟王(名は朶列納)の令旨を受けて其の分地なる濱州の達魯花赤となり居たりしことを山東廉訪司にて發見し、行御史臺、御史臺を経て中書省の指令を仰ぎ、終に常山兒を罷免せしことあり。此の時も、重ねて有姓

達魯花赤は一律に革去すべしと訓令せしが、延祐三年にも、又至治二年にも同一目的にて中書省より劄を出し、違犯者は永く官吏に採用せざるべきを嚴達せり。想ふに、漢人名を改め蒙古人の

1 此の劄文の原形を想像するに、冒頭に「皇帝聖旨裏」の語あるべく、結尾に行省の語として「除欽選外、都省咨請、行下合屬、仰照驗就行、欽依施行、須議劄付者」などあるべし。茲に讀者の寛容を乞ひたきは、元典章よりの引用文に句讀訓點など附したることなり。由來元典章所收のものに限らず、元代の法令にて俗語體を用ゐたるもの、讀み難く解し難きは周知の事なり、而も吾人の敢て之を引用するは、洵に止むを得ざるに出づ、而して又敢て句讀訓點を施したるは、切に大方の叱正を乞はんがためのみ。此の文の讀み方には、固より多くの誤謬あるべきも、殊に「各投下各枝兒」の「各枝兒」の意義尤も明かならず、元典章卷二二に「枝兒頭目每根底」とあるは「各頭目等のもとに」の義に解せられ、元史の順帝紀に「請令江淮等處各枝官軍、分布連珠、營寨于隘口、屯駐守禦、宜廣屯田、以足軍食」(卷四五)又は「詔、命陝西行省左丞相禿魯・總統張良弼・脫列伯・孔興各枝軍馬……」(卷四七)とあるは、前なるは「各地」又は「各種」、後なるは「各人」又は「各種」と解すべきが如きを以て、「各枝兒」は「各」「それ」「すべて」「いづれ」の「といふほどに用ゐらるゝ語と推定せり、果して然らば「各投下」といひ乍ら、更に「各枝兒」といふは重複せる語法なるべし。次に「分撥到的城子裏」は「分撥したる城子の裏に」「遣はしたる町に」と讀みては、意義通ぜず、因て「分撥されたる城子の裏に」「遣はされたる(封せられたる、分地として與へられたる)町に」と讀みたるは如何。次に「一年」を行と見たるは如何。「交他」「不交」の「交」は「わたす」と訓みたれど、寧ろ「しむる」と訓むべきか。此等は皆讀者の高教を仰がんことを望むの餘り、大膽に率直に訓讀をさへ試みたるなり、史學に關する雜誌紙上なると私信とに拘らず、叱正を賜はらば幸之に過ぎざるなり。



假面を被りて達魯花赤となること豈容易ならんや、而も禁を犯して敢て之に任ずるもの、久しく絶えざりしは、必ずや領主たる貴族の情を知りて之を許し、に由りしなるべく、而して領主の敢て之を爲し、は、蓋し漢人を以て尤も其の適任者と確信せしに由るべし。漢人の特別任用の恩典に浴せるもの、多かりしも、漢人排斥を目的とせる法令の厲行し難かりしも、主として這般の事情に基づけるものなるべし。

以上述べたる官銜の外、重要な官銜の長官にして漢人の之に補任せられしもの亦少からず、例へば各道肅政廉訪司の長官廉訪使の如き、宣徽院の長官宣徽院使の如き、中政院の長官中政院使の如き、崇祥院の長官崇祥院使の如き、宣慰司の長官宣慰使の如き、都元帥府の長官都元帥の如き、其の職品の高きは従一品、低きも尙ほ正三品の大官たるに拘らず、漢人の若干は之に任ぜられたるの實例を發見するに苦まざるなり。蒙古人を百官の長とするは、元一代の定制なりとはいへ、其の特別任用の範圍と程度とに就いては、寧ろ讀者の意外とする所なるべし。殊に繰返して讀者の記憶を乞はざるべからざるは、吾人の曩に表出せる長官としての色目人乃至漢人の員數は、一部の「元史」の記載に基づきしに過ぎざること、及び多少の失檢の豫想せらるべきことは是なり、若し反覆之を檢索して絶對に失檢なきを得ば、孰れの場合に於いても尙ほ多少の増加を見るべく、殊に元史の編纂に當りて其の主要なる資料たり、而も己に亡びて吾人の閱覽を許さざる十三朝實錄乃至無數の記録文章を檢索するを得んには、或は既掲の員數の二倍三倍に上るやも知るべからず。之を要するに、吾人の算出せる色目漢人の長官員數は其の最低限度に外ならざるなり。

(二) 官吏の登用

元史<sup>卷八</sup> 選舉志の敘語に曰く、

元初太宗始得中原、輒用耶律楚材言、以科舉選士、…至仁宗延祐間、始斟酌舊制而行之、…然當時仕進有多岐、銓衡無定制、其出身於學校者、有國子監、學有蒙古字學回國學、有醫學、有陰陽學、其策名於薦舉者、有遺逸、有茂異、有求言、有進書、有童子、其出於宿衛勳臣之家者、待以不次、其用於宣徽中政之屬者、重爲內官、又廢敘有循常之格、而超擢有選用之科、…凡若此類、殆所謂吏道雜而多端者歟、…

元代に於ける官吏登用法の多岐多端なる、實に枚舉し易からず、今、當面の問題に關係あるもの二三を摘出して、左に之を略述すべし。

(イ) 怯 薛



選舉志の敘語に「其出於宿衛勳臣之家者、待以不次、其用於宣徽・中政之屬者、重爲内官」とあるは、即ち怯薛出身者に就いていへるなり。抑、「怯薛」とは、蒙古語 *Keshik* の對音にして、恩惠、寵愛、幸福などの義あるより、轉じて「天子の恩寵を蒙れるもの」の義となり、遂に天子の禁軍を稱する名となれり。元史には此の名稱を用ゆること寧ろ稀有にして、普通には古來の成語「宿衛」を襲用せり、而も元史の編者は、怯薛なる軍隊の組織任務等に關して明確なる概念なかりしものと見え、之とは全く區別せらるべき所謂「親軍」若しくは「侍衛」をも併せて宿衛と稱せるを以て、元史の兵制に關する記事は、動もすれば讀者を誘うて迷宮に入らしむるの恐あり。怯薛は固より天子の親軍に外ならざれども、元史の所謂親軍とは其の間自ら逕庭あること、已に前節の親軍都指揮使の條に略述せる所の如し。又怯薛に四怯薛ありて、其の長官は太祖の四功臣の後裔世襲職すること、怯薛の兵を怯薛歹 (*Keshiket*) とすひ、其の定數凡そ一萬人なりしこと、太祖の怯薛創設の際、怯薛歹として選拔せられしものは、千戸百戸及び白身者の子弟にして體格強健技能卓越のものなりしこと、太祖の勅に、怯薛歹の地位は千戸の上に在り、世の皇帝は怯薛歹を以て帝室の福の神と爲して寵遇すべしとありしこと、怯薛歹への歲賜の莫大なりしこと、常に天子の身邊に奉侍し、天子の飲食衣服文書府庫醫藥卜祝等の雜務をも分掌し、其の職を

世襲せしこと、隨つて支那歴代の禍とせらるゝ宦官の跋扈は、未發に之を防止するの功ありしも、餘りに殊寵を専らにしたるがために、怯薛歹の專斷私曲漸く甚しく、終に百年恩顧を受けたる主家覆滅の勢を助長したること等は、曩に發表したる「元朝怯薛考」(東洋學報第六卷第三號「本書二二—二六二頁」)に詳論したるを以て、今復た贅せず。

然らば怯薛ケシケに入りて怯薛歹ケシケ歹となるは、蒙古人に限られしかといふに、決して然らず。例に依りて元史を検索して、其の所謂「備怯薛」「入怯薛」「備宿衛」「入宿衛」とあるもの、或は「必闕赤」ビケクチ「火魯赤」ホルチ「速古兒赤」スグルチ等怯薛官として内廷の事務を掌れるものを數ふるに、色目人の如きは、頗る多數にして殆んど之を擧ぐるに勝へず、漢人といへども亦決して少しとせず。今、試に太祖朝以來、漢人にして怯薛歹となりしもの、及び怯薛官となりしものを元史に據りて列舉せば、概ね左の如し。

太祖朝

粘合重山(女真人、必闕赤) 耶律禿花(契丹人) 張拔都 劉敏 劉德寧(宗王翰眞、必闕赤)<sup>1)</sup>

太宗朝

<sup>1)</sup> 天子の怯薛の外に皇太子皇子諸王の怯薛ありしこと、「元朝怯薛考」に詳述せり。



石天麟 張榮實 張善(必闕赤) 楊惟中

憲宗朝

劉世濟(必闕赤) 張庭珍(必闕赤) 張立道

世祖朝

耶律希亮(契丹人。速古兒赤) 移刺元臣(契丹人。必闕赤) 耶律驢馬(契丹人。必闕赤) 哈刺帖木兒(契丹人) 洪萬(高麗人) 王

忱 賀社 許辰 王伯勝 郝天挺 賀勝 謝亨完 吳元珪 董文用(世祖藩邸。必闕赤) 高天錫(上同) 謁

只里(世祖藩邸) 郝彬(裕宗の宿衛) 吳鼎(上同) 王壽(上同)

成宗朝

陳顥

仁宗朝

陳顥(重田) 郝佑 張景元 王結(仁宗藩邸)

以上すべて三十五人、決して少しといふべからず、世祖朝のみにて猶ほ十六人を數ふ、寧ろ意外とすべし、而して彼等の怯薛官たりしもの、殆んど全數が必闕赤なるは、文書記録の事は蒙古人の短所にして漢人の長所なればなるべし。然れども怯薛は上述の如く天子の身邊に奉仕するもの

なるが故に、なるべくは蒙古人の親臣を以て之に採用するの方針を取れるは勿論なり、成宗の大徳七年二月「汰諸色人冒充宿衛」(元史卷二一、成宗紀)は色目人をも淘汰せる事例と認めらるゝも、色目人に對しては猶ほ頗る寛大なりき、獨り漢人は漸く宮中より排斥せられ、元史に、

至大二年六月甲戌、以宿衛之士比多冗雜、遵舊制、存蒙古色目之有閥閱者、餘皆革去。(卷二三、武宗紀)

至大四年四月壬寅、詔分汰宿衛士、漢人高麗南人、冒入者、還其元籍。(卷二四、武宗紀)

とあるを始め、這般の禁令屢々出で、終には「諸漢人南人、投充宿衛士、總宿衛官○怯薛官輒收納之、

並坐罪」(卷一〇二、刑法志)とさへ令して、其の厲行を期せしかば、右の表に見ゆるが如く、成宗以後、

愈々減じ、少くとも元史の記載に於いて、英宗以後、漢人にして怯薛に官たりしものを見る能はざるに至れり。

(ロ) 科 擧

太宗、金を滅ぼして中原を取りし後、中書令耶律楚材の建議により儒術を以て士を選ぶこととなり、九年八月詔を下し、斷事官朮忽魯と山西東路課稅所長官劉中とに命じ、地方を巡回して論經義、詞賦の三科の中、一科若くは二三科を試験せしめ、以て漢人の名士を採用するを得しが、程なく反對論出でて中止せり。世祖至元の初、前代に倣ひて科擧を行はんとして、果さず、其の後



も、屢、其の議あり、制度も略ぼ立ち、其の一部の實行せられしこともありしが、永續せず、漢人の儒者にして登用せらるゝものもあるも、そは皆長官の薦擧に由り、多數は刀筆の吏より出身せり。然るに、仁宗の皇慶二年十月、中書省臣より「科擧事、世祖裕宗累嘗命行、成宗武宗尋亦有旨、今不以聞、恐或有沮其事者」として科擧實施の急を奏するに及んで、仁宗之を嘉納し、十一月に至りて詔を下し、明年八月を以て郷試を行ひ、次年二月を以て京師に會試し、合格者は親ら之を策問せんといひ、科擧に關する詳細なる規定、即ち(イ)試験は毎三年一回之を施行すること、(ロ)會試に應ずる擧人は年齢二十五歳以上、品行學術共に優秀なるべきこと、(ハ)試験科目のこと、(ニ)合格者の採用標準のこと等を發表せり。翌年即ち延祐元年二月、中書省より試験施行期日、試験官姓名、郷試施行の場所、擧人の定員、受験者の心得等に就き詳細なる訓令出で、其年八月二十日より二十六日迄に各府州縣の秀才は各省城に於いて所謂郷試を受け、其の合格者即ち擧人は翌二年二月一日より五日まで京師に來りて所謂會試を受け、其の合格者は三月七日、天子の御前に於いて所謂御試又は延試を受け、之に合格したるものは進士及第以下の稱號を授與せられたり。今、當面の問題に關係ある部分に就いて少しく考察する所あるべし。

(一) 試験科目。試験科目は蒙古人と色目人とに於いて相同じく、漢人と南人とに於いて相同じ。

今假りに前二者を第一部とし、後二者を第二部とし、其科目及び程度の差異を見るに、左の如し。

郷試及び會試

第一部 (蒙古人、色目人)

第一場。經問五條。大學論語孟子中庸内、設問、用朱氏章句集註。  
第二場。策一道。以時務、出題。限五百字以上。

第一場。明經經疑二問。大學論語孟子中庸内、出題、並用朱氏章句集註。又以己意、結之。限三百字以上。

經義一道。各治一經、詩尙書周易春秋禮記。限五百字以上。

第二部 (漢人、南人)

第二場。古賦詔誥章表内、科一道。古賦詔誥用古體、章表四六、參用古體。  
第三場。策一道。經史時務内出題。限一千字以上。

御試

第一部 策一道。以時務出題。限五百字以上。

第二部 策一道。經史時務内出題。限一千字以上。

但し、至正元年に科目に多少の變更あり、即ち第一部第一場の經問五條は三條となり、別に經義一道を加ふ、第二部第一場の明經經疑二問は一問となり、經義一道は二道となる、第二場の古賦詔誥章表内一道を二道と改む。要するに程度は高められしなり。



(二) 成績發表。成績の發表は、「蒙古色目人作一榜、漢人南人作一榜」とあるが如く別々とせり、故に首席者は各榜各一人あるなり。

(三) 合格者資品<sup>(1)</sup>

兩榜	第一甲第一名	進士及第——從六品
	第一甲第二名以下	進士出身——正七品
	第二甲全部	部——同進士出身——正八品

但し、之にも例外あり、(イ)蒙古色目人にして漢人南人の科目に應試して合格したるものは、一級高き資品を授く。(ロ)元統元年度に限りて兩榜の優等者各三人に進士及第の稱號を授けたり。(ハ)國子學即ち大學の出身者に在りては此限にあらず。

(四) 第一回科擧の成績。延祐元年八月鄉試を行ひ、蒙古色目漢人南人より各七十五人を選抜し、翌二年二月京師に於ける會試に應ぜしめたり。元史<sup>卷八</sup>選舉志には、當時の鄉試合格者(舉人)の員數出身階級及び地方別を詳かに傳へたるが故に、左に之を表示す。

中書省直隸

宣慰司

行

省

計合	人南	人漢	目色	古蒙	都大
35	0	10	10	15	都大
14	0	4	4	6	都上
21	0	11	5	5	定真
18	0	9	4	5	平東
16	0	7	4	5	東河
16	0	7	5	4	東山
26	7	9	5	5	南河
13	0	5	3	5	西陝
9	0	2	2	5	陽遼
9	0	5	3	1	川四
7	0	2	2	3	肅甘
5	0	2	2	1	南雲
6	0	1	2	3	北嶺
3	0	1	1	1	東征
43	28	0	10	5	浙江
31	22	0	6	3	西江
28	18	0	7	3	廣湖
300	75	75	75	75	計合

表中の數字は又蒙古色目人の分布状態に就いて其の一斑を窺知するの用に供すべし。さて此等舉人の最後の成績を見るに左の如し。

鄉試合格者	蒙古	色目	漢人	南人	計合
75	75	75	75	75	300

1 至正二十六年三月即ち元代に於ける最終の延試の合格者のみは、先例を破り、第一甲は承直郎正六品、第二甲は承務郎從六品、第三甲は從仕郎從七品を授けられたり。(元史卷九二、百官志、科目)







かくて國子學は毎年四十名の卒業生を出し、而して會試は每三年一回之を施行するが故に、會試に應ずる國子學出身者は、毎回百二十名に上るも、御試を経て採用せらるゝは、僅かに十八名(蒙古人六名、色目人六名、漢人南人共六名)に過ぎざるを例とせり。但し國子學出身者は普通の舉人出身者より其の資品一級を加へられ、蒙古人は從六品、色目人は正七品、漢人は從七品にて、共に進士出身を授けらる。<sup>(1)</sup>

今、元史の記載に基づき、元代に於ける進士表を作りて讀者の參考に供すべし。

延試施行年月	出擧身人	國子學出身	蒙古色目人第一甲第一名	漢人南人第一甲第一名
延祐二年三月	五五	?	護都答兒	張起巖
同五年三月	五〇	?	護都達兒	霍希賢
至治元年三月	六四	?	達普化(泰普化)	宋本
泰定元年三月	八六	?	捌刺 <sup>(一作八刺)</sup>	張益
同四年三月	八六	?	阿察赤	李黼
天歷三年三月	九七	?	篤列圖	王文燁
元統元年九月	一〇	?	同	李齊

至正二年三月	同五年三月	同八年三月	同十一年三月	同十四年三月	同十七年三月	同二十年三月	同二十三年三月	同二十六年三月
七八	七八	七八	七八	六八	五二	三五	六二	七三
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	二〇
拜住	普顏不花	阿魯輝帖穆而	朶列圖	薛朝晤	仇徵	買住	寶寶	赫德溥花
陳祖仁	張士堅	王宗哲	文允中	牛繼志	王宗嗣	魏元禮	楊元輓	張棟

1 至正二十六年三月の延試には、先例を破り、國子生員の合格定員を二十人とし、蒙古七名正六品、色目六名從六品、漢人(南人を含む)七名正七品を授けたり。(元史卷九二、百官志、科目)

2 本表は元史卷八一、選舉志科目の條と卷九二、百官志科目の條とによりて作る、然るに之を本紀の記事に参照するに多少の相違あり、擧人出身者の合格數に小字を以て附記したるもの及び人名に「一作某」とあるもの、共に本紀によりて考異せるなり。

3 科擧を罷めしは元統三年(十一月改元至元)十一月のことにして(元史卷三八、順帝紀)、其の主唱者は中書省平章政事徹里帖木兒なり。此時、參知政事許有壬大に之を不可とし、争ひたれども遂に聞かれず、この後六年間終に其の事なかりき。許有壬と太師伯顔との問答は元史卷一四二、徹里帖木兒傳に詳かなり。



(ハ) 陰 敍

陰敍一に承廕といふ、父祖の廕によりて品官を興ふるの謂なり。元典章<sup>卷八</sup>承廕の條に、至元四年十月中書省の發布せる品官廕敍體例あり、之によるに「諸官品、正從分爲一十八等、職官用廕、各止一名、正從一品二品子正七品敍、正三品子從七品敍、從三品子正八品敍、正四品子從八品敍、從四品子正九品敍、正從五品子從九品敍」とあれど、蒙古色目漢人の階級による差別に就いては、未だ何等規定する所なし。然るに、成宗の世に至りて其の制定まりしものと見え、元史<sup>卷二</sup>成宗紀には「大德四年八月癸卯朔、更定陰敍格。正一品子爲正五、從五品子爲從九、中間正從以是爲差、蒙古色目人特優一級」といひ、同書<sup>卷八</sup>選舉志銓法の條には、更に詳かに「大德四年省議諸職官子孫廕敍。正一品子正五品敍、從一品子從五品敍、正二品子正六品敍、從二品子從六品敍、正三品子正七品敍、從三品子從七品敍、正四品子正八品敍、從四品子從八品敍、正五品子正九品敍、從五品子從九品敍、正六品子從六品子近上錢穀官、正七品子酌中錢穀官、從七品子近下錢穀官。諸色目人比漢人、優一等廕敍。達魯花赤子孫、與民官子孫、一體廕敍。傍廕照例降敍」と記す、蓋し蒙古色目人の廕敍は漢人の其れに比して一等高きは一代の定制なりしなるべし。

(三) 其の他

三階級の差別は官吏任用の上に就いて最も顯著なること、上述せる所の如し。其の他の點に就いては、元代の記録の傳ふる所甚だ稀にして、到底詳かに之を知るを得ず。因つて姑らく吾人の寓目せる所の中、三四のものに就いて一言し、餘は他日の研究を期すべし。

(イ) 刑 罰

犯罪者處罰の場合に於いて、蒙古色目人と漢人南人との別を立て、常に前者に寛にして、後者に嚴なるを原則とせり。例へば、

至元九年五月、禁漢人聚衆與蒙古人鬪毆。(元史卷七、世祖紀)

とあるは、漢人の蒙古人を鬪毆するを禁ぜしものにして、

諸蒙古人與漢人爭、毆漢人、漢人勿還報、許訴于有司。(元史卷一〇、刑法志)

とあるは、漢人若し蒙古人を毆たば、蒙古人は直ちに之を毆ち返すことを得るも、漢人の蒙古人に毆たれし場合には、彼等はたゞ官に訴へ出づるを許されしのみなることを示す。之れは至元二十年の布告なりき。(元典章卷四、刑部雜例)

致和元年以上都大都所屬蒙古人并怯薛軍站色目與漢人相犯者、歸宗正府、處斷、其餘路府州縣漢人蒙古色目詞訟、悉歸有司。(卷八七、百官志)